

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
＜ 第 3 号 ＞

平成23年第5回沖縄県議会（6月定例会）

平成23年7月8日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第3号>

開会の日時

年月日 平成23年7月8日 金曜日
開 会 午前10時2分
散 会 午後8時25分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 参考人説明聴取（陳情第35号）について
- 2 乙第6号議案 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 乙第7号議案 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 4 乙第10号議案 交通事故に関する和解等について
- 5 請願第1号、陳情平成20年第41号、同第43号、同第53号、同第57号、同第64号、同第78号、同第125号、同第134号、同第137号、同第142号、同第148号、同第188号、同第189号、同第192号、同第195号、同第199号、陳情平成21年第8号、同第9号、同第13号、同第32号、同第41号、同第50号、同第52号、同第57号、同第60号、同第61号、同第65号、同第67号、同第68号、同第72号、同第80号、同第84号、同第88号の2、同第94号、同第95号、同第99号、同第106号、同第110号の2、同第112号、同第113号、同第116号、同第117号、同第122号の3、同第132号、同第133号、同第139号、同第142号、同第145号、同第148号、同第149号、同第153号、同第160号、同第178号、同第192号、同第193号、同第196号、同第197号、同第200号、同第203号から同第205号まで、同第210号、陳情平成22年第2号、同第8号、同第23号、同第24号、同第27号、同第30号から同第33号まで、同第38号、同第40号、同第49号、同第52号、

同第53号、同第57号、同第61号の2、同第62号、同第76号、同第78号、同第83号、同第84号、同第95号、同第97号から同第99号まで、同第101号、同第103号、同第104号、同第106号、同第120号から同第123号まで、同第128号、同第129号、同第137号、同第139号、同第143号、同第145号、同第147号、同第153号、同第154号、同第158号の3、同第160号、同第162号、同第164号、同第174号から同第176号まで、同第179号、同第183号、同第185号、同第194号、同第199号、同第200号、同第202号、同第206号、陳情第3号から第6号の2まで、第8号、第11号、第13号、第21号、第28号、第30号の2、第35号、第42号から第47号まで、第55号、第58号から第61号まで、第63号、第66号、第69号、第71号、第73号の3、第78号の2、第86号から第89号まで、第92号、第94号から第96号まで、第100号及び第103号

- 6 国立沖縄青少年交流の家存続に関する意見書の提出について（追加議題）
- 7 幼稚園教育等の制度改善を求める意見書の提出について（追加議題）
- 8 「子ども・子育て新システム」の安易な導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書の提出について（追加議題）
- 9 閉会中継続審査・調査について

出席委員

委員 長	赤 嶺	昇 君		
副委員 長	西 銘	純 恵	さん	
委 員	桑 江	朝千夫	君	
委 員	佐喜真	淳	君	
委 員	仲 田	弘 毅	君	
委 員	翁 長	政 俊	君	
委 員	仲 村	未 央	さん	
委 員	渡嘉敷	喜代子	さん	
委 員	上 原	章	君	
委 員	奥 平	一 夫	君	
委 員	比 嘉	京 子	さん	

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

(参考人) (陳情第35号について)

日本保育協会沖縄県支部支部長 久高 ケイ子 さん

(補助者) (陳情第35号について)

日本保育協会沖縄県支部副支部長 金城 努 君

日本保育協会沖縄県支部副支部長 安座間 葉子 さん

沖縄県私立保育園連盟総務部長 渡真利 望 君

沖縄県私立保育園連盟予算対策部長 上原 東 君

沖縄県私立保育園連盟広報部長 仲田 房子 さん

福祉保健部長 宮里 達也 君

福祉企画統括監 垣花 芳枝 さん

福祉・援護課長 大村 敏久 君

高齢者福祉介護課長 稲嶺 ミユキ さん

青少年・児童家庭課副参事 大城 馨 君

障害保健福祉課長 金城 弘昌 君

医務課長 平 順寧 君

健康増進課長 国吉 秀樹 君

薬務疾病対策課長 上里 林 君

病院事業局長 伊江 朝次 君

県立病院課長 前田 光幸 君

○赤嶺昇委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

乙第6号議案、乙第7号議案及び乙第10号議案の3件、請願1件、陳情157件、参考人からの説明聴取について及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、福祉保健部長及び病院事業局長の出席を求めております。

また、参考人として、社会福祉法人日本保育協会沖縄県支部支部長久高ケイ子氏の出席をお願いしております。

まず初めに、参考人からの説明聴取（陳情第35号）について審査を行います。休憩いたします。

（休憩中に、参考人着席。その後、参考人から申し出のあった補助者の出席及び説明について協議した結果、申し出どおり出席を認めることで意見の一致を見た。）

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

参考人から申し出のあった補助者の出席及び説明につきましては、休憩中に協議したとおり取り計らうことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

（休憩中に、補助者着席）

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

参考人及び補助者の皆様、本日は御多忙のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

参考人等から説明を求める前に、委員会の審査の進め方について御説明申し上げます。

まず、参考人等から御説明をいただいた後、委員から参考人等に対し質疑を行うことにしております。

なお、参考人等が発言しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならず、発言は、陳情の趣旨の範囲内で行うこととなっております。

また、本日は委員会が参考人等の説明を聞く場でありますので、参考人等が委員に対して質疑することはできませんので、御承知おきください。

それでは、久高ケイ子参考人から、陳情第35号について簡潔に御説明をお願いいたします。

久高ケイ子参考人。

○久高ケイ子参考人 私は沖縄県保育3団体の一つであります日本保育協会沖縄県支部支部長の久高ケイ子と申します。文教厚生委員の皆様方には、常日ごろより児童福祉行政に御配慮をくださいまして厚くお礼申し上げます。

私ども3団体が平成23年2月28日付で、子供の健やかな成長と保育制度を守るための要望書を沖縄県議会議長高嶺善伸様あてにお届けしているところでございます。本日、このように参考人として出席する機会を与えてくださいまして感謝申し上げます。

この要望書の5項目につきまして、作成に大きくかかりました金城努副支部長から詳しく説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○金城努補助者 私、日本保育協会沖縄県支部副支部長金城が、要望書の5項目に対する説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

まず初めに、日ごろより沖縄県の文教・福祉行政に御尽力いただき本当にありがとうございます。このような場を設けていただき感謝申し上げます。

まず1番目の待機児童解消は、大幅な財政投入と現行制度の拡充により進めてくださいというお願いがございます。まず大幅な財政投入というのは、やはり沖縄県も待機児童の、平成22年4月1日では1680名という待機児童が各市町村一沖縄県全体になりますが、そういう数字が出ております。そこで、その待機児童を解消するためにどのようにしていくかというもので、まずは財政投入が必要だということです。それには国もかかわってきますので、少し国の御説明もさせていただきます。さて、国では地方分権改革推進計画基本方針が平成21年12月15日の閣議決定を皮切りに、昨年からは幼保一体化を含む子供・子育て新システムについて、基本制度、幼保一体化、子供指針、3つのワーキングチームで議論が進められ、平成25年度には新制度をスタートしたいという工程でございます。それについては、2ページの工程表がついておりますので御確認をお願いいたします。その中で、幼保一体化は子供のこども園を創設し、保育所、幼稚園を存続させ、給付一体化する案など最終結論が国に上程される予定です。しかしながら財源も不透明であり、さらには先日の新聞の記事にもありますように幼稚園団体の反発が強く、保育所側の利用者、子供たちが危険な橋を渡らないためにも県議会の御理解をいただき、今後の政府の動きにも注視しなければならないと考えております。私ども保育3団体は、待機児童問題や沖縄県における人口減少問題は、地域によって深刻さが増しており、認可保育

所として地域ニーズを把握し、どのようにどう対応するか、合わせて保育の質の向上を目指して事業を展開してまいります。まず、厚生労働省の新制度のスタートの説明は、消費税の増税の目的として社会保障改革の一体給付であり、保育制度の改革と財源確保は両輪であると強調しながら、新政権のもと消費税増税が宙に浮き、制度改革だけが走り続けてきたのが現状です。そこで、社会保障の子育て予算を増額し、認可保育所の最大限の活用を行ってほしい。現行制度では定員をふやせばふやすほど運営費がマイナスになるので、しっかり努力した保育所には努力した分の運営費が必要である。また既存の保育所の老朽化が進み、平成23年度までには安心こども基金制度のもと、定員をふやしながら建てかえや新設の保育所の建設が進み、今後も継続していただき、さらには公立保育所の安全な施設を確保するためにも、安心こども基金の継続が必要だと考えております。これが1番目の説明となっております。

続きまして2番目、直接契約を導入せず、そして公的責任を堅持してくださいとなっております。済みません、この漫画も参考にしながらお聞きいただきたいと思っています。この漫画は、まず2種類ありまして、1種類は全体的に流れに沿った制度の説明と、そしてこれは細切れにした3つの問題を分解した説明となっております。まず現行制度では、保育の実施主体は市町村となっているが、新たな保育制度ではあたかも今後、市町村に保育の主体、責任や義務が存続するようなニュアンスになっている。行政は保護者に対して、現在のような保育の現物給付の方法を記述してはなく、明らかに現金給付としており、受給権が付与されていることで保護者みずから保育園を選択して利用し、保育サービスを受けることによって受給権の行使ということになるので、老人福祉施設と同じ制度の環境になる。その際、行政は、保護者が保育サービスの購入に要した費用の負担の一部を補助し、残りは応益負担—現在は応能負担という仕組みになって、その費用の負担を直接補助することから、現金給付制度との説明になっている。ところが、行政はいちいち保護者への費用の一部を現金で給付することは手間暇がかかり、リスクが伴うことから、支給方法の流れを変え、保育園が保護者の代理人となって受領するという代理受領方式とすることが明確である。したがって、行政は保育サービスという現物給付はせず、保護者への直接契約と、直接補助方式なる方法をとっている。現金給付方式になることから、保育園と行政との間には公的契約は何ら存在しなく、現在の障害者福祉施設、介護保険施設と同様のシステムになると考えられております。保育園は保護者から保育費用を直接徴収し、保育費用の未納や滞納がある場合には、経営者の判断によって退園させることができるようになり、利用者保護という視点は軽視されており、むしろ行政は何ら関与しない、関与できないと

いった状況が生まれる。この中で特に、先ほど応能負担ということでなっておりますが、特に沖縄県の場合には、所得の低い方々が全国に比べて多いかと思えます。そうすることによって、応益負担に変わった場合には、本当にサービスに対しての支出ということになるので、現在の保育料よりもさらに負担が多くなるのではないかと考えられております。

あとは3番目、保育の産業化につながる指定制度の導入や運営費の使途制限の緩和を行わないでくださいということです。資料の3ページに指定業者制度と問題点を整理しておりますのでごらんください。左側が社会福祉法人、右側が今回、指定制度にした場合にはこういう形になりますというようにまとめております。まず、現在は子供中心として考えた制度になっていると思います。今、保育の実施主体は市町村、そして指定業者になると、これは直接契約となって業者と、また指定業者との直接契約に変わっていきます。何よりも児童の福祉と処遇向上というところでも、まず公立保育所ばかりでは保育所の整備にお金がかかり、需要も追いつかないというところで、社会福祉法人に委託し経費節減を行っている。指定業者にすれば、待機児童解消と子育て支援という名のもとに、保育に欠けない子供も法的に保育を受ける権利があるとし、保育園経営を希望する企業にも補助金を支出したいと考えているというように、右と左を比べていただければいいかと思えます。3番目には、私どもは利益は許されるが、営利は一切禁止ということになってはいますが、いわゆる企業となると、営利を優先目的、そして効率優先という形になるかと思えます。社会福祉法人はまず厳しい審査のもと、安定性と継続性、そして資産の担保というところで社会福祉法人が成り立ち、企業参入の場合には、自己都合で撤退することも可能になってくるということです。事例としては、コムスンやMKグループが上げられるかと思えます。また公的責任においても、保育士の処遇と利用者の保護も私どもは実施しており、また指定業者になると利用者の自己責任として、基本的には利用者の救済はなしという形になります。次のページには、またさらに、イコールフィッティングの説明がございますので、ごらんになっていただければと思っております。3番目の使途制限の緩和というところなのですが、4ページの真ん中の赤の文字を見ていただければと思えます。私ども社会福祉法人会計からは、別の企業に対してはお金の流出はございません。しかしながら、企業は営利目的だから利益を配当する場合もあるということになります。これが使途制限という意味合いになってくるかと思えます。

続きまして4番目の児童福祉法第24条を堅持し、最低基準の廃止及び引き下げは行わないでくださいというところの説明です。4番の説明は5ページになります。児童福祉法第24条は、市町村の責任のもと保育をするという内容でご

ざいます。それが現在は保育に欠けるという文言がありますが、今度の規制改革では真ん中の、保育を必要とするというものが出てきております。入所要件等も市町村に任せるといった形になることが予測されて、それに対して右手に次のような影響が出てくるのではないかと説明でございます。まず利用者、申込者の急激な増加、保護者の育児放棄の助長、付加サービスの過度な競争、利用者と事業者の直接契約になるということです。それに伴って保育所運営費として、保育単価から提供された保育サービスの量に応じた報酬単価へ転換という形になります。利用者申し込みの際には市町村権限の消滅になります。そして、サービスの申込者の増加に伴う財政圧迫、そして認定の抑制、それに伴って保育難民の発生と。要するに待機児童という言葉がなくなり、保育難民という言葉に変わるのではないかと感じております。要は市町村は認定をすれば、もうこれで終わりだと。あとは皆さんで各保育園に行って、あいている状況を確認しながら入所してくださいということです。市町村の責任というものがなくなってくると、薄れてくるという形になっております。ですから、児童福祉法第24条をしっかりと守ることが弱者を守ることになるかと思っております。最低基準に関しても、私どもは児童福祉法第45条に基づいて、設備の基準、職員の基準、保育時間、保育内容等をしっかりと守り、現在、保育を進めております。しかしながら今考えられているのは、こういう権限移譲というのですか、そういったものが考えられて、参酌という言葉が出てきております。要するに、参考にしながら各県、市町村で入所を考えてもいいですよ。そうすると東京都が今変わっているのが、平米数が緩和されております。それは条件が東京都と今はうたわれておりますが、それが沖縄県にくる場合もあるということで、しっかりと私たちはそこは最低基準を守っていく必要があると思っております。最低基準はあくまでも最低であって、それ以上はないといけないということです。それ以下ということは子供たちへの影響があると考えております。

あと5番目、地域の財政力で保育に格差を生じさせる一般財源化は行わないでくださいということです。今現在、地域によっても多少格差が出ているのではないかと感じております。要するに、保育予算をいかにとるかによって待機児童を多く解消できる市町村と、そうでない市町村という形になっております。それが、さらに一般財源化することによって、待機児童の解消が厳しくなるのではないかと考えております。例から申しますと、公立保育所、それは今、一般財源化になっており、見えない財源というもので各市町村、苦肉の策として各法人もしくは新たな保育園という形で、民間委託という形に進んでいるのが現状です。ぜひそこはしっかりと、国、県、市一体となって財源を確保してい

ただき、保育を行ってほしいと考えています。

以上で、説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○赤嶺昇委員長 参考人等の説明は終わりました。

これより参考人等に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 子ども・子育て新システムの導入については説明を受けたのですが、全国的に公的保育を後退させるという問題と、あとは保育所に入りたいという声が、逆に直接契約という形で応能負担が応益負担に変えられると、先ほど説明を受けたような状況に今進められているのですが。お尋ねしたいのは、今の最低基準を参酌基準にしていく一東京都は自由に基準をつくられていると。それは待機児童数が多いところとはいうことで、東京都などということでは沖縄県も待機児童が多い地域となっていると私は思っていますが、それについてはどうなのでしょう。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、金城補助者から質疑内容の確認が求められ、西銘委員から補足説明がされた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

金城努補助者。

○金城努補助者 確かに西銘委員のおっしゃるとおり、これは本当にかぎ穴をあけられたような感じで、沖縄県もそこに含まれるのではないかという心配は私たちもしております。

○西銘純恵委員 これまで認可保育所でも待機児童が多いということ、基準の緩和ということ、どんどん一最低基準と言われてきたものが緩和されてきて、結構な受け入れを保育所ごとになされてきたと思うのですが、その中で既

にいろいろ問題があったのではないかと思うのですよね。現行でも25%受け入れとか、年度途中でも受け入れができるということで、最低基準といわれたそのものもさらに緩和されてきたのに、さらに輪をかけて、沖縄県でも東京都のように緩和されたら、参酌基準が一最低基準というものがもっと低くなるのではないかということなのですが。現状ですね、緩和されての数年間の状況で、保育所は具体的に結構子供たちの状況が相当ぎゅうぎゅう詰めになっているのではないかという、具体的に何か聞いていらっしゃることを一例でも挙げていただけたらと思うのですが。

○金城努補助者 今の御質問で、弾力化によって沖縄県でもそういう問題が起きているのではないかということですが、これは弾力化するにもやはり条件がありまして、先ほどおっしゃったように、最低基準を守るということが基本ですので、その問題とならないような形で私たちも一現場としては受け入れているという形です。ただ、平米数的にはゆとりはあるにもかかわらず、逆に市町村が入れないというケースは結構あります。これはやはり財政の問題とか、もろもろの問題はあるかと思えます。現場で一番問題となっているのが、保育士の不足というところでなかなか受け入れができないというのが現状です。平米数的にはゆとりはあります。しかしながら、保育士が足りないということで受け入れが非常に制限されているということは間違いございません。

○西銘純恵委員 保育士の不足というのは、運営補助金の関係なのですか。

○金城努補助者 保育士の不足というのは、今、沖縄県でも毎年800名近くの保育士が誕生しているとお話があるのですが、現時点で約8000名近くの保育士登録が沖縄県でされていると。では、その方々が保育士として職につけば問題はないのですが、実際についている方々がなかなか少ないというのが現状です。いわゆるペーパードライバーといいますか、免許は持っているが保育士にならないというのが現状です。その1つの要因として、やはり給与の問題、そしてやりがいの問題とか、あとは人間関係の問題とか、もろもろあるかとは思いますが、やはり給与の問題も大きな要因ではないかと考えております。

○西銘純恵委員 私は待遇—給与の問題が大きいというのは、若い皆さんが保育士としてやりたいが、やはり将来、継続してやれる自信がないというのは、給与が低いと。それはやはり運営に対して、国がもっと補助金を引き上げをしていくということが、ネックになっていると思っているのです。それだけ保育

士資格者がいながらつけないという、その問題が解決すべきことだと思っています。それでもう一つお尋ねしたいのは、具体的に市町村が保育の公的責任を取り払われるということで、市町村は保育を認定をして保育所に入れますよと、それが契約をするときに直接契約というところで、例えば、パートで働いている月収10万円の方が保育所OKと言われたときに、具体的に出てくる問題ですね。フルタイムの方でしたら、給与もそれなりにもらっているので認定された保育所に直接申し込みをしても、保育所との関係では保育料が払えるでしょうということで契約もされると思うのですが、パートで収入が少ないという人が認定をされたときに、ただでさえ今の保育所が足りない状況の中で、本当に保育所が受け入れてくれるのかということも気になるのです。そういう問題についてはいかがでしょうか。

○金城努補助者 今の問題に関して、まず市町村は子ども・子育ての需要見込みをまず調査するといわれております。そして待機児童の多い市町村においては、やはり点数制はそのまま残るとい形になりますので、パートの方はその点数が低く設定されますので、そこら辺はやはり8時間労働をされている方が優先、またはひとり親家庭、そういった方々が現状のような形で優先になるということはどうなっております。

○西銘純恵委員 応益負担になるとおっしゃったのですが、このパートの方が入所できるというときの保育料が現行と一現行は所得によって保育料を決められて国がその分を補てんする、国基準が保育料が高いために市町村も補てんしているという状況がありますよね。これについてはどうなるのでしょうか。

○金城努補助者 逆に、そこら辺がまだ不透明な部分が多いのが現状です。ある会合の中で、国の児童家庭課長はこのように申しております。「保育を受ける権利として必要な費用は個人の給付を基礎とするが、確実に保育費用を充てるため、法的代理受領の仕組みとする。価格は法定価格として、価格競争が強化できないようにする。また、価格の決め方は施設の規模や人件費、事業費、管理費、施設整備等の現在のシステムと同様に価格を決定する。その中で、職員が子供と向き合っている時間外でも必要な処理時間も含め、価格に反映するよう努力する」という形をやっております。また、上乘せ徴収に関しては、制度として可能な限り、制服代や野外活動が範囲なら徴収できるとうたっております。要は、保育園がこれは徴収が必要だというものに関しては、ある程度認める部分も出てくるかということになります。要するにオプションです。

○西銘純恵委員 保育の時間認定を受けて、それを超えて必要に応じて延長とか、そういうのを求めたときはどうなるのでしょうか。

○金城努補助者 それは延長保育料が発生するという形になります。

○西銘純恵委員 利用する側にとっても保育所探しも厳しくなる一例えば、障害を抱えているときに、同じ健常者の子供と障害者の子供といたら、だれを入所受け入れするかといたら、どなたを受け入れるということになるのでしょうか、保育園側としたら。

○金城努補助者 私ども社会福祉法人、福祉従事者としては、やはり弱者を守る意味からも障害のある方を優先するというのが、それは当たり前のことだと考えております。しかしながら、企業参入とかそういった株式会社が参入した場合には、ではそれをやるかというコストがかかります。そのコストを見たときに、株式会社がそのような形で受け入れをするのかどうかというのが、私は疑問に思います。国も正当な理由を除いては施設に応諾義務を課するがとありますが、この正当な理由というのがなかなか見えてこないのが現状です。

○西銘純恵委員 やはり一番のネックはそこら辺かなと思うのですが、現行では確実に差別をされないといえますか、どの子も必要に応じて法人の皆さんがしっかりと受け入れていると。だけど企業に参入をさせるというところが、そういうコストのかかるものは排除されていくのではないかという危惧についてはよくわかりました。先ほども話されましたが、この社会保障一体改革ということで、この新保育システムそのものが消費税の増税と抱き合わせになっているところについて、これは実際の企業参入とか、直接契約にするとか、利用者にとっても社会保障というのは、児童福祉がよくなるものではないと思うのですが、消費税は保育をよくするために増税と言われて、抱き合わせになっているということに対する御意見を伺いたいのですが。

○金城努補助者 これは本当に、私も直接いろいろな講演会で聞いているのですが、消費税を上げるために、どういう目的で上げるかによって、世論の合意というものが得られるためには、やはりこういった形で子供たちのためとか、そういった福祉のためというふうにとると増税しやすいという形になりますが、しかしながら新聞等の報道に、平成25年一要するにこの新システムがスタ

一トするときの将来推計というものが出ておりました、2011年度、約108兆1000億円の予算がある中で、子育てに対しての費用は幾らかというと、2011年度では5.2兆円になります。全体の約4.8%、そして消費税等を上げて推計を考えた場合にどうなるかということ、151兆円を推計しておりました、ではこれに対して子供の予算がどのようになるかということなのですが、6兆5000億円という形になっております。確かに、金額的にはアップしておりますが、その全体の数字に対して伸びがないという、先ほど全体の4.8%、では平成25年になったら、その6.5兆円というのは全体の4.3%になるということ、いわゆる占める割合が逆に下がってしまうということです。では、どこにそのお金が行くかというと、年金、医療に行ってしまうということで、私たち子育てをする関係者としては、これは理由が通らない部分ではないかと考えております。

○西銘純恵委員 今、待機児童解消というのは、例えば1680人と県が言っているが、実際は一例えば私は浦添市在住なのですが、年度当初は200名余りが、12月、2月になれば1000名を超えるという、本当に待機児童解消をするためには保育所をもっとふやして、そして老朽化している5割近くの法人の保育所を改築してそこをもっと拡充していくという、これが常道だと思っているのですが、今進めているのが本当に、知れば知るほど児童福祉の観点からいったら、企業参入に導くとんでもない制度改革だと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 お一人お一人からお聞きしたいのですが、この新システムの、例えば、保育現場における子供の側からの問題、それから利用する親の側からの問題、それから保育をなさってきて、これまで児童福祉法を非常に遵守をされてこられた現場の先生方から見たところ、このいずれでもよろしいですから、このシステムについて最もお話になりたいことを、お一人1分ぐらいずつ少しお話しただけませんか。

○渡真利望補助者 この制度改革という形で、今回は要請文に上げました内容は、今、取り組まれている新システムに対しての私たちの考えを述べたものがありますが、そもそも制度改革ということが言われたのは、平成20年12月ごろに待機児童が余りにも多く、それがなかなか解消されないということが理由で、これは今ある公的保育制度の制度疲労だということで、それを見直さな

ければいけないということで制度改革と。その方向性の中で幾つかの素案のある中、現行の財政投入をしながら制度を見直していくという方向になりました。この前提というのは、一番の前提は、財政投入をして今ある環境をよりすべての子供という言葉を使いましたが、枠を広げながら子供の育ちというものをよりよく社会全体で見守っていくという方向が一番最初に上がったと思います。経緯がいろいろありますが、去る昨年6月の基本制度案要綱というのが出ましたが、その一番最初の目的にも一財政投入ももちろんございましたが、社会全体で子供の育ちというのを見ていくということがうたわれていますが、実際に各論といいますか、具体的な話になってこのワーキングチームができていく中での話を見ていきますと、今お配りしたリーフレットにある、保育を利用する側にとってはかなり難しい状況、子供の権利を優先し、また子供の育ちというものを本当に考えた形で、社会全体で子供の育ちというのを見ていくという形にほど遠いような審議の内容が進められているような気がして、この決議といえますか、この決議というのは、去る2月17日に2600名余の保育関係者が集まったの決議でしたが、本来、根本にある社会全体で子供の育ち—今、いろいろな問題が起こるたびに、幼児期の子供の育ちというのに起因するのではないかと、いろいろな因子関係で言われますが、こういった状況の中でやはりこの乳幼児期の育ちというのを、いかに社会で支えていくかということが大事な時期であるにもかかわらず、今進められようとしているところが市場化としての子育てであり、自己責任といえますか、子育て家庭が個々での責任として、子育てを見なくてはいけなくなるような方向性で進んでいるということに、すごく大きな怒りに近いものを感じています。そういった意味では、この審議が本当に期間の短い中で、まだ中間とりまとめという話が出ておりますが、そこでも財源問題についてはちゃんとした形では提示されていませんし、今、御質問等にもありました具体的な内容についても、なかなか見えない状態でとりまとめをし、また法案化がされようとしていると。こういう拙速の審議の中でこういった大事なことが決まっていこうとしていることに対して、大きな危惧を感じております。ぜひ、このことはとても大事なことなので、やはり腰を据えて議論していただく中で、我が国の将来につながるというか、そういった形での話を進めていただけないかという思いであります。

○金城努補助者 今のシステムで子供側の問題と親側の問題。保護者から見ると、とにかく仕事をしなければならない。預けたいというのであれば、それは多少効果はあるのかとは思いますが。しかしながら、これに便乗して、とにかく預けられればいいということでは、私は大きな問題ではないかと考えておりま

す。しかし、子供側から考えた場合に、まず子供としては、入所した環境がいかにどうかというのは子供自身が判断できないというものがございます。老人施設の場合には、お年寄りは今までの経験とかいろいろありますので、ここがいいとか、ここは私に合わないとかということをお自分の言葉で言えるのですが、やはり子供というのは、本当によくても、合わなくても、その環境を受け入れざるを得ないということが非常に大きな問題なのかと思っております。

○安座間葉子補助者 今先ほど、この漫画本でもありましたが、その中にはやはり子供の目線からという部分が全く感じ取られないのではないかと思います。人格形成の大事な乳幼児期を預かっている保育所側からいたしましたら、いつでも私たちは国家資格者として、保育のプロとして、時代を担う子供たちをしっかりと育てていきたいという部分からしても、やはりこの新システムはもっと考えるべきであると思います。

○上原東補助者 児童福祉法第24条にあって、市町村で保育に欠ける児童は保育しなければいけない、ただし書き条項の中に、「ただし、その状況にない場合は、それなりの措置を講じることができる」ということで、今、沖縄県では認可外保育所を当てにして、この保育を行っている状況にあると思います。沖縄県は本土に比べて20年以上おくれてこの児童福祉法が制定されて、運営されています。まだまだこの設備が整っていない状況で、保育に欠ける子供はまだ数多くいます。虐待とか、この児童の貧困の問題とか、いろいろと沖縄県の子供にとってもあると思います。その部分に関しても、この保育園を児童福祉施設として取り上げて、今後ともこれまでの児童福祉の中での位置づけでやっていただきたい、新しいこのシステムとして企業が参入して、金もうけに使うような事業にしてほしくないですので、これから次の時代を担う子供たちですので、それを育てるのは私たち大人の責任がありますので、しっかりと育てていきたいと思っておりますので、現状の児童福祉法を維持して保育所整備を行っていただきたいと考えております。

○仲田房子補助者 今、東さんからもお話がありましたが、やはり子供は公的制度の中ですくすくと育つべき国の財産であり、沖縄県の財産でもありますので、公的制度のもとで子供たちは育ててほしいと思っております。最低基準がなくなるということは、地域の格差が非常に出てきます。それから、規制緩和によりまして、事業者の参入に歯どめがかからなくなってしまう、子供が商品化されかねないというような、そういう危惧を持っております。このシステム

では、保育所の経営が非常に不安定になります。毎年、保育士を目指す若い方たちが、夢と希望を持って養成校で勉強をして巣立っていくわけなのですが、そういう今の制度ですと、やはりパートか、それから非正規の職員が多くなりまして、労働条件が悪化するのではないかと考えております。その結果、保育の質の低下につながっていくのかなということで、とても心配しております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

佐喜真淳委員。

○佐喜真淳委員 本日は本当にありがとうございます。皆さんが提出した資料の中で—1 ページですが、工程表があるのですが、これを見ると2015年の姿ということで、新システム導入後の工程表みたいなものがあるのですが、まずお聞きしたいのは、今現在どういうふうなことになっているか、工程表どおりに行っているのか。一方で、この新システム導入という中で、先ほど渡真利さんが言った平成20年ごろに制度改革の案があったという話で、そのときに皆様方3団体の意見の聴取もされてきたのか、今までのプロセスの中で。そういうことを含めて、社会全体として子供を育てるという理念はいいのですが、ただ、今お話を聞くと、どうも骨格になる部分—各論からすると、すべてにおいて懸念される材料があるような気がするのです。そういう中で、今までプロセスとして、工程表の中で、この制度改革に向けてやっているのにもかかわらず、皆さんの意見が反映されていないような気がするのです。ですから、今までのプロセスの中で皆さんの意見の聴取がされてきたのか、一方でこの工程表、これからの工程表の進みぐあいはどうなっているのか、まずそのあたりを端的に説明できるのであればお願いできますか。

○金城努補助者 工程表なのですが、確かに工程表どおり行っているような気がします。先ほど渡真利先生から、平成20年度からスタート—要するにワーキングチームと言われる、現場からの意見、有識者からの意見ということで、3つに分かれて現場からの意見ということで会合を持たれているのですが、余りにも法案を改正するには時間が全く議論されていないというのが現状だと思います。いわゆるガス抜きのような形になっているのかなと考えております。本来ならば、ことしの3月の国会に法案を提出する予定だったのですが、皆さん御承知のとおり東日本大震災があったために延びている状況で、もしかしたら今国会の延長の部分で8月には出されるのではないかと考えております。そして平成25年にはスタートしたいという工程表は着実に進んでいるのかなと思

っております。それを私たちは皆さんのお力をおかりして、地方自治法第99条に基づいて、県から意見書を出していただき、少しでもいい方向に進むように、ぜひお願いしたいところでございます。

○佐喜真淳委員 今のお話の中で、やはりこの工程表というのが、プロセスというのが議論が尽くされていないような感じで、2015年をめどに新制度を導入したいというような、どうしてもそこに子供の、子育てというか、社会環境をつくるためには、当然、格差があってはいけないと思うのです。そこに企業が参入することによって営利目的が主流になってしまって、どうしてもそこに格差が出てきたときに、やはり現行システムの中において拡充していくべきだと私は思うのですが、ただ、皆さんが持ってきたこの保育の漫画は非常におもしろくもあるのですが、わかりやすいのですがね。その中で、市町村は保育時間を認定し認定時間に応じた補助金を補助するだけですよという、まさしく保育に対する公的責任の大幅な後退というのが出ていると。その1つをとっても、公が持つ責任というものを投げているというか、放棄しているような気がしないでもないので、ここをもう少し具体的に説明できるものはありますか。

○金城努補助者 今、公的責任ということで、国では5つの公的責務を出しております。まず1つ目が保育の必要性の認定を行うこと、2つ目に自治体の監査・指導を行うこと、3つ目に待機児童のいる市町村においては優先順位をつけていく、そしてひとり親世帯などの支援の必要性の高いケースにおいては必要なあっせんを行うこと、4つ目に利用者が利用した保育に対して公的補助を支払うこと、5つ目にサービス料を見込んだ基盤整備の計画を策定すること、この5つが挙げられていますが、その中で1番目と4番目だけが法的な拘束力があり、それ以外は努力義務に過ぎないということになっております、現段階です。

○佐喜真淳委員 本当に今の話の一説明の中においては、本来であればもっと拡充、あるいは本当に新システムであれば、今の社会現状を踏まえてしっかりと公が持つ責任というものを、ある意味締まるというか、しなくてはいけないところを今の5つの部分だけ見ても、そこをしっかりとした制度改革になっていないような気がしてならないのですが、時間も限られておりますから要点だけ確認しますが、第24条で最低基準の廃止というのがあって、どうしても今言った格差の話になってくると思うのです。そうすると、その最低基準をぜひともしっかりと堅持しなければいけないと思うのですが、そののところはどうで

すか。この3団体の団体としての思いというか、どなたかもう少し述べられる方がいらっしゃれば。

○渡真利望補助者 実は、この最低基準のことについては4月28日に決定されて、一応、国が示す基準—今の現状の最低基準と同レベルですが、私たちはそれをもっと上げていきたいと思っておりますが、今の示す基準にはそれに準ずる形で、各自治体で条例化しなさいということになりました。先ほどあった東京都の問題ですが、東京都の場合に上がったのは、しんしゃくするという話になったのは、やはり土地代といいますか、かなり全国と比べれば差があると思いますが、そういった形でその基準に見合ったような平米数を確保することがなかなか難しいということで、そういったところが東京都が特例という形で例題として上がっておりますが、今その4月28日に決定したことで、国の基準は一応それが最低基準として各自治体が準じてほしいという形にはなっていません。ですから、それ以上の上乘せというのをいろいろと各自治体の条例に盛り込むということはできるかと思いますが、それを下回ることは今はできないのではないかなという理解はしています。東京都がその一部を除いての特例という形での理解をしておりますが。

○佐喜真淳委員 これは各市町村というか自治体がやる条例で制定をする、国が持つ責任というのはそこにはないのですか、今の新システムでは。

○渡真利望補助者 国が最低ラインを示して、各自治体はそれに準ずるという形にはなっております。

○佐喜真淳委員 今までの説明を聞いてもやはりもう少し議論をしていきながら、やはり今踏みとどまって、いろいろと議論の中で新制度にしていかないと思いますので、我々もしっかり皆さんをサポートできるように頑張っていきます。よろしくお願ひします。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 いただいた資料の2ページの右下、2015年の姿ということで新制度をスタートした場合の—これをもう少し説明いただけますか。

○金城努補助者 これは当初、国が提示した工程表でありまして、現時点では多少変わっている部分もあるかとは思いますが。要するに、ワーキングチームの話の流れで、この工程表は2009年一前につくられた工程表でございまして、この2015年の姿というのは少し変わっているかと思しますので、国がしっかりとした姿をまだ出し切れていないというのが現状ではないでしょうか。

○上原章委員 あと3ページですが、右側が新制度になった1つの流れだと思うのですが、私は2段目の待機児童と子育て支援という名の下に、保育に欠けない子供も公的に保育を受ける権利があるとすると、保育園経営を希望する企業等にも補助金を支給したいと考えると。沖縄県の場合、県が認可外を相当数そこに預けている子供たち、親御さんがいらっしゃるわけですが、県議会でもこれまで保育に欠ける子も欠けない子も平等に子育てはしていく必要があるということで、いろいろと議論もしてきているのですが。今回の制度の中で、特に沖縄県には非常に関心の高い人もいらっしゃると思うのですが、こういう保育に欠けない子、所得の低い所帯が多い中で、こういう制度の導入の中でこういった子供たちを救えるという部分は、皆さんの見解ではございますか。

○金城努補助者 保育に欠けない子のために、では何もしていないのかという一保育に欠けない子のためには、一時保育的な考え方ですね。要するに、4時間でもいいし、本当にこれだけ必要ですということで市町村が認定すれば、それでその分だけ受けることができるということです。ただし、では今本当にそういうことがされていないのかということなのですが、実際、保育園によっていろいろとありますが、一時保育とか、あとはパートのための特定保育とか、園庭解放とか、そういった形でさまざまなサービスを提供していることも事実なのです、保育に欠けない子のためにです。そういったこともやっているということも御理解をいただきたいと思えます。

○上原章委員 この制度の本来のスタートは、先ほど私も保育に欠ける子、欠けない子を一つにして、しっかり社会で支えようというのがスタートだったかなと思っていたのですが、きょう、いろいろとお話を聞いて非常に問題点も多いということも再確認できました。素朴な質問で恐縮なのですが、皆さんはこれまでずっと保育現場でいろいろと頑張っていたら、先ほどの漫画にあるように、もしこの制度がスタートした場合、本当に皆さんのこの預かる側として、どうしてもこれは預かってほしいと来た子供さんというか親御さんに、皆さんの判断で預かる、もしくは預かれないという、そういう形にせざるを得な

いという印象ですか。

○渡真利望補助者 先ほど、金城先生からは、私たち社会福祉法人という立場での意見が出ています。法人を立ち上げて、その理念に基づいて保育所運営をしておりますが、その社会福祉法人を立ち上げた理念を持って保育園を始めたという大きな理由がありました。安定性と、それから継続性ということが保障されての運営ということでその話を進めました。ですが、この新システムになったときに、このリーフレットに書かれている懸念というものは、どうしても出てくると考えています。そういった中で今後は、私たちはただ単に理念というわけではなく、施設運営といいますか、経営といいますか、その言葉は余り使いたくないですが、そういったことをやらなくてはいけなくなるのかなという話は時々出ます。実際には4時間の必要性で入ってくる子供たちと、8時間の必要性で入ってくる子供たちを受け入れたときには、極論ですが、4時間だけの子供で午前中と午後とで組まれているとすると、そこで一貫した保育ができなくなるという思いもあります。また、その不安定さが出てくることによって、先ほど仲田先生からもありました、職員の配置にもパートとかそういった形の問題で対応せざるを得なくなるようなことで、かなり不安定な運営ということが強いられてくるということは、話の中には出ます。そういった中で、本当に子供の育ちを保障できるような保育というものができるのだろうか、一番そこが私たちの苦痛として感じているところでもあります。

○上原章委員 よくわかりました。今の制度と、こういった新たな枠組みがもしした場合、皆さんの一預かる側の負担というのが明らかに大きくなるということは感じます。ただ、本当に今、国が今回目指そうとしている、欠ける子、欠けない子、これはもうそういう形では分ける時代でもないのかなということもあるのかなと今感じているのですが。我々もこの辺の、今後の保育のあり方というのをしっかり見つめないといけないのかなと思っております。ただ、今回の制度で、現場が後退するようなことがあると、確かにこれは子供が一番つらいと、そういう形になると思いますので、ぜひまた皆さんの取り組みを参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 皆さんの資料を見ながら、お話を聞きながら、少し本を読ま

せていただいたりして、私なりに保育の市場化というものを非常に心配をしている者の1人なのです。私は離島の宮古島から来ている奥平と申します。

この話を聞いた上で1点だけお聞きしたいと思っているのですが、保育というのは、これは一般財源化をされて各市町村で本当に格差が出てきているというのは明らかなのです。認可保育園をつくりたくても、財源のない自治体ではなかなかそれを認めてくれないというところがあるのです。国はつくれ、県はつくれと言うのだが、その手当てができないような状態が続いて認可保育園がなかなかふえていかないという実態もあるし、先ほどから御説明があるように、保育の格差がどんどん出てきているというお話があります。

その中で、例えば今こういう新しいシステムを導入をしたときの影響がさまざまありますが、特にこの沖縄は待機児童がもっとも多いですよ。潜在的な待機児童もまだおりますし、それから認可外保育所が物すごく多いですよ。何といたってもまた県民の所得が低い、さらに離島へ行くともっと低いですよ、その7割しかないという。そういう中でやはり出生率は高いのです。そういう意味で、非常に、この保育というものに新しいシステムを導入されたときに、相当心配をしているのです。そういう意味では、教育の現場にいらっしゃる皆さんから、私はこの沖縄が一番影響が大きいのではないかと思うのですが、最もこういうことに影響があるのではないかと、沖縄において。そういうことがもしありましたら、幾つか上げてもらえればと思います。

○久高ケイ子参考人 今の奥平委員のお話にありますように、この新システムというのは、私から見ますとやはり東京型ではないかなと思っているのです。沖縄は今でさえ待機児童が多いところがございますし、先ほどのお話のとおり、出生率も高いですよ。その中で出生率が高くて、今、沖縄県で372園ほど保育園がございますが、それでも待機児童がいる、そういう中で、今は保育に欠けるお子さんだけ預かっていても待機児童がいる中で、保育に欠けない、保育を必要とするお子さんといいますと、生まれたお子さんすべてですよ。そうしたら、もう保育園の数は幾つあっても足りないのではないかなと。どのように受け入れるおつもりなのかなということを考えているのです。先ほど、佐喜真委員がおっしゃってございましたように、このワーキングチームにあなた方3団体の意見は言っているのかということをお話ししてございましたが、このワーキングチームの構成員が約10名ほどの学識経験者とか企業から入っているのです。保育団体からはお一人だけ入っているのです。それで幼稚園からも1人。ほとんどの方が大学の先生であったり、あとは企業から多いのです。そうしますと、その方々の意見が多く聴取されて、保育園団体、幼稚園団体がどんなに

声を大にして現状を訴えても、多数決で受け入れられないのだということを大変嘆いている委員の方がおりました、それで私たちはもうこの九州地区、あるいはまた全国でこの新システムを受け入れるのは、東京型はいいのですが、私たち地方では、地方のお子さん方一子供にとって不利な制度ではないか、これは絶対に受け入れてはいけない制度だと思っておりますので、ぜひ委員の皆様方にもっとお力をおかししていただきまして、沖縄の子供たちが健やかに育ちますように、よろしく願いしたいと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 御説明のとおり、私はこの新システムによっていいことは1つもないと思っていますのです。ですので、特に沖縄の実態には相当合わないと感じております。それでお聞きしたいのは、直接契約が導入される、それから応益負担ということになると、ではその保育者一今、皆さんの立場からすると、どういったところがこの競争の中で強くなっていくのかということ懸念されますか。つまり、大手が入ってくるのではないかとか、参入規制が撤廃されるわけですから、社会福祉法人に限らないとなると。どこで差別化を図っていった、価格なのか、あるいは保育内容のアピールどころに差をつけようというような売り込みになっていくのか、その辺の懸念はどのように皆さんが今感じていらっしゃるか、率直なところをお尋ねします。

○金城努補助者 確かに仲村委員がおっしゃるように、大手が入ってきた場合ということになるのですが、私どもとしては、今ある財産を有効活用するということがまず1つと、しっかりと保護者のニーズにこたえるということ、そして理念をしっかりとして保育の質を上げるということが一番大切かと思いません。多分、大手が来た場合にはマニュアル化という形になり、子守的な感覚になるのではないかと考えております。その差別化というと、一人一人の子供たちに、いかに私たちが細かく見ていくかということをしつかりと訴えていきたいと考えております。

○仲村未央委員 今の点で、ほかに懸念されることはないですか。

○久高ケイ子参考人 私は懸念される点といたしましては、企業が入ってきますと、やはり弱者の方が入りにくいのではないかなと思っていますのです。企業

というのはキャッチフレーズ化、大変大きなものを持っていて、営利を目的としておりますので、私たちとは根本的にスタートが違うと思うのですよ。そうすると、先ほど言いましたように障害のあるお子さんだとか、あるいは母子家庭、父子家庭のお子さんたちは、その保育料の観点からしても公的—私たちのような法人、あるいは公立の保育園に入るのは大変難しくなってくるのではないかと思うのです。保育料も、今の保育料とは全然違うシステムになってきますので、多分、弱者の方々は支払いができなくなって、もっと保育難民といえますか、今以上に出てくるのではないかと思って大変心配しております。

○仲村未央委員 まさに今おっしゃるように、一番保育が必要な方—経済的に困窮があるとか、あるいは障害を持っているとか、手がかかるとか、こういった一番必要な人ほど、保育所から遠ざけられていくのではないかというのが私も懸念するところなのです。それでこの件に関しては、新システムは本当に沖縄の経済状況にも、そしてこれだけの待機児童がいて保育所が圧倒的に足りないということにも合わないのではないかと。これによってどんな問題が起きるのかということ、沖縄県にこの間、新システム導入によって沖縄県にはどんな影響がありますかということ、県議会で何度も質疑をしておりますが、そのたびに国の動向を見たいと、どんな影響があるかを見きわめたいというところでとまるのです。皆さんにお尋ねしたいのは、県からそういった現場の方々、そして実際に保育にかかわっている皆さんに、この新システムが入ることによる影響はどうですかとか、そういった意見交換の場がこれまでにあったか、そしてそういう協議をするような必要が非常にあると私は思っているのですが、その件、県の一後でまた、皆さんのこの陳情を受けてのやりとりもありますので、どのような状況かお尋ねいたします。県からそういうことを聞かれたことがあるか、あるいは意見の交換の場があるのかですね。

○金城努補助者 逆に、私どももそれを本当に望んではいるのですが、そういう機会がなかったものですから、逆に私ども日本保育協会の総会に招きまして、県の新システムに対する考え方はどういう考え方なのかということで御説明をしていただきました。やはり回答としては、先ほど説明したような形と、国でまだ不透明な部分が多いということで、なかなか具体的な説明がないというのが今の現状です。

○仲村未央委員 非常に影響が大きいと思いますので、県にもこういった影響をしっかりと見通しを立てて、そして現場の皆さんと意見交換もしながら、沖

縄県の特別な事情をしっかりと国に主張するように求めていきたいと思えます。きょうはありがとうございました。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 1点だけ確認させてください。4ページの社会福祉法人と、それから企業や認可外保育園というような感じで、企業や認可外保育園ということで一くくりにしているのですが、このあたりを説明いただきたいのです。そして前のページには小規模保育園が運営できなくなるというようなことが出ているのですが、これは企業に吸収合併されるということの意味なのか、そのあたりを説明お願いしたいと思えます。

○金城努補助者 先ほど厚生労働省の課長の給付の内容について、価格の決め方一要するに運営費の決め方というところで、施設の規模をまず入れているということです。やはりそこが単価に反映されるということで、小規模ではなかなかやっていけないシステムになるのではないかと。これもまだ具体的な案が出ていませんので見えてこないのですが、そういう小さなところはだんだん運営が厳しくなるというのが予測されております。

○渡嘉敷喜代子委員 それはわかるのです。4ページの企業と認可外保育園が一くくりになっていますよね。そのあたりの説明をお願いしたいと思えます。

○金城努補助者 単純に分けてある一くくりと申しますか、要するに法律上の問題です、この分け方はですね。社会福祉法人という法律のもとでの保育と、また右側はそういうことで分けてあるということです。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、久高ケイ子参考人等に対する質疑を終結いたします。

この際、委員会を代表して、参考人等に一言お礼を申し上げます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、長時間にわたり貴重な御説明をいただき

心から感謝いたします。

本日拝聴いたしました内容等につきましては、今後の委員会審査に十分生かしてまいりたいと思います。

久高ケイ子参考人、補助者の金城努さん、安座間葉子さん、屋我誠さん、渡真利望さん、上原東さん、仲田房子さん、ありがとうございました。

以上で、参考人等に対する説明聴取を終結いたします。

参考人等の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人等退室。説明員等着席。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、乙第10号議案交通事故に関する和解等についての審査を行います。

ただいまの議案について、福祉保健部長の説明を求めます。

宮里達也福祉保健部長。

○宮里達也福祉保健部長 それでは、乙第10号議案交通事故に関する和解等について御説明いたします。

議案書（その2）の18ページをお開きください。

本議案は、職員が公用車運転中に起こした交通事故に関し、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、相手方との和解及び損害賠償額について、議会の議決を求めるものであります。

以上で、乙第10号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○赤嶺昇委員長 福祉保健部長の説明は終わりました。

これより、乙第10号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第10号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、乙第6号議案沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の審査を行います。

ただいまの議案について、病院事業局長の説明を求めます。

伊江朝次病院事業局長。

○伊江朝次病院事業局長 それでは、乙第6号議案沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

条例改正の議案は平成23年第5回沖縄県議会定例会議案（その2）の12ページに掲載しておりますが、本日は、議案に係る説明資料として資料1から資料3をお手元にお配りしております。

条例改正の内容については、資料1の沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について（概要）を用いて説明したいと思いますので、よろしくお願い致します。

資料1をごらんください。

今回の条例改正は、北部病院及び八重山病院における診療科目の追加、医療法施行令の改正による診療科目の変更及び規程への委任、並びに精和病院における病床数の改正を行うものであります。

まず初めに、診療科目の追加及び変更の内容について、御説明申し上げます。

北部病院や八重山病院におけるこれまでの診療実績や診療体制の整備状況等を踏まえ、患者や地域住民へわかりやすい医療情報を提供する観点から、北部病院に呼吸器外科とリウマチ科を、また、八重山病院に呼吸器外科を診療科目に追加するものであります。

次に、これまで医療法施行令では、広告・標榜できる診療科名を限定列挙してきましたが、患者が医療機関を適切に選択することを支援する観点で改正が行われております。具体的には、病理診断科や救急科の広告・標榜が認められたことから、北部病院、中部病院及び南部医療センターに病理診断科を追加するほか、精和病院を除く各病院に救急科を追加するものであります。また、従前の内科や外科と臓器などを組み合わせて診療科名とすることが可能となったことから、現行の消化器科、神経科等を、消化器内科、神経内科等の診療科名

に変更するものであります。

次に、今後も医療の専門分化が進む中、専門医の確保等を円滑に行う観点から、今回の条例改正後においては、条例に規定のない新たな診療科目を追加する場合、病院事業局長が定める管理規程に委任することを条例で規定するものであります。

最後に、精和病院におきましては、効率的な運営を行う観点から、休床していた病棟の一部を作業療法室として利活用することなどに伴い、病床数を305床から250床に変更するものであります。

これらの条例改正の内容については、次ページの条例の新旧対照表で御確認をお願いしたいと思います。

以上で、乙第6号議案沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、前田県立病院課長から配付した資料2及び資料3の説明を行いたい旨申し出があり、赤嶺委員長が説明を許可し、再開後行うよう指示がされた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

前田光幸県立病院課長。

○前田光幸県立病院課長 お手元の資料2と資料3について説明をさせていただきます。

資料2は西銘委員からの求めに応じて、県立精和病院の病床利用率についてまとめた資料でございます。表は二段からなっておりますが、合計300床に対するの病床利用率が、平成18年度から平成22年度までの推移としてまとめてあります。

なお、括弧書きにございます、例えば平成18年度の91.9%は、休床していた病床を除いた場合の稼働率となっております。

資料2の2ページをお開き願います。

資料2は精和病院における市町村別入院、通院者の状況について、平成22年3月でまとめた資料でございます。平成22年3月時点で県外を除きました県内では、左上の欄の入院が259名、それから通院が1158名となっております、その市町村別の内訳がございます。

続いて3ページをお願いいたします。

3ページは、今回、診療科目の今後の新設について、管理規程に委任をするという内容の改正を提案しておりますが、現在、病院事業局において局長が定めている管理規程の一覧でございます。

続いて資料3をお開きください。

資料3は、福祉保健部を通して提供させていただいた資料でございます。

まず1ページは精神科病院の利用状況ということで、(1)地区別の病院数、病床数、病院利用率を掲げております。(2)は、地区別に見た入院及び通院の状況となっております。

2ページをお開きください。

2ページは、県内における精神病床の年次推移を上段にグラフとして示しております。平成8年以降、若干減少する傾向がございます。下のグラフは、精神科病院と診療所等の受療状況、年次別の推移についてグラフにまとめたものであります。

3ページをお開きください。

3ページ以降は社会復帰施設や、それから5ページからは相談支援事業所の一覧。そして、6ページはグループホームの一覧。7ページは専門病棟として認知症病棟や、下のほうですが、アルコール専門病棟や合併症専門病棟等の一覧となっております。最後に8ページが関係団体の一覧でございます。

○赤嶺昇委員長 病院事業局長の説明は終わりました。

これより、乙第6号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 今回の議案は、診療科目の追加変更等についてということなのですが、その中で医療機能の向上及び収益の増加を図るためという話をされていますが、これについて御説明いただけますか。

○前田光幸県立病院課長 今回は北部病院に呼吸器外科とリウマチ科、それから八重山病院に呼吸器外科を新たに診療科目として追加いたします。そうすることにより、専門医等を配置して地域の医療ニーズにこたえていくという形の医療機能の充実と、合わせてそういった専門分化した医療の提供により、一定

の患者を確保するということにつなげていって、ひいては経営にもプラス要因としていこうという趣旨でございます。

○奥平一夫委員 要するに、診療科を追加して患者をふやしていこうという、それによって収益を増加させるというのが目的だということですか。

○前田光幸県立病院課長 一義的な目標というのは、やはりその地域の医療ニーズにこたえていく、これをまず基本としたいと考えておりますが、それがひいては経営にもプラスになっていくというとらえ方をしております。

○奥平一夫委員 もう一つ、資料1の4についてお伺いたします。病床数の変更、精和病院の病棟の一部を作業療法室として利活用するためと、305床から250床へ変更することについて、もう少し具体的な説明をいただけますか。

○前田光幸県立病院課長 まず精和病院においては、305床を病床数として条例に規定しておりますが、平成17年10月より、当時西3病棟を一少し前後しますが、平成17年当時、全体の病床利用率が80%程度ということで、約300床で換算しますと60床余り休床の状態で行ってございました一休床というのは病床が稼働していなかったという状態です。そういった状況を受けて、病床の運用の効率化を図るという観点で西3病棟を休床にしております。その後、平成20年1月にその病棟は急性期治療病棟として整備をし直してオープンしているのですが、その際に院内の若干の病棟配置の整理を行った関係で5床ほどさらに減少しております。そういったことから、305床を250床に変更したいということでございます。

○奥平一夫委員 平成17年まで稼働率が60%であったと、その以前はどのような稼働率であったのでしょうか。つまり何か事情があって稼働率が減ってきたのか、あるいは意図的に減らしていったのか、その辺を少しお聞かせください。

○伊江朝次病院事業局長 平成16年あたりまでは、いわゆる病床数の利用率ですが90%台です。93%とか、94%とかという状況でした。ところが平成16年の後半ぐらいから80%台に落ちてきたのです。これがなかなか戻らないという状況で、いわゆる病棟に患者が分散していますよね。それぞれを全部合わせると50床、60床ぐらいあいているという状況がありまして、それだったらやはり効率的にやるには、削減して一応一カ所にまとめたほうがいいだろうということ

で、現場でそのようにしてきたという状況がございます。

○奥平一夫委員 減少してきたという現実があるわけですが、いわゆるあいて
いるベッドをふやすといいますか、そういう努力というのはなされたのですか。
努力する必要がなかったのか。90%稼働していたが後半から80%ぐらいに落ち
込んできたという、これはどういう理由で落ち込んできたのか、その理由とか、
あるいはなぜそこへ90%までもっていく努力か何かをされたのかということをお
聞きしたいのです。

○前田光幸県立病院課長 まず当時の精和病院においても、長期の入院患者と
いうのが多かったという状況がございました。この長期の入院患者の中には病
状的には安定をしていて、例えば地域での見守りや家庭での支援があれば退院
可能という患者も含まれていたと。そういった状況の中で、精和病院において
は退院・社会復帰に向けた治療やケースワークを行って、この間退院を促進し
てきたという取り組みがございました。そういったことで、病床利用率が90%
から80%に推移してきたという経緯がございます。

○奥平一夫委員 社会的入院というやつですよ。それをどうなくしていくか
という、医療改革の一環としてそういう対処をさせていく努力をしたいという
ことですね。それで、そういう対処をした皆さんの受け皿というのは、今は沖
縄県では十分にあるのですか。

○金城弘昌障害保健福祉課長 県では御案内のとおり、沖縄県障害福祉計画と
いう第二期計画を現在つくって施策を展開しています。その中で、県内25カ所
の精神科の医療機関がございますが、先ほど奥平委員からもお話がありました、
受け入れ条件を整えば退院が可能な方が何人いらっしゃるかという調査をいた
しました。そうしますと、平成18年9月現在で827人いたということで、これ
は平成23年度までに段階的に今、地域の資源を整えて、退院させるには平成23
年度までには600人ぐらいが退院できるだろうということで、その600人につ
いて居住先、それと必要な福祉サービス、医療サービスをそれぞれとって、その
整備のために取り組んでいるところです。一定程度、そういう整備は順調に整
っていると認識しております。

○奥平一夫委員 今の305床から250床へ変更をする。これは変更しますと、今、
入院されている患者は一稼働率というのはどれぐらいになるのですか。250分

の何名でしょうか。

○前田光幸県立病院課長 先ほど説明しました資料2をごらんいただきたいと思います。資料2の下の合計300床と書いている欄がございますが、今、これは305床を休床している状態をベースにした300床というデータになっているのです。それをベースにした形でいきますと、現在の病床利用率は大体平成20年度以降は95%前後ということで、この病床利用率に変更はございません。

○奥平一夫委員 その病床を一部作業療法室として使用するということでありますが、そういう変更の中で、これは医師が減らされるのですか、それともふえるのですか。作業療法士あるいは理学療法士、あるいはそこにかかわるさまざまな職種の職員の採用といいますか、増加というのはあるのでしょうか。

○前田光幸県立病院課長 今回の作業療法室への変更に伴う定数の変更はございません。

○奥平一夫委員 医師はどうですか。

○前田光幸県立病院課長 医師を含めて定数に変更はございません。

○奥平一夫委員 作業療法室をふやしていくわけですね。そうすると入院している方、あるいは通院する方、さまざまなアフターケアを受けたり、そういうのが必要になってくると思うのですが、なぜそういうのをふやしていかないのかというのが非常に不思議なのですが。

○前田光幸県立病院課長 先ほど定数に変更はないと申し上げたのですが、精和病院においては、作業療法を含めてそういったリハビリの強化をしていこうということで、今回の作業療法室への変更に伴うものとしてではなくて、作業療法士は今年度2名増員をしております。

○奥平一夫委員 今後、そういうリハビリだとか作業療法士という皆さんが非常に必要になってくると思うのですが、これは今回の2名の増員だけの計画しかないわけですか。今後、増員をしていくという計画はありませんか。

○伊江朝次病院事業局長 今回の件については、局内検討チームを設けて、具体

的にどうするかということ、精力的にやっていきたいと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 説明を受けたのですが、私は福祉保健部にもお尋ねはしたのですが、精神関係の病院ということで、きょうの新聞でも精神疾患がふえていると、急増しているということで厚生労働省が五大疾病に入れていくということで、うつの患者もふえていて県内でも自殺者は毎日1人以上の方が亡くなるという、このような病気といいますか、特別に精神の病気に対して、沖縄県内の医療状況がきちんと入院の病床も、そして通院をするにも、社会的に受け入れるにも足りているかという、その大枠で、医療体制も福祉体制も含めたものが議論をされたのかということが大事だと思っているのです。この間ずっと精神疾患の方がふえているということが資料でも出されてきた状況の中で、休床というのと、病床数を削るということは意味が全く違うと思っているものですから、病床を削ったら二度とそれを増にするということはまずできないだろうと、そこがもうネックになっていて、この議案に対して慎重な検討が必要ではないかと思っているのです。この病床を休床して急性期病棟でやってきたが、病床を削減するということは、どちらから声が上がったのでしょうか。

○伊江朝次病院事業局長 病院現場から上がってきました。

○西銘純恵委員 私は議案をいただいたときに、現場でどのような話し合いがなされて、その話し合いの経過と、そして声が出されたというこの経緯。そして皆さんがどういう話し合いを、どれだけの期間をかけたのか、具体的に説明—資料がほしいということで事前に求めたのです。それがいただけないので、病院事業局長から現場から上がったという経緯を説明していただけますか。

○前田光幸県立病院課長 今回、休床中の病床数の変更ですが、先ほど説明しましたように平成17年10月から休床をしていた病棟がございました。この病棟の利活用の状況ですが、その後、例えば備品の一時保管庫であったり、臨時の会議室といったものに利用する以外の活用はされてこなかったという状況が続いておりました。一方で、西3病棟—平成20年1月より急性期治療病棟として、主に急性期の患者に集中的に治療等を提供して、早期の退院・社会復帰に向けた取り組みをするという、そういった病棟でございしますが、その病棟の運用を

行っていく上では、急性期患者に対する社会生活訓練などの作業療法を充実させる必要がございました。

精和病院においては、従来、作業療法を本館病棟とは別棟のリハビリテーション棟で実施してきておりましたが、リハビリテーション棟は外来患者等を対象にしたデイケアの施設にもなっております。そのことで、このリハビリテーション棟は作業療法利用の入院患者とデイケアの利用者が混在して十分なスペースが確保できないといったところから、患者からも改善要望がございました。また、本館病棟から離れていることにより、病状が安定していない急性期治療病棟の入院患者の移動、利便性の関係などで作業療法への参加者がふえず、平成22年の中ごろには減少する傾向もございました。

そういったことから、効果的かつ効率的に作業療法を提供するというのが現場での課題となっております。そういった課題に対応するために、平成22年10月に病院の運営方針等を協議決定する院内管理者会議、メンバーは院長、副院長、看護部長、事務部長等でございます。この休床中の病棟を作業療法室として利活用し、リハビリテーション棟ではデイケアを主に利用するという方向で検討してみようということがまず決定されております。その後、この決定を受けて、リハビリ担当医師やリハビリ部門でワーキング的な検討を行い、その結果を受けて、ことし2月に管理者会議メンバーに病棟師長であったり、リハビリを含むコ・メディカル部門の各セクション長が加わる主任者会議、そこで院内調整を行った上で、その後、管理者会議で病院としての方針決定を行ったという経緯でございます。

○西銘純恵委員 2月に主任者も含めた会議をやって、最後に管理者会議をやったのはいつですか。

○前田光幸県立病院課長 2月でございます。

○西銘純恵委員 55床の病床削減を決定した日付と、会議の参加メンバーをお願いします。

○前田光幸県立病院課長 それは確認しておりません。

○西銘純恵委員 休床病床をどのように使うかという話し合いを持ったが、この55床の病床をなくすという大事な部分についての話し合いはしていないと。これは私は現場の方に聞いたのです。休床していることはもちろん承知して、

どのように利活用するかという話し合いはずっと持たれてきたと。だけど今答弁があったように、議案に出すような55床を削減をするという決定を現場でやった会議もないし、びっくりしているという声が上がったのです。事実ですか。

○前田光幸県立病院課長 現場で西銘委員がおっしゃるような声が上がっているということについては、現段階では病院事業局には届いておりませんでした。一方、この病床を変更するという決定については、作業療法室として利用したいということで、関係機関、保健所などと調整をした際に、そういった内容の利用変更であれば病床を合わせて変更するようという形の調整が行われて、そういったことを事務部長や院長が院内調整を行った上で所要の届け出をしたいという形で報告を受けたところでございます。

○西銘純恵委員 私は今、肝心な点を聞いているのです。休床している病床をどう使うかという話し合いは、それは生かすためにどうするかという話し合いを持って当然だと思っています。だけど重要な病床を削減ということについては全く。病床を削減するということは、例えば看護師の看護体制を7対1にするとか、定数を決めるという問題については重要事項ですよ。それと同じように精神科の専門の病床を削減したら、入院病床は回復できないわけです。だから休床と病床削減というのは全く意味が違う。それをしっかりと現場での議論がなされてこないのに、議案提案をされるときに県立病院課長はおっしゃったでしょう、現場からこの声が上がりましたと。確認したら、病床削減については全く話は出ていなかったと。だけど、今回の議案に出てきたということは、一番現場の声を重視して物事を決定していく、その手順に問題があると私は思っています。

○前田光幸県立病院課長 病床を保健所等に変更届をするに当たっては、院内の事務部長、院長、副院長等の管理者による調整が行われて、院長からそういった内容で届け出をしたいという形で決定をしたということで、病院事業局に報告がございました。

○西銘純恵委員 院長はイエスと言ったかも知れないですが、いずれにしても病院というのは、その中のスタッフの皆さんの総意、合意でもって運営をしていくというのがイロハだと思えるのですよね。だから院長自身も実際は皆さんがおっしゃった病床削減をするという意味が、休床しているから同じことだろうとしかとっていないと思うのです。いずれにしてもこのような重要議題をしっ

かりと、病床を削減するということは、復活するということはまず将来あり得ないというところまで詰めて話をされていないということは事実だと私は思います。次の質疑に移ります。

もう一つは、私は精神・福祉も含めて、受け入れそして患者の皆さんが社会に復帰していくということも含めて、沖縄県内の医療体制がどうなのかと。精神保健福祉審議会というところでも、このような県立病院の病床を削減することについてどうかと、県内の医療体制で問題はないかということ審議させる必要があると私は思うのですが、これについてどうなったのでしょうか。

○金城弘昌障害保健福祉課長 沖縄県精神保健福祉審議会では、審議する事項が大方決まっております、まず精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律に基づいて実施するものがございます。具体的には知事からの諮問という事項になりまして、個別の病院の病床数とか、そういうものは審議対象外となっております。

○西銘純恵委員 私は今の答弁は問題とっていますが、皆さんがこの精神保健福祉審議会設置条例に基づいて審議会を開催するという事になっていると思うのですが、これは何の法律に基づいてやっているのですか。そしてこの法律の目的はどうなっていますか。

○金城弘昌障害保健福祉課長 法律は、精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律でございます。目的は同様に、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項について調査・審議をするとなっております。

○西銘純恵委員 正確に述べていただきたいのですが、この法律の目的、第1条で、「この法律は、精神障害者の医療及び保護を行い、障害者自立支援法と相まってその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする」、これは医療も含まれているのです。そして、先ほど審議会は知事の諮問を受けてとおっしゃいました。でも、この法に基づく地方自治体の一都道府県の仕事、地方精神保健福祉審議会の仕事というものが第3章第9条の2項でしっかりと述べられていますでしょう。知事の諮問だけではないのです。この「精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項に関して知事に意見を具申することができる」とあるのです。だから私が言うのは、

この病床を削減するということが医療の向上になるかどうかというのをちゃんと審議会で審議をして、知事にもその旨を伝えたかということ聞いています。ちなみに、この精神保健福祉審議会は最近開かれましたか。

○金城弘昌障害保健福祉課長 精神保健福祉審議会の開催状況は、平成19年に開催して、その後は特に開催してございません。

○西銘純恵委員 委員はちゃんといいますか。そして開催されていないというのは、私は今、病床削減のことが出た時点で重大だと、ましてや55床なのです。1床や2床ではないのです。だからそれは重大事項だと思うのですが、委員はどうなっていますか。

○金城弘昌障害保健福祉課長 精神保健福祉審議会の委員の任期は、平成19年11月20日から平成22年11月19日まででございました。県からまた新たに精神保健福祉審議会に報告する事項等がございましたら、改めて委員を選任したいと考えております。

○西銘純恵委員 これは精神健康福祉、保健福祉、そこの分野が結構おざなりにされている状況にあるのではないかと私は思うのです。患者はどんどんふえていっていると、自殺も沖縄県内では毎日あると、精神疾患が多い—精神疾患を持っている教員の皆さんも沖縄県内は断トツでしょう。だからそういう意味では、やはり審議会を開く、精神医療の体制をどのようにとるかという大事な—審議会が必要ないから任期を切れたままにしておいていると、そこは重大だと思っています。だからこの件も、今の病床削減の件でしっかりと審議会にも諮って、そして知事に具申して、それから病床削減についても判断をすべきではないかと私は思っているのです。だからこの病床削減の議案の上程そのものが、議案提案そのものが拙速だと思っているのです。

ちなみに、沖縄県の精神医療の体制はどうかをお尋ねしたいと思っているのですが、どうなっていますか。九州各県と比較して、人口10万人当たりの病床数はどうなっているのでしょうか。最近、衛生統計年報を県議会議員はみんないただいていると思うのですが、病床数は多すぎるのですか。どうですか。

○金城弘昌障害保健福祉課長 病床数の分布については、当課の所管ではございませんのでお答えできませんが、先ほどの病床の利用状況等でございますが、県内の病院25カ所ございます。その中で、病床数全体で5455床ございます。現

在は大体5100人程度で利用状況が進んでいるということで、おおむね利用のニーズについては、きちんとかたえられていると考えております。

○西銘純恵委員 聞いたことに答えてほしいのです。皆さんが出した統計年報の23ページ、25ページ、各都道府県との比較があるのです。精神病床は沖縄県は5521、九州各県に比べて少ないのです。必ずしも多くはない。そして人口10万人対病床数は、沖縄県は399.5。そして九州他県は、鹿児島県は10万人当たりですから584.4。そして沖縄県に近い一番低いところでも、大分県が449.1。この人口10万人に対する精神病床の病床数というのは、今でも本当に少ないと。そういう数字が統計上出ているのではありませんか。違いますか。

○金城弘昌障害保健福祉課長 九州各県の状況は手元に持っていませんが、先ほどの繰り返しになりますが、県内のその入院のニーズに対する対応については、現在、病床利用率が93%程度ということで、入院に対するニーズは十分に足りていると考えております。

合わせて、精神保健福祉審議会の件でございますが、先ほど法にもございましたが、障害者自立支援法と相まってということで、沖縄県施策推進協議会において、いわゆる退院後のニーズについても含めて、その福祉需要について議論する障害福祉計画を施策推進協議会で議論しているところでございます。

○西銘純恵委員 いずれにしても、2つの点で重要なところで、現場で病床削減、それから現場で一私と思うのは、精和病院というのはそもそも建物が古くて個室がないし、6人病床だし、後からできてきた民間の同様な病院は個室や治療を受けるには本当にやりやすい、そういう違いがあると思っています。だから県立の精和病院というのは、ある意味では建てかえをして、今の入院を一救急処遇困難とか、民間からも難しいのが土日、休日は急患で入ってくるという、この公的医療を担っている病院が施設そのものも新しく作りかえるぐらいの思い切った体制をして、他の民間が担えていないような精神医療を担っていくというところに視点を変えて、思い切ってやるということが今求められているのではないかと思います。少なくとも現場からの声をちゃんと吸い上げて、病床削減が出てきたものでもないし、審議会にもかかっていない。だからこれは提案をするには本当に拙速ではないか、私は取り下げをしてしかるべきではないかということ求めて、最後に答弁いただきたいと思います。

○伊江朝次病院事業局長 確かに精和病院については築25年たっております

て、宮古病院、八重山病院に次いで古いという状況がございます。ですから、新築については現在、宮古病院をやっておりますので、その次は八重山病院と控えておまして、その後になるのかなという状況でございます。

精和病院の今後の動向ですが、現場の病床とかの施設の利用をどのようにするかという見直しの点から今回の提案が始まったという状況がございます。新規入院患者数、いわゆる新入院患者数、これもいわゆる病床を削減してまとめた以前に比べると、約30人以上一あのころに比べると30人以上減っているという状況がございまして、そういう中で病床を削減していても患者の受け入れに関しては、これまで問題も起こったことはございません。それで看護師の数も若干4人ぐらい減った経緯はありますが、むしろそのときに比べると看護体制を2:2から3:3とかという形で厚くしています。ですからそういう意味では、就労環境もよくなったのではないかと。その分、人がふえれば患者に対するサービスも改善しているのではないかとという状況で、このような形をとってきたわけでございます。それで病床を削減してもう約5年ぐらいたっている状況で、新入院患者数もほぼ同じようにマイナス30人ぐらいの感じで推移するという状況で、今後、病床をふやすような状況はないのではないかとということで今回のことに至ったということがございます。

それから、将来的なことに関しては、やはり今後、医療機能の見直しという形で沖縄本島のこういった公立の精神病院のあり方をどうすべきか、いわゆる民間がやっていないことも含めてしっかりした検討をやって、将来像を描かなくてはいけないと思います。ですから、私たちとしては新築云々という以前に、まず病院そのものがいわゆる単科の病院でやっていくのか、あるいはやはり精神科の患者を全人的な見方で内科も外科と一いわゆる身体合併症も含めた対応をするには、どのようにしたほうがいいのかということを含めて、再検討をしていきたいと考えております。

○西銘純恵委員 終わろうと思ったのですが、今は休床している体制が病床を削減一実態は減らされているが、病床を削減ということになったときに、現体制は維持されるのでしょうか。

○伊江朝次病院事業局長 今現在の診療体制は、今後すぐに変えるということでは今は考えておりません。ですから私が先ほど言いましたのは、将来的に公的病院の役割というのはどうあるべきかということで、やはり今後とも議論をしながら、県民サービスとしていい形でもっていきたいと。現状に関しては、すぐどうこうということではございません。

○西銘純恵委員 精神科に特化した250床ということになった後、将来的な話をなされたのですが、精神と必要だと思われる病院にするときに、この病床数をふやすということが、国の施策と合わせて病床削減をやっているものですから、減らしたものを改めてふやすということは可能でしょうか。私は不可能だと見ているものからです。

○伊江朝次病院事業局長 西銘委員のおっしゃるとおり、減らしたものをふやすということはなかなか厳しい状況があると思います。そういう中で、県内にかなり多くの民間病院一単科の病院がございますし、その辺はお互いの役割分担をしっかりと見据えながら、精神科医療の推進に努めていきたいと考えております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第6号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後0時30分 休憩

午後1時45分 再開

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、福祉保健部及び病院事業局関係の請願第1号、陳情平成20年第41号外99件の審査を行います。

ただいまの陳情について、福祉保健部長及び病院事業局長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

まず初めに、福祉保健部長の説明を求めます。

宮里達也福祉保健部長。

○宮里達也福祉保健部長 それでは、請願及び陳情の処理方針について御説明申し上げます。

お手元に配付してあります請願・陳情に関する説明資料をごらんください。
福祉保健部関係では、継続の請願が1件、継続の陳情が86件、新規の陳情が6件であります。

請願については、処理方針に変更がありませんので、説明を省略させていただきます。

継続となっている陳情平成22年第62号、同97号、同129号につきましては、処理方針に変更がありますので、御説明させていただきます。

資料の67ページをお開きください。

資料の67ページから68ページには、陳情平成22年第62号保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情の変更後の処理方針を記載してございます。

変更箇所については、69ページの資料で御説明申し上げます。

69ページをお開きください。

変更理由の欄をごらんください。

変更後の処理方針2については、安心こども基金による保育所整備の実施期限が延長されたことによる時点修正のため、処理方針を変更するものであります。

変更後の処理方針を読み上げます。

安心こども基金による保育所整備の実施期限が、平成23年度まで延長されたところではありますが、県としては、全国知事会等を通じて、国へ基金実施期限のさらなる延長と十分な財源措置を要望してまいります。

続きまして、73ページをお開きください。

資料の73ページには、陳情平成22年第97号子ども手当の廃止を求める陳情の変更後の処理方針を記載してございます。

変更箇所については、74ページの資料で御説明申し上げます。

74ページをお開きください。

変更理由の欄をごらんください。

変更後の処理方針につきましては、子ども手当法は平成22年度単年度の法律であったが、議員立法により平成23年9月分までの国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律（つなぎ法）が成立したため、処理方針を変更するものであります。

変更後の処理方針を読み上げます。

子ども手当制度は、平成22年度に創設され、平成23年度においては、議員立法による国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律によって平成23年9月分まで引き続き支給することになっております。費用負担については、児童手当における地方

負担が継続されています。今後の子ども手当の本格的な制度設計に当たっては、費用負担の問題も含め、地方と十分協議を行うことを全国知事会と一体となって国に求めているところであります。県としましては、今後、国の動向を注視してまいります。

続きまして、資料の86ページをお開きください。

資料の86ページには、陳情平成22年第129号「子どもの虐待未然防止」のための陳情の変更後の処理方針を記載してございます。

変更箇所については、88ページの資料で御説明申し上げます。

88ページをお開きください。

変更理由の欄をごらんください。

変更後の処理方針1及び3については、沖縄県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会における検証作業の終了、及び同提言に基づく医療機関用子ども虐待対応マニュアル改訂版の作成が終了したため、処理方針を変更するものであります。

変更後の処理方針1及び3を読み上げます。

1 本事案については、県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会において検証作業を行いました。同審査部会で取りまとめられた児童虐待死亡事例検証報告書において、支援を必要とする家庭・親子の早期把握の重要性が提言されたことから、乳児家庭全戸訪問事業等につきましては、児童虐待の未然防止対策として効果的に実施されるよう、実施主体である市町村と連携して取り組んでまいります。

3 医療機関においては、日々の診療や検診を通して妊産婦や子育て中の家庭と接点があり、児童虐待の早期発見・早期対応においても、重要な役割を担っております。今般、医療機関用子どもの虐待対応マニュアルの更新、再配布を行っており、県立病院や県医師会を通じて、医療機関との連携の強化を図ってまいります。

以上が、処理方針の変更に係る説明であります。

その他の継続分については、処理方針に変更がありませんので、説明を省略させていただきます。

続きまして新規陳情6件について、その処理方針の概要を御説明いたします。

資料の151ページをお開きください。

陳情第69号DV被害者の緊急・自立支援強化に関する陳情について、御説明申し上げます。

陳情者は、沖縄県女性団体連絡協議会会長渡久地澄子であります。

処理方針を申し上げます。

1 及び 2 DV被害者の緊急避難施設として、女性相談所で一時保護を実施しております。また、女性相談所以外においても各圏域ごとに民間の施設を確保し、一時保護の委託を実施して対応しております。

3 パープルダイヤルについては、平成22年度に限って内閣府が実施していた事業であり、既に事業は終了しておりますが、同電話番号を活用して、引き続きNPO法人全国女性シェルターネットがパープルホットラインとして、24時間電話相談事業を実施しております。

4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく保護命令による接近禁止命令等の期間については、6月間となっておりますが、再度の申し立てができる制度となっておりますので、引き続き保護命令を継続することが可能となっております。

続きまして、資料の152ページをお開きください。

陳情第73号の3平成23年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情について、陳情者は沖縄県離島振興協議会会長外間守吉外1名であります。

処理方針を申し上げます。

2 本県の医師数は、人口当たりで全国平均を上回っておりますが、地域や診療科ごとの医師の偏在があり、特に北部圏域や離島圏域では、産科医師やプライマリ・ケア医師等の確保が課題となっております。このため、県では、自治医科大学への学生送り出し、県立病院の医学臨床研修事業、ドクターバンク等支援事業、医師修学資金等貸与事業などの実施により、地域の医師確保に努めているところであります。また、看護師確保については、名桜大学等から新規卒業生が輩出され、看護師の供給数が増加していく中で、県では、看護師等修学資金の拡充、看護研修センター整備への支援等、看護師確保対策のさらなる充実に取り組んでいるところであります。医療機関の施設整備については、離島へき地医療、救命救急医療、産科・小児科医療等、地域で必要とされる医療施設の整備について、国庫補助制度等を活用し支援することとしております。沖縄県ドクターヘリについては、実施病院に対する財政支援の拡充を国へ要望しているところであります。また、ドクターヘリの複数配置について沖縄県救急医療協議会において検討を進めており、メッシュ救急ヘリについても同協議会の中で検討しているところであります。

3 公立保育所については、市町村がみずから責任をもって保育を実施するという考え方で、平成16年度から運営費が、平成18年度から施設整備費が一般財源化されております。公立保育所整備のためのかさ上げ措置分として沖縄振興特別交付金がありますが、次年度以降については、市町村の状況を精査した

上で、必要な措置を検討してまいりたいと考えております。

5 将来構想の実現に向けては、九州地方知事会等を通して、国の責任による協議の場の設置、計画への入所者や地方公共団体等の意見の反映、並びに計画実現のための体制づくりについて、国に要望しているところであります。また、園の土地や施設等の利用に関し、宮古南静園園長が策定した指針等を踏まえ、入所者の意向を最優先かつ最大限に考慮した上で、引き続き、宮古南静園や、宮古島市等関係機関と連携し、将来構想の実現に向けて協力していきたいと考えております。

6の(2) 放射線治療を必要とする患者に対する旅費等の支援制度をがん条例に盛り込むことは、地方自治法第222条により、予算措置が明確にならない限り、困難であると考えております。

8 本県の離島においては、当該地域の医療機能から、沖縄本島の医療機関を受診せざるを得ない患者がおります。県としては、これらの患者等に対して、沖縄本島への受診に係る交通費負担の軽減を図るため、財政支援を国に要望しているところであります。

続きまして、資料の155ページをお開きください。

陳情第87号幼稚園・就学前教育準義務教育化・無償化に関する陳情について、陳情者は、沖縄県教職員組合中央執行委員長山本隆治であります。

処理方針を申し上げます。

1 沖縄21世紀ビジョン基本計画の策定に当たって、沖縄の未来を担う子どもたちが健やかに生まれ育ち、豊かな才能が発揮できるよう子育てセーフティネットの充実に向けた支援策を盛り込んでいきたいと考えております。

5 認可保育所の整備については、安心こども基金及び保育所入所待機児童対策特別事業基金を活用し市町村と連携して保育所創設、増改築や認可化などを図っております。本県における就学前児童の保育・教育のあり方について関係部局と連携し、検討してまいりたいと考えております。

6 放課後児童クラブにつきましては、事業の実施主体である市町村において、既存の国庫補助メニューを活用した公的施設へのクラブの設置や学校の余裕教室等を活用したクラブの設置を進めているところです。県としましても、公的施設を活用した場合、家賃の負担がなく経営の安定が図られるなどのメリットがあることなどから、今後とも公的施設活用について市町村に働きかけてまいります。また、沖縄県独特の5歳児保育の現状を勘案し、学童保育の対象児童に幼稚園児を加える特例承認を毎年国と協議の上、行っているところです。

続きまして、資料の157ページをお開きください。

陳情第92号沖縄戦戦没者遺骨のDNA検査実施の国への要請に関する陳情に

ついて、陳情者は沖縄戦遺骨収集ボランティアガマフヤー代表具志堅隆松であります。

処理方針を申し上げます。

戦没者の遺骨収集業務については、厚生労働省設置法に基づき国が行う業務となっております。戦没者遺骨のDNA鑑定の事業は平成15年度から国において実施されており、鑑定の条件として、①死亡者名簿等の記録資料から戦没者及び関係御遺族を推定できること、②御遺族が御遺骨の返還及び鑑定の実施を希望し、かつ、鑑定に適している戦没者の子、父母、兄弟姉妹等から検体が提供されること、③収集した御遺骨から鑑定に有効なDNAが抽出できること、が示されております。県としましては、身元の判明する可能性のある遺骨については、遺族の元へお返しすることが必要だと考えており、国に対して、DNA鑑定の迅速な対応について要請していきたいと考えております。

続きまして、資料の158ページをお開きください。

陳情第94号沖縄県歯と口の健康づくり推進条例の制定に関する陳情について、陳情者は、社団法人沖縄県歯科医師会会長比嘉良喬であります。

処理方針を申し上げます。

歯の健康と全身の健康は重要な関連があり、沖縄県では、県の健康増進計画である健康おきなわ21において、歯と口の健康づくりを1つの柱として掲げ、県歯科医師会等関係機関と連携し歯科保健事業を推進しているところであります。また、妊産婦等の歯周病対策や要介護高齢者及び障害児（者）の口腔ケアなどは、歯科保健対策における重要な課題であると認識しており、沖縄県では、これらを解決するために、地域における医科・歯科連携体制の整備を進めているところであります。沖縄県としては、歯科保健の推進に関する条例の制定については、関係者の意見や、他県の状況等を踏まえながら総合的に検討してまいりたいと考えております。

続きまして、資料の159ページをお開きください。

陳情第95号対馬丸記念館に係る管理運営費の補助に関する陳情について、陳情者は、財団法人対馬丸記念会会長高良政勝であります。

処理方針を申し上げます。

対馬丸記念館の建設は、国による対馬丸慰藉事業として実施され、財団法人対馬丸記念会が全額国庫補助を受けて建設したもので、国においては、開館後においても、語り部、特別展等事業及び遺族相談事業を実施し、継続して財団を支援しているところであります。管理運営費については、平成12年11月21日付で、同財団法人から「管理運営費等の経費負担については、沖縄県に助成を請うものではなく、あくまで法人の責任において対処する事項である」との意

向が示されており、また、建設費等に係る県議会での予算審議においては、平成13年度及び平成14年度の2回にわたり、「同記念館の運営管理に当たっては、設立された財団法人の責任において対処し、県からの財政的支援は行わないこと」との附帯決議が全会一致により議決されております。県においては、現在、同財団法人と連携し、入館者増に向けた財団の取り組みに対する国庫補助を継続して確保しているところであり、今後ともこれまでの経緯を踏まえ、対応してまいります。

以上で、福祉保健部に係る請願及び陳情の処理方針について説明を終わります。

○赤嶺昇委員長 福祉保健部長の説明は終わりました。

次に、病院事業局長の説明を求めます。

伊江朝次病院事業局長。

○伊江朝次病院事業局長 それでは、病院事業局に係る陳情案件について、処理方針を御説明申し上げます。

お手元に配付してあります資料陳情案件処理方針の目次をごらんください。

病院事業局に係る陳情案件は、継続6件、新規2件の計8件となっております。

継続の陳情のうち、処理方針の主な変更箇所について御説明いたします。

3ページをお開きください。

処理方針5についてですが、下線部分、「平成23年5月1日より、中部病院」を追加いたしました。

6ページをお開きください。

処理方針2についてですが、先ほどと同様に、下線部分、「平成23年5月1日より、中部病院」を追加いたしました。

次に、新規の陳情について、御説明いたします。

14ページをお開きください。

陳情第73号の3平成23年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情について御説明いたします。

陳情者は、沖縄県離島振興協議会会長外間守吉外1名であります。

処理方針を読み上げます。

6（1） 宮古病院の脳神経外科及び小児科については、地域の医療ニーズに応じた医師の配置を行っております。精神科及び眼科については、医師を確保する必要があることから、病院事業局としては、大学や民間病院との協力連

携による医師派遣、人的ネットワークや地域・離島医療確保モデル事業等の医師確保に取り組んでおります。

9 八重山病院については、建築後31年が経過しており、平成22年度に、耐震化等改修工事を実施し、地震に対する安全性等を確保したところであります。今後とも、医療機能を損なわないよう、点検等を着実にを行うとともに、建てかえについては、経営再建の進捗や経営状況等を踏まえ、検討していきたいと考えております。

10 県立病院における医師・看護師等医療従事者の確保については、重要な課題の一つとして位置づけており、医師卒後臨床研修事業、専門医派遣事業、地域・離島医療確保モデル事業、看護師の採用年齢制限の撤廃等の取り組みを行っております。地域医療拠点施設としての機能強化及び医療環境の向上については、八重山医療圏における県立病院の役割を踏まえ、適切に対応していきたいと考えています。

16ページをお開きください。

陳情第78号の2八重山郡建設産業の振興発展に関する陳情について御説明いたします。

陳情者は、社団法人沖縄県建設業協会八重山支部支部長黒嶋克史であります。

処理方針は、先ほどの陳情第73号の3の9に同じでありますので、読み上げは省略いたします。

以上で、病院事業局に係る陳情の処理方針の説明を終わります。

○赤嶺昇委員長 病院事業局長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 最初に陳情第47号、144ページです。障害者権利条例の制定についてお伺いします。まず、条例制定について、どのような方向で制定をするのか、その手順—制定をするに至る条例案をつくる会議、どのような構成でやっていくのでしょうか。名称も含めてお願いします。

○金城弘昌障害保健福祉課長 まず手順をとということでございましたので、手順のほうです。県で設置を検討しています検討の場でございますが、中身としましては、まず障害者の差別事例に関すること等に関しまして把握をすること、それと、その差別をなくすための取り組みの方策を検討すること、併せて障害者の権利擁護の推進、方策などに関することについて意見を聴取、交換する場面を設定したいと考えています。現在、障害当事者団体等と話し合いを進めておりまして、名称は、仮称としまして「沖縄県障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくり県民会議」、略しまして障害者県民会議というふうに考えております。

○西銘純恵委員 差別事例の把握ということは、具体的に身体とかいろいろ障害の種があると思うのですが、そのような個別具体的な調査もやる予定なのでしょうか。

○金城弘昌障害保健福祉課長 直接、障害者のもとに行きまして、いろいろな障害者団体がございますので、そちらにいわゆる構成する委員みずから行って、差別の実態を把握したいと考えております。

○西銘純恵委員 構成する委員からお尋ねします。

○金城弘昌障害保健福祉課長 現在、障害当事者団体等と意見交換で話している部分ですが、まず構成するメンバーとしましては、学識経験のある方、それと障害当事者、それと障害者の福祉に関する事業に関係する方々、それと民間事業者等を考えております。

○西銘純恵委員 学識経験者というのが福祉関係ということではなくて、法律の人権という大事な観点が必要なので、法律専門家をということでやりとりがあったようなのですが、それについては今は学識経験者ということでしか答弁がなかったのですが、関係者団体から出されている学識経験者一弁護士だと思っておりますが、それについてはどれぐらい固めていますでしょうか。

○金城弘昌障害保健福祉課長 学識経験者としましては、これまで障害当事者団体等との話し合いでは、障害者福祉の知識と経験を有する方、それと障害者の教育の経験を有する方のお二方を予定しておりました。何度か話し合いを進めておりますが、その中で法律の専門家をぜひ入れていただきたいということ

でお話がありましたので、現在、検討しているところでございます。

○西銘純恵委員 この条例制定が具体的に動き出していますが、私は沖縄県の場合は、やはり数年間かけて当事者一障害者の皆さんが、直接、案を練り上げて、そして県民を巻き込んで条例制定というところまでできていると思うのです。あと、制定の段階になって、この当事者の皆さんの、これまでに積み上げてきたものを、きちんと条例の中に入れていくということが何よりも大事だと思うのですが、これについてはそういう観点を持たなければ、やはり話し合いの中でも一今言った構成メンバーの中にどの方を入れてほしいという要望があってもはじかれるとか、そういうことが出てはいけないと私は思っておりますが、その観点について福祉保健部長にお尋ねしたいと思います。

○宮里達也福祉保健部長 御指摘のように、いろいろと当事者の皆さんが御検討をなさっていて、それには我々としても非常に勉強するところが大きいところがあります。ただ、この案件に関しては、広く社会の構成員すべての人に一定のいろいろなかわりが生じてきますので、幅広い議論が必要で、その議論を踏まえて具体的な制定ということになるのだと思います。

○西銘純恵委員 今の福祉保健部長の答弁はあいまいだと私は思うのです。なぜかという、やはりこの条例案を見ましても、障害のある人もない人もと触れているように、障害者にとって生きやすい制度にしても、いろいろと社会の仕組みにしても、生きやすいということはすべての人にとって本当に生きやすい社会になるということを確認をすれば、広く県民にという中身を言葉としては表現しているが、実際は別の観点からこれを障害者団体の求めている、県民にも必要とされる条例の骨格がゆがめられていくのではないかという気がするのです。ですからやはりこれについては、広く社会のというところについても少し考えをきちんと障害者団体の声に寄り添っていけば、おのずから何人にも、すべての人にも、県民にもということになるという立場が、柱として据えなければならないと思うのですがいかがでしょうか。

○金城弘昌障害保健福祉課長 西銘委員のお話のとおり、この障害者団体がつくりました条例案については、これまでにお話ししたとおり、3年間をかけた多くの障害者の声を反映した条例案と考えております。ただ、先ほど過程を一言いゆる取り組む段階をお話ししましたが、まず障害者の差別事例を把握しまして、それをどのような形で方策を組んでいったらいいか、その方策を同条例

に反映させたらいいかというのを、きちんと県民議論が必要だと考えております。あわせて、民間事業者等にも密接に関連する部分も多数ございますので、その辺については十分な検討が必要だと考えております。

○西銘純恵委員 今おっしゃった民間事業者というのは、個別具体的に審議の中で出てくるのかなと思うのですが、例えば民間アパートの経営者とか、その皆さんが、今現状では障害者を受け入れてはいないと思うのです。だからそれを条例の中で、障害者の皆さんも平等に受け入れるということを条例の中で定めたときに、この業者の皆さんがどうなのかという、そこをクリアするというのが、一番大事なところではないかなと私は思っているのです。だからやはりどういう目線に立つか、観点に立つかをはっきりさせないと、民間業者一広く県民のという言葉の中に差別を残す、障害を差別していくというようなものが残る条例になるのではないかと危惧しますが、いかがでしょうか。

○金城弘昌障害保健福祉課長 障害当事者が示しましたこの案は、当然ながらその障害者の権利条約—いわゆる国で現在作業を進めています、障害者権利条約を踏まえた中身になっています。当然ながら、その障害者権利条約を踏まえた形での条例の制定を進めていきたいと考えております。

○西銘純恵委員 障害者基本法も改定されたのですが、私はそこでも一まあ共産党は修正を出したのです。なぜかという、完璧ではないというのは障害者団体の皆さんの声を聞いてやっていなかったと、改正についてもです。そして、患者や障害者家族が過半数を占めている障害者制度改革推進会議というのも開かれないで法改正がなされたということで。やはり県の条例制定をするときに、そういうことが、国がやったようなことがないようにということを、とても危惧するのです。

共産党はどこを修正入れたかという、すべて障害者は、可能な限り、どこでだれと生活するかという国の改正法は、可能な限りというのを入れているのです。でも、可能な限りというのを削除して、どこでだれと生活するかを無条件にというような、こういう立場も明らかにしながら、私はそういう文言としては、そんなに差がないのかなと思うが、障害者団体の皆さんから見ればとても重要な文言が、この条例案の中にはあるということを指摘をして、続けていきたいと思えます。

障害者の皆さんの施設を訪ねて声を聞くということを言われたのですが、実際に団体の皆さんは直接アイマスクをつけていますか—車いすの体験とかで

す。この審議員の皆さん自体が一検討会議に参加される方が、そういう体験もして条例制定に向けていってほしいという希望もされていますが、それについてはいかがでしょうか。

○金城弘昌障害保健福祉課長 先ほど、施設をということでしたが、施設だけではなくて、当然ながら在宅で生活をしている方、いわゆる障害当事者の方の意見もお聞きしていきたいと思っております。今、西銘委員からお話がありました御提案の件について、県民会議でそういう提案とかがあれば取り組めるものではないかと考えております。

○西銘純恵委員 県民会議の人数、そして構成員の一ある意味では過半数を関係する皆さんが構成するのでしょうか。

○金城弘昌障害保健福祉課長 私どもが、お話の中で調整しているのが、半数程度は障害当事者で構成したいと考えております。

○西銘純恵委員 現在も当事者の皆さんの声を聞いて進めているということをおっしゃるし半数程度はということで、やはり当事者として、一番必要として提案をしてきた皆さんの声を最大限に聞いて条例案をつくっていただく、何よりもこのたたき台とされた条例案そのものも、一見、何事もないような文言の中に重要なことがあるのだなというのは、皆さんも持っていると思うのですが、いただいた案の中の第6条の県の責務とかですね、その中でも、自己の的確な判断に基づく選択もしくは決定ができるような、自己決定という言葉も1つとっても、個別支援をするときに、実際は支援提供者の側でよかれと思ってやっていることが、受ける側にとっては差別になっているとか、そういう支援になっていないとか、本人でなければ言えない細かい問題点がみんな出されていると思うのです。だからそこを丁寧にやって条例をつくっていただきたいと、案を仕上げてくださいと要望して次に移ります。

160ページ、陳情第95号の対馬丸なのですが、これは平成12年当時、沖縄県に助成を請うものではないと。通常はこういう県の、対馬丸という戦争の継承をする重要な施設ですよ。これはどう考えても、経営的に民間がやって成り立つものではないということはもう明らかなのです。だから何らかの公的な助成がなくてはできない。けど沖縄県に助成を請うものでは、あくまで法人の責任において対処する事項であるとか、こういうものが出されたという当時のいきさつというのは、通常は理解できないものですから、それについて説明を

いただけませんか。

○大村敏久福祉・援護課長 当時、建設に向けまして任意団体の遺族会がありまして、まず遺族会を法人化するという動きがありまして、法人になるには、当然、法人としての運営と、法人が設置する施設についても、原則としてその法人が責任を持つというのが一般的な考え方であり、ということで県もそう考えまして、県議会でもそういう議決が出たものだと理解しております。

○西銘純恵委員 建設についても、丸ごと国が出していますよね。そして、当時の国は土地の確保、維持管理費、運営費等は県が負担するということを国自身が明確にされているということを陳情者は言っているのですが、それは事実でしょうか。

○大村敏久福祉・援護課長 平成12年11月に、最初に国から対馬丸祈念館の建設についての話がありました。その中で、国の考え方として会館は国が建設、土地、運営費については県がやるという考え方が示されまして、その後、県との調整の過程、あるいは当事者との過程において、最終的に県は運営費は助成しないということを国も理解してもらったと考えております。

○西銘純恵委員 国が理解したという文書的なものはあるのですか。

○大村敏久福祉・援護課長 国からの文書というのは特にあれなのですが、この調整の過程で国は当初、建物だけというお話でしたが、県がそういう運営費の負担が厳しいということの中で、では国としても運営費そのものは補助できないのだが、建設後の事業を実施することにおいて側面から運営を支援していくということで、今日まで続いております。

○西銘純恵委員 今度、平成12年一既に10年たっていますよね。それで陳情を出されてきている、県に補助を出してほしいという趣旨について、皆さんは平成14年当時、県からの財政的支援は行わないという県議会の決議も理由にはしているのですが、対馬丸祈念館が補助をなくして、今後、運営そのものが維持できると見えていますでしょうか。寄附に頼って維持ができるという考えでしょうか。

○大村敏久福祉・援護課長 現在、対馬丸祈念会の収支状況を見ても、

まず平成22年度について見ますと、収入が3469万5000円と、支出が2255万5000円と、今のところ、経営的にはそれほど厳しい状況にはないものと理解しております。そして県としましては、財団と連携しまして会員の増、あるいは先ほど法人化の話もありましたが、そういう法人化に向けたこと等も取り組みながら、今後、一緒に協力してやっていけるものだと今のところは思っております。

○西銘純恵委員 公益法人にならなければ税政優遇とかいろいろ、従来どおりの法人では成り立っていかないと。そして経常的に寄附ではなくて、ちゃんと安定した収入源を明確にしなければ公益法人にはなれないということを、言われているのは御存じですか。

○大村敏久福祉・援護課長 要請書の中にそういう旨の記載があることは確認しております。法人担当部局に確認しましたところ、公益法人への移行の審査においては、実績ではなく申請年度の計画で行うこととなっていると。収入については寄附金も含め、会費、補助金等が法人の規模に見合った事業のために、適切に見積もられているかを確認すると。審査では不定期の寄附金収入ということのみをもって、財政的基盤の明確化という基準を満たさないと判断するものではないと。寄附金収入については過去の実績等を踏まえ、適切に見積もられていれば問題はないと考えているという回答を得ております。

○西銘純恵委員 法人の認可といいますか、許認可はどちらがやるのですか。沖縄県ですか。

○大村敏久福祉・援護課長 そうです。総務部の担当課で行います。

○西銘純恵委員 そうしますと、寄附金が1000万円あった、800万円あった、500万円あったと、そういう寄附金収入が不安定であっても、国の補助はまだありますが、県が1円も入れなくても、おおむね収支はうまくいっているからという判断ですか。

○大村敏久福祉・援護課長 今の財務状況、収支状況で法人化に向けて問題ないだろうという見込みを聞いております。

○西銘純恵委員 数字だけをごらんになっていると思うのですが、現場は証言の一いろいろな設備ですね、そういうのも古くなって更新できない、変えるこ

とができない、展示パネルにしてももっと古くなったり、いろいろと変更したいが、財源がそういう不安定な状況なのでできないということを言っているのです。だから今の収支がうまくいっているという見方については、やはり寄附というものが不安定—ゼロになることもあるというのが寄附ですから、そういう意味ではもっと安定して、毎年この祈念館が管理、運営できる立場で県も考えるべきだと思うのですが。補助金を出せないという理由に附帯決議を言っていますが、この委員会で改めて私どもがこの補助金をこれから恒久的に対馬丸祈念館が生かされていくようにと、そして県民の願いにこたえて平和発信の場にできるように、設備もいろいろやりたいというもので、補助金を出すことに採択をするということになれば、過去の県議会での問題というのは不問に付すということになると私は思うのですが、これについてはいかがでしょうか。

○大村敏久福祉・援護課長 先ほども説明申し上げましたが、全2回の議決、県としても同じような考え方と、県議会も県も同じような考え方だと理解しております。今回、西銘委員のおっしゃるような形での議決が仮にあったとしても、それは県議会の意志として当然受けますが、それをもってすぐ県が補助をするということにはならないかと考えております。

○西銘純恵委員 今の答弁はおかしいと思うのです。この処理方針の中に明確に財政的支援は行わないということを明記して、陳情の趣旨に添えないということを行いながら、今度は県議会の意志は関係ないということは当たらないと思うのです。やはり県議会の意志というのは県民の意志だということにしないと、これだけの陳情が出てきますから、やはり再考するという事で考えるべきではないかと思えます。

○大村敏久福祉・援護課長 最初に話しましたが、財団法人設立時において一財団法人を設立する場合は、基本的には財団法人そのもの、あるいはその財団法人が建設する建物については、運営管理については財団法人が持つのが基本ですというのがあって、ただ、先ほど来ありましたとおり、当初から遺族連合会等の中にあつた部分もあつたりして、遺族会では厳しいのではないかとということで懸念が示されまして、建物ではなくて別の慰謝事業を検討したらどうですかという話もあって、その中で財団がぜひ自分たちが、自分たちの責任でやるからというのが先ほどの財団法人からの文書の申し入れがある状況です。その中で、国は運営費ではないが事業で継続して支援していきましよう。では県はそれに対して、側面から国への補助を財団と一緒に要請していくというこ

とです。そして県としては、今の財団の財務状況から会員をふやしたり、まず固定的な収入をふやす努力がもう少しできるのではないかと見ているのです。収入もここ3年ふえてきておりますので、会員をふやす方向とかいろいろ方策があるのではないかと考えております。

○西銘純恵委員 ことしの慰霊祭に24万人余の御霊を慰霊したのですが、県が対馬丸祈念館というのをどのようにとらえているのかという、この沖縄戦の県民の苦難、そして今も引きずっている当事者や遺族関係者、その皆さんの思いと、それとまた県が全国一ほかに発信をする平和の事業として重みはとても強いと思うのです。それに対して県が1円も補助をしないで、1円もかかわらないでいるということ自体が、県の沖縄戦に対する姿勢がどうなのか、そして平和をつないでいくというものに対してどのように考えているのかということも問われると思っているのです。所見を福祉保健部長から伺って終わりたいと思うのですが。

○宮里達也福祉保健部長 この戦争の慰謝事業というのは、それぞれ国の立場、県の立場、また御遺族のお気持ち等のそれぞれが一体となって続けていって、風化させてはいけないという思いは西銘委員と同じです。その中で、沖縄県も側面から今まで援助をして、また国にも継続した支援を求めてきたところでありまして、そして過去において、二度、全会一致で県からの財政的支援は厳しいですという趣旨の決議がなされた等もありまして、今後—これは大切な事業であるという思いは、非常に悲惨な事案ですので、ぜひ慰謝事業は続けていくべきだと私も思いますので、その辺のところをぜひ御理解いただきたいと思えます。

○西銘純恵委員 そういう理解はできないので、再考を求めたいと思います。

最後に69ページ、陳情平成22年第62号の保育所入所待機児童の特別事業基金の問題ですが、平成23年度まで安心こども基金が延長されたと。今年度の保育所待機児童解消の計画をお尋ねします。

○大城馨青少年・児童家庭課副参事 今年度の安心こども基金の整備事業ですが、25施設に約48億円を補助する予定です。

○西銘純恵委員 待機児童の解消は何名ですか、今年度は。

○大城馨青少年・児童家庭課副参事 定員を820名増員する予定です。

○西銘純恵委員 これは2つの事業で25施設ということではありませんよね。今、安心こども基金が今年度まで延長されたと、もう一つ事業がありますよね。あわせてどうなのでしょう。820人ですか。

○大城馨青少年・児童家庭課副参事 待機児童特別対策事業において、10施設600名の予定をしております、あわせて1420名になります。

○西銘純恵委員 そうしますと、県がとらえている待機児童は1680人ですよ。これが1420人、今年度で。次年度の4月1日では待機児童は本当に何十人になるといえることですか。

○大城馨青少年・児童家庭課副参事 県の把握している待機児童の数におきましては、まだ潜在的な待機児童もいると考えておまして、単純に今現在、県が把握している1680名の数から、今度定員を増員する残りが待機児童というわけではないと考えています。

○西銘純恵委員 そうしますと、潜在的ということで実際四、五倍に膨れ上がる待機児童ですから、これを沖縄県で解消するという事は、平成23年度まで延長したというところで、まだ四、五年一今のペースでいっても優に四、五年かかるということになると思うのですが、今後の計画といえますか、この基金が延長されたのが終われば、また保育所増設については数がぼんと減るという考えですか。県としてどのように考えていますか。

○大城馨青少年・児童家庭課副参事 基金につきまして、引き続き延長をお願いしていく予定でありまして、これはまだ待機児童解消を引き続き実施していかなければいけないと考えてのことです。仮に延長できたというときに、まだその後の状況を見て判断していきたいと思っております。

○西銘純恵委員 25施設と10施設は具体的に市町村で、みんな計画は走っていますか。確実にこの事業はもう動いていますか。

○大城馨青少年・児童家庭課副参事 安心こども基金につきましては、今現在、半分ほどの予定をしております、残りはまた市町村に呼びかけをしております。

す。市町村からは手を挙げてやりたいという声はあります。

○西銘純恵委員 何か予算執行についてもおぼつかない感じがするのですが、市町村の今の具体的に手を挙げているところ、そしてこれから、実際は過去に調査されていますから、どこの市町村にということ、積極的にこの事業をこなすという立場で県から市町村にやらないと、なかなか進まない可能性がありますので、それについては要望して終わります。

資料については、後日いただきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

上原章委員。

○上原章委員 144ページ、陳情第47号、私も障害者の権利を守るための権利条例についてです。本会議でも取り上げましたが時間がなくて、それで確認したいのですが、県は処理方針で、国における障害者基本法等の改正動向を踏まえていきたいと、再三そういった理由を記されているのですが。今、国会でも衆議院を通過して参議院に審議が行っているわけですが、具体的に国で今、取り交わされているこの改正の中身、これはしっかりと県も把握されていると思うのですがいかがですか。

○金城弘昌障害保健福祉課長 現在、改正が予定されている障害者基本法ですが、国から提案がありまして、衆議院で修正されて、それが参議院へ今行っていると聞いております。

○上原章委員 ですからこの中身が一当初出した政府の案が余りにも当事者の皆さんにとっては期待していたが、逆に非常に不十分な内容だったと。これを衆議院の中でも会派の修正案等で詰めたわけなのですが、この中身を県はどのように認識されているのかお聞きしたいのですが。

○金城弘昌障害保健福祉課長 障害者基本法改正案につきましては、国で設置しております障害者制度改革推進会議でさまざまな議論がございました。その中で、やはりどうしても会議の委員の意見と示された改正案について、なかなか意見の一致を見ない部分もあったと認識しております。ただ、どうしてもこの障害者基本法につきましては、基本法ということで次に控える差別禁止法、その制定も十分にらんでいかないといけないと国の説明もありましたので、

そういったいろいろな改正の動向も見ながら、県においてはこの法の動きも見ながら条例制定をやっていきたいと考えております。

○上原章委員 行政がある程度つくってくる中身と、本当に当事者の皆さんがお困りになっていることというのが相当乖離があるような一国においてもです。ですから今回、県の条例をつくる時もしっかりと国の一ある意味では障害者の皆さんの憲法がこの基本法ですから、ぜひその辺のやりとりはしっかりと県で認識していただいて、例えば今回、障害者の定義に発達障害者を明記することとか、相談体制がまだまだ不十分だという整備—防災、防犯、消費者被害からの保護、家族に対する支援、非常に具体的にこの修正の中でやりとりがあるのです。ですから今後皆さんが県民会議を開く中でも、しっかりと行政はその事務局という立場でされると聞いていますが、最終的には行政がその条例案の中身を議論していくわけですから、今の法改正がどのように進むのか、中身がどのようなやりとりがあるのかは、ぜひ認識していただきたいと思うのですが、福祉保健部長はどうですか。

○宮里達也福祉保健部長 全く上原委員の御指摘のとおりで、いろいろとまた研究をしまして、幅広い議論の中でしかるべきしっかりとしたものができるかと、今、議論のやり方を検討中でございます。

○上原章委員 当事者団体の皆さんからは、障害の有無にかかわらずすべての人が平等に暮らしていける世の中をつかってほしいということですので、例えば地域で学べる教育—差別がないとか、この地域の中で促進が本当に図られているのか、地域で暮らすための具体的な—アパートに入りたいが難しい、またはバスとかいろいろな公共の交通にしても、バリアフリーにしても本当に苦勞をしているということを、ぜひ今回の条例で沖縄県が差別がない、そういった世の中を、県民一同がそういう認識でスタートしていく条例にしていただければと思います。それで今回の県民会議に当事者の方々を募集して、その県民会議に入っただけということですが、募集期間というのは決まったのですか。

○金城弘昌障害保健福祉課長 この県民会議—仮称でございますが、県民会議の設置、それから募集もあわせて当事者団体等と今意見交換を交わしております。最終的に決まって決裁ができたときには、広く県民に募集していきたいと考えております。

○上原章委員 この方々を選考する委員会というのは、どういった人が選ぶのですか。

○金城弘昌障害保健福祉課長 この県民会議は知事が設置する会合になりますので、いわゆる私ども福祉保健部内で選考委員会を設置いたしまして、それぞれ審議していきたいと考えております。

○上原章委員 しっかりその辺は公正、公平にやっていただきたいと、しっかりと現場のその当事者の皆さんの声が届くような形でお願いしたいと思えます。それと福祉保健部長、現場で再三この問題は私たち議員の耳にも入ってくるのですが、障害者の皆さんが手帳をいただく一重度の判定をしていただく委員会といいますか、会議があると思うのですが、余りにも遅すぎるといえるか、市町村が窓口になってお願いをするのですが、これは県で最終的な判定会議があると思うのですが。実は最近の話で市町村の窓口に行ったら3カ月は待ちますと、そんなに待たされるのかと思うようなことが現場で結構起きているのですが、この辺はどうなのですか。

○金城弘昌障害保健福祉課長 上原委員のお話しするのは身体障害者の手帳のことだと思います。法定の標準処理期間が60日—2カ月となっております。ただ今少し人事異動等がございまして、現場でおくれていたケースがあったと伺っております。この辺につきましては、現場と十分調整をいたしまして、その標準処理期間はきちんと守っていただいて、できるだけ早目に交付に結びつけるように努力していただきたいということで、人員の配置も済みましたので、その辺は今後、迅速にできると認識しています。

○上原章委員 60日も私は長過ぎると思うのです。要するに、お仕事中に事故を起こして動けない、仕事ができない、その方にとっては早目にこの申請を出して判定をしていただかないと、そういった支援も受けられないというのがあるのです。この判定会議というのは、どういった日程で行われているのですか。

○金城弘昌障害保健福祉課長 この身体障害者の手帳の会議がございしますが、そちらは専門員がいて、それはそれぞれの診断書をきちんと確認いたしまして判定している状況でございます。ですからどうしても診断書の中身で、例えばうまく認識ができなかったりとか、その辺が表現されていなかった場合には差し戻したりとか、少し調整しながらということで、どうしても一定程度の

時間がかかっているような状況でございます。

○上原章委員 要するに、申請が来たらすぐその判定会議ができるようになっているのですか。それとも月に1回の、それに合わせて申請がされるようなりズムなのですか。

○金城弘昌障害保健福祉課長 毎日というわけではないのですが、週に1回とか2回とかという形で、設定している嘱託医がおりますので、その嘱託医と確認をしながら実施している状況です。ただ、どうしても出先機関で判定ができない困難なケースについては別途—これは判定に少し時間を要するという—with、これにつきましては2カ月に1回の周期でやっております。

○上原章委員 ぜひ市町村とも連携をしっかりと密にして、申請に来た方の思いを受けとめていただいてスピーディーにやっていただきたい。2カ月、3カ月と余りにも長いのではないかと私は思いますので、よろしくお願いします。中には例外的なものがあれば、それは当然確認をする必要がありますが、この判定会議が、その方々がそれに合わせないといけないというようなことがあつては、これはおかしいと思いますのでよろしくお願いします。

もう一点、先ほどと同じもので恐縮ですが、160ページの陳情第95号。私も対馬丸は本会議ですっと取り上げてきたので確認したいのですが、先ほどのやりとりで幾つか再確認したいのです。その前に福祉保健部長、対馬丸の記念館というのは県民でも結構知らない方が多いのではないかと。当然、県外、国外においてはもっと知らない方も多いと思うのですが。この対馬丸のことというのは、歴史の中でも、沖縄の平和発信においても、もっともっと県民に、また県外の方々にもしっかりと伝えるべきことではないかと思うのですが、いかがですか。

○宮里達也福祉保健部長 全くそのとおりでありまして、我々としても例えば修学旅行の機会だとか、あるいは語り部事業とかで、そういうことが適切に行われるように財団法人とも話し合いをしたりとか、そういうことは努めているつもりです。

○上原章委員 私もこの施設を見させてもらったのですが、当時、この学童集団疎開というのが国の命令とはいえ、県がこの計画を立てて県民に通知して実行しているわけです。また10年前ですか、いろいろな事情があつて先ほどの附

帯決議とかもあったと思うのですが、この平和施設として法人認可は県が出しているわけです。ですからこの施設が、先ほど福祉保健部長は今後しっかり継続をしてこれが閉館にならないように、これは同じ思いだということで確認をさせていただいたのですが。先ほどの話の中で、平成25年に公益法人改正の中で経営の確立というのがやはり大きな—これは当然のことだと思うのですが、その中で寄附金がこの3年間で1500万円と、本当に今の厳しい社会情勢の中で落ちていると聞いているのです。国からはあくまでも展示とかの事業についての支援であって、管理・運営費は全く出ないのですよね。あくまでもこの展示企画とかそういったものでしか扱えない支援なので、この管理運営費はよくぞこの7年間自力でやってきたなと私は思うぐらいなのです。那覇市が固定資産税とかの免除とかいろいろ側面から支援をしているのですが。今後、ますます今の社会は寄附とか—先ほど会員の広がりをとおっしゃっていましたが、この3年間を見ても会員の広がり、本当に100万円から105万円とか、110万円とか、ふえてもそういう状況なのです。ですから、個人というかそういう大きな寄附でずっと、遺族の関係者やいろいろな方々が頑張ってきたと聞いていますが、今後、先ほどその関係者をしっかりタイアップして、それが運営できるように県もかかわっていきたいというお話もあったので、その辺はぜひ今後、せっかくこれだけ大事な平和教育の場にもなっていくと思いますので、県民の、また県外の方にもしっかり知っていただけるようにですね。私は、10歳以下の子供たちがあんなに亡くなっているということは正直言って、お話は聞いていたのですが、この1500名近くの中で本当にこれだけ多くの子供たちが亡くなっている、また300の遺影がよくぞこれだけ集められたなと思うぐらい、小さなこの写真を拡大した形で、これも実費でやったそうなのですが。ぜひ、その辺をしっかり認識していただいて、1人でも多くの方に来ていただけるようにサポートしていただきたいと思うのですが、最後によろしくお願いいたします。

○宮里達也福祉保健部長 全くそうだと思います。私も偶然なのか何なのか、会員の皆さんと親しい関係にありますので、どういうことができるか研究はしていきたいと思います。この慰謝事業だけではなくて、平和が—こういうことが二度と繰り返されてはいけないという思いは同じだと思いますので、そういうことが忘れ去られないようにすべきだと私も思っておりますので、よろしくお願いします。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 陳情第47号の障害者権利条例についてお尋ねします。審議会のメンバーの半数を当事者で充てるということで募集をかけているということなのですが、福祉保健部でその選考をしていくということなのですが、その中で選考に当たっても、やはり当事者がかかわっていくことが大切ではないかと思うのですが、そのあたりはどうお考えですか。

○金城弘昌障害保健福祉課長 この県民会議は、基本的には知事が設置する会合と考えておりますので、それは福祉保健部内できちんとその選考委員会を設置いたしまして、公平・公正に委員を選出していきたいと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 構成メンバーの半数を当事者に充てるということは、そのあたりは確認できますか。

○金城弘昌障害保健福祉課長 半数というか、半数程度というふうに考えております。理由としましては、今現在、当事者団体等と意見交換をしている中で、法律の専門家を入れていただきたいといった場合に、どういう形で構成するかを今検討しておりますので、その中で半数になるのか半数程度になるのかは調整の中で少し検討したいと思っております。ただ、障害当事者の中には、その障害種別、それをすべて入れていきたいという認識で取り扱いたいと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員 といいますのは、けさ、新たな保育制度について当事者の皆さんの参考人招致をしたのです。その中で、この制度について県に、あるいは国に対しての審議会の中で皆さんはどういう審議をしてきたのか、皆さんの意見がどうして取り入れられなかったのかという話になったときに、やはり当事者が少なく多くの人たちに押し切られたという経緯があるわけです。ですから、この障害者権利条例についてはなおさらのこと、やはり当事者が半数以上入っていかなければ、その意見も通らないのではないかという思いがするので確認をしているわけなのです。その半数一本当になるかどうかではなくて、やはり半数以上の当事者を入れていくということをしつかりと守っていただきたいと思っております。もう一度確認したいと思っております。

○金城弘昌障害保健福祉課長 障害当事者については、身体障害、知的障害、精神障害等あわせて、その難病等特定疾患ですね、そういった方々も含めて半数程度で会議を構成したいという形で考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 国で進めているその基本法について当事者の意見が余り反映されていない、不十分だということは、やはり行政と当事者との乖離というのが出てくるわけですね。そこで皆さんが審議会に当たるときに、これはほかの審議会でも言えることなのですが、皆さんの意向がそのまま審議会の中に押しつけられるような、あるいは反映されるような、そういう手法がえてしてあるのです。そういうことで、本当にそのあたりを障害者の皆さんの立場に立ってしっかりと審議をしてもらう、そして公正・公平にやってもらうような、そういう姿勢で向かっていただきたいということで、もう一度そのあたりの覚悟、決意をお尋ねしたいと思います。

○金城弘昌障害保健福祉課長 県民会議の役割としましては、先ほども御説明いたしましたが、まず障害者がどういった差別の実態にあるかという差別事例の把握を、その県民会議の構成メンバー—いわゆる障害当事者もそうですし、また関係する事業者の方で民間事業者もチームになった形でまず話を聞いて、それに対してどういう対策をとるべきかということ優先していきたいと考えておりますので、そのようなことをまず作業を進める上で、条例の中に取り組むべき内容等は、その中で議論ができると考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 よろしくお願ひします。それから陳情第95号の対馬丸についてお尋ねします。皆さんの処理方針の中に大きな欠落した部分が出てきているのではないかという気がしてならないのです。この対馬丸での学童疎開というのは県の方針でやられたわけですね。そのあたりをしっかりと経緯を書かなければいけないと思うのです。全く欠落している。そういうことで、今回のこれまでの対馬丸記念館に対する援助も欠いてしまったのではないかという気がしてならないのです。この処理方針を書くに当たって、そのあたりは県の責任として学童疎開をさせた、これはもう国策であり、県のそういうものであるわけですね。ですからその処理方針の中にしっかりと入れていただきたいかったという思いがするのですが、福祉保健部長の御意見をお尋ねしたいと思います。

○大村敏久福祉・援護課長 戦争という国策に基づいて、基本的にその国策による被害については国の責任において行われるという大前提があって、それに基づいて国が慰謝事業をやっていると理解しております。国策の中で、県の—知事のそういう文書が出ているのはわかりますが、それをもって県の責任とい

うことまでは言えないだろうと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 そもそも、県としての位置づけがなされていないということが発端になっているのではないかという気がしてならないのです。平成13年の予算特別委員会の議事録でこのようなことが指摘されているのです。国は平成12年度予算で、県に対して同事業を県の事業として対馬丸会館の建設をするようにとやったが、それを断った経緯があるわけです。そのことに対して、では県は何をしたかということで、その運営費とか管理費については県でやれということもできなくて、結局は対馬丸の遺族の皆さんにそれを法人化して押しつけたというような議事録が残っているのです。そして、そこで今問題になっているのは、国と県との調整がなくてそういう状況になったが、県はみずから実施を断った事業を、その脆弱な団体に事業の管理運営を認めさせたことというのが一番の問題ではないかというような指摘がされております。議事録の中で、もしこの対馬丸記念館が閉館になったときに、国の会計検査院の指摘が予想されますと、その際に補助金の3億円を一国庫補助金が返還をされなければならないということになるのではないかという指摘がなされているわけです。そのあたりはどうお考えでしょうか。

○大村敏久福祉・援護課長 先ほど建設にいたる経緯を少し説明しましたが、対馬丸はそもそも国の慰霊事業ということで、対馬丸が沈んだところに慰霊事業をやって、それを引き上げてくれということで、それが困難ということになった時点で国が慰謝事業として会館建設をやるということで、それまで県には一切そういう相談がなくて、こういうことをやるからということで先ほどの会館建設は国、運営費は県、土地も県ということで当初は提示されて、いろいろな経緯を経て、最終的な一先ほど来説明したとおりになっております。そして、先ほどの県が補助しないで閉館になったらどうするのかということですが、閉館に至らないように県も一緒になって、まずは現在の経営状況一すぐにそういう状況に陥る状況ではありませんので、まず県としても一緒に取り組んで、そういうことに至らないようにやっていきたいと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 寄附もあるでしょう、寄附もふえてきたでしょうというような言い方をしていましたが、この寄附というものはとても不安定なもので、そしてだんだんこの不景気の状況の中で、これから本当に寄附として、それだけ今までの状況が続くだろうかという不安を抱えているわけですね。そこで那覇市の場合はいろいろな援助をしてきているわけです。それにもかかわらず、

なぜ県は全くこれまで支援してこなかったのかということなのです。ですから先ほどの福祉保健部長の話では、これから何とか支援を考えていきたいということですが、具体的に、やはり支えていく立場としてお金を出していかなければいけないと思うのです。今要求されているようなですね。そういう支援の仕方ということをやっていかなければいけないと思います。先ほど学童疎開ということで国の責任を、そして県が半強制的に子供たちを疎開させたという責任もあるわけですから、これは戦争責任として、やはり県もそのことにしっかりと位置づけてやらなければいけないということになるわけです。そしてこの記念館が本当に閉鎖になったときに、この子供たちの生きていた証としての資料が全く平和資料館にもないそうです。もうここだけだそうです。そういう意味からも、やはり県はそのあたりについてもしっかりとした支援策を考えていかななくてはいけないと思うのですが、福祉保健部長の決意をお願いします。

○大村敏久福祉・援護課長 まず那覇市の支援について御説明いたします。那覇市は固定資産税が約99万円、会館の占有料の免除47万円となっております。これは条例に基づいて一公益的な活動を行う法人に対しては免除するという条例の適用を受けてやっていることであるということ、まず説明したいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員 次に行きたいと思います。157ページの陳情第92号の、沖縄戦戦没者遺骨のDNA検査実施の国への要請に関する陳情についてお尋ねします。このことについて陳情者が直接国に当たって、きょうの新聞に載っておりますが、その遺骨のDNAを鑑定していくと。歯でDNA鑑定が初めてできたと言っているのです。そのことについて、これから遺骨収集をしていく段階で歯が残っていればしっかりとDNA鑑定をして遺族の皆さんに返していきたいということですが、今回、厚生労働省に陳情者が要請行動をしたときに、指の骨も保管して、それからDNA鑑定ができるというような新たなものが出てきているわけです。そして皆さんの処理方針の中で、そのDNA鑑定が迅速に対応できるように要請していきたいとやっていますが、陳情者本人がもう既に要請をして確約をとっているわけです。県としてこのことに対してこれからどう支援していけるのか、協力体制がとっていけるのか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

○大村敏久福祉・援護課長 きょうの新聞等にありましたことからまず説明したいと思います。これまでは本人を特定できる印鑑とか、万年筆とか、そうい

うものと一緒に骨が出た場合には本人特定の可能性があるということで、歯とかが残っていれば、DNA鑑定のため国との調整をやっておりました。それできょうの新聞を見るとそれだけではなくて、沖縄県内で見つかる骨について、歯と指が見つかった場合には、先ほどのような本人を特定する印鑑とかがなくても、DNA鑑定の可能性があるものは国でやると新たに拡大されております。これはきょう、厚生労働省に確認いたしました。ですから、今後、国と具体的に県内で見つかる遺骨について歯、指の先一指の先というのは骨の中でも固くて、DNAの保存状態がほかの骨の部位に比べるといいそうです。ですから、そういうものが見つかった場合には、国と連携してDNA鑑定に持っていけるように手続きしていきたいと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 以前にこの陳情者と一緒に皆さんをお訪ねして、この遺骨収集に関してホームレスの皆さんとか、失業対策事業としてかかわってほしいと、させてほしいという要請をしました。そのときには、その遺骨収集については国の責任でやるべきであって自分たちではないというような県の姿勢を示しておりましたが。きょうの新聞にもありますように、国としてはまだ企業に委託するしかない、市にはできないというようなことを言っていますよね。そして企業に委託して、企業から失業者一ホームレスの皆さんとかに仕事をさせることができればそれは可能ですというコメントが出ています。その件について、県としてどのような対応でやっていけるのか、お尋ねしたいと思います。

○大村敏久福祉・援護課長 きょうの厚生労働省での内容なのですが、まず浦添市に委託費を厚生労働省からやってくれということに対しては、今は制度上できないというお話のようです。ただ、緊急雇用対策費を使った形でやっているものについては同じ厚生労働省内ですので、これは認めるということです。ただ、この緊急雇用対策費については一時的なものになっておりますので、今後、大規模な遺骨の発掘の可能性のある場所については、国としては今までのとおりの委託の方法でやりはするのですが、その中で遺骨を丁寧に扱うような方法を研究していきたいというコメントになっておりますので、今後、企業が重機だけを使って掘り起こすというのではなくて、もっと手をかけてやる方法が検討されていくものと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員 上之屋のあれはシュガーロードですか、シュガーヒルですか。そこも途中で緊急雇用対策費の基金が切れて、結局はブルドーザーでやるような状況になっていたわけですね。そういうことで、本当に企業にまか

せてしまうと、効率的にブルドーザーでやってしまっただけで遺骨が収集できないという状況、壊してしまうという状況があるわけですから、そのあたりをしっかりと丁寧に手掘りのできるような体制づくりを県としても支援していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大村敏久福祉・援護課長 先ほども申し上げましたが、国でそういう発掘の委託の方法について、仕様書の中でそういう経験のある人が丁寧に遺骨の発掘ができるような形でやる方法を研究していきたいということを、きのう陳情者に言っている記録がありますので、そういう方向に今後はもっていけるのではないかと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 県としてのかかわり方は全くないのですか、こういう事業に対しての。国まかせでしょうか。

○大村敏久福祉・援護課長 県は全くかかわっていないというわけではなくて、国の担当者が県に何回か定期的に調査にきます。その時点で同じようなことを要請をしてお話をして、ぜひやってもらいたいという趣旨の話は国と継続的にやっております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 136ページの陳情です。これについてであります。先の2月議会の中で聞いたのですが、新システムこども園に関して一般質問で行いました。そのときの福祉保健部長の答えは、この新システムこども園の構想が詳細には少しつかみにくいところがある、待機児童解消のために、受け皿をふやすために民間も参入させて、そして参入したこの企業のようなところにも財源を充てていく、そうすれば弾力的に待機児童解消になるだろうというような簡単な考えかもしれないが、それに関して財源はどうなるのかと、そういったことからするとなかなか先行きが見えない、果たしてそれが本当に待機児童解消になるかは不安なところがあると。あのときの答弁はそうだったのです。今の時点ではどのようになっていますか。

○大城馨青少年・児童家庭課副参事 今回の子ども・子育て新システムにつきましては、国で3ワーキングチームをつくりまして検討をしているところであ

ります。その詳細につきましては、まだ具体的な内容につきましては、前回の2月議会の内容と余り変わらないような状況できています。

○桑江朝千夫委員 つまり、こども園が指定制になると、契約を要するところが一体、自治体なのか、どこなのか、それもわからないという状況が今の状態なのですか。

○大城馨青少年・児童家庭課副参事 保育所などにつきまして、指定制度をやっていくということになっていますが、それを県でやるのか、市町村でやるのかというのはまだはっきりはしておりません。

○桑江朝千夫委員 午前中に陳情者からの説明の中で、1680名の待機児童が県内にいると。沖縄県全体として、施設の延べ床の平米数では待機児童は解消できる状態にあると。ないのは、保育士が不足しているということをやっていたのです。そういった状況なのですか。県全体として見て、各市町村ではそれぞれ違って、実際にはこの説明は机上の説明だとは思いますが、全体的に見て、説明者が言ったことは私はそう理解しているのですが、それでいいですか。

○大城馨青少年・児童家庭課副参事 現在の認可保育所の数で、待機児童の収容できる人数としては足りているという状況ではないということで、引き続き整備をしていく必要があるということです。

○桑江朝千夫委員 そして大きな原因は、先ほど言った保育士の不足に大きな原因があるということですか。

○大城馨青少年・児童家庭課副参事 保育士の養成につきましては、平成23年度で約275名の予定をされていまして、現在のところ、保育士は特に不足ということではなくて、計画的に養成はされています。

○桑江朝千夫委員 そこら辺が現場との認識の違いがありますね。だから保育士が十分にいれば待機児童の減少には大きな可能性があるかと、そのためには陳情で言っているわけですよ。安心こども基金の継続をしながら財源確保というか財政の支援をもっとしてくれと、そうすると保育士の任務というのかな、そういったのもしっかり確保できれば、認可外施設では足りているのだから、それは解消につながるという陳情だと私は受けとめているのです。だけど新シ

システムにおいては、いわゆる民間一福祉的な心を持った保育ということではなくて、利益追求型の営利を求める企業の参入というのを認める形になるのですが、そういった方面からの考え、いわゆる3番目にある保育の産業化というものに関しての見解をお伺いしたいのですが。

○宮里達也福祉保健部長 桑江委員の御指摘のように、保育所というのは子育ての中では非常に重要な施設ですので、こういう子ども・子育て新システムの制度設計に当たっても、そういう子供が本当に健やかに育っていくという視点を中心に考えるべきで、桑江委員が懸念されるようなことがないように配慮されるべきだろうと考えます。

○桑江朝千夫委員 大事なところで、まさに正論だと思います。ですから、待機児童解消ということの弾力的な国のシステムというものを注視しながら、しっかりと基本的な姿勢は堅持して、保育というものを見つめてもらいたいと思います。

次に、158ページの歯科医師会から出ている陳情に関してお伺いします。まず、歯と健康というものの因果関係と申しますか、それについてどう考えているのか。

○国吉秀樹健康増進課長 歯の健康と全身の健康は深い因果関係があるということは、いろいろな研究で言われているところでございます。したがって、私どもは健康おきなわ21の中の主要な柱の一つに位置づけて進めているところでございます。

○桑江朝千夫委員 12歳児の虫歯の本数という資料を持っているのですが、それを見ながら質疑をさせていただきます。全国1位なんです、これは一般質問で自民党会派の照屋守之議員が質問をした中の資料から引用させていただきますが、その実態をもう一度、この全国の2倍の虫歯の保有ということ、これに関してどう感じますか。

○国吉秀樹健康増進課長 12歳児の1人当たり平均のう蝕歯数、これはDMFTというわけですが、現在、平成22年度の時点で沖縄県の平均的な子供のう蝕歯数が2.8となっておりまして、これは全国の1.29というのに比べましてかなり多い本数となっております。

○桑江朝千夫委員　これが行く行くは成人になり、いろいろな万病のもとになるという、先ほどからつなげるとそういうことになるわけですね。それで、フッ素—いわゆる洗口群という、フッ素した場合の効果というものはどうなのですか。フッ素の効果というものはどう考えるのですか。

○国吉秀樹健康増進課長　同じ12歳のデータで申しますと、フッ素をかなり高い割合で進めております久米島町のデータというのがあるのですが、先ほどの数字で全国の1.29というのに比べまして0.84ということがございまして、実例として効果が出ている事例があるというようなことでございます。

○桑江朝千夫委員　照屋守之議員の質疑の中で、答弁が当然、福祉関係は今のでそうだろうと思うのですが、教育委員会でこのフッ素に関しては知らないのか、消極的なのか、そんな感じがとれたのです。医療・福祉にたけた福祉保健部の影響力を教育委員会に与えて、福祉と教育が離れているから、この歯科医師会の要望の中にあるわけです。一元的な法律の中でこの歯科衛生というものを進めていくべきだろうというのは、まさしくそのことを言っていると思うのですがいかがですか、教育委員会の消極的な物言いに少し違和感を感じることはないですか。

○宮里達也福祉保健部長　フッ素に関してはもうかなり、大分古くからその安全性、あるいは効果に関しては実証されていると私は考えます。ですから、本会議での答弁を私は聞いておりましたが、私の立場から言わせると、少し当たらないかなという思いはしました。ただ、教育委員長も専門家ではありませんので、多分、現場の養護教諭等からそういう御意見が上がってきたのだと思います。そういう方々への啓発といいますか、そのような活動が我々にはまだ足りないのかなという反省もしなければいけないかなと思いました。

○桑江朝千夫委員　心強いです。ぜひ、教育委員会を指導してください。そしてもう一つ、歯科医療と医師といいますか、歯科は大体個人病院が多いですね。この病院事業局の資料を見て、大ざっぱではあるのですが、県立病院には中部病院にしか口腔外科があるわけで、そこで気になるのは、いわゆる入院をされている方々の歯科衛生と、それから考えると施設に入られている方—いわゆる身障者の方、高齢者の方の定期的な歯科診療というのは、どのような状況なのですか。

○国吉秀樹健康増進課長 病院の中にも歯科を配置していらっしゃる一病院の歯科医師の方々がおられまして、病院の中ではいろいろな慢性疾患のコンサルテーション、あるいはがんの治療などをした後のクリティカルパスというものを介しまして、歯科医と連携をしていると。そして、その方々が外来に移られても、引き続き、歯科の診療所にも紹介をしておられているということは伺っております。また、施設等の在院におかれても、例えば保健所で研修会をするなどをいたしまして、現場の方々の口腔ケアについて知識の普及というものを図っております。

○桑江朝千夫委員 先ほど福祉保健部長の答弁にあったように、これは今後の国保の一今、ちゃーがんじゅうおきなわ、福寿うちな〜運動と、たくさん歩いている人、一生懸命歩いている人もいます。これは健康維持するためでありますから、またこの歯科というものも、先ほど最初の質問をした中でも成人になってからの健康維持にも歯は大事だということですから、教育委員会としっかりとタイアップして一といいますか、先ほどの答弁一指導しながら、別々ではなくて一つのものとして、この歯科医療というものを進めていただきたいと思います。どうぞよろしく頑張ってください。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 前の委員会でもお話をお伺いしたのですが、陳情平成22年第200号、114ページ、離島におけるがん患者支援対策に関する陳情。2月議会でも質疑をさせていただいたのですが、これの2です。「県においては、離島診療所の運営費補助、離島からの急患空輸に医師を添乗させる等離島地域の医療の確保について、さまざまな施策を講じているところであります」。その後、「また、航空運賃の割引については、県管理の空港使用料の低減をもとに、各航空会社の協力を得て、離島割引運賃が実施されております」と。陳情の趣旨はそういうことではなくて、離島に住む人間はみんなわかることなのですが、お金があってもなくてもみんな離島割引運賃が使えるわけです。そういう離島からの要求に対してこういう答弁書は、私は絶対に不的確だと思うのですが、いかがでしょうか。

○平順寧医務課長 陳情平成22年第200号、この陳情はその当時の状況を記載しております。現在、離島から、例えば放射線治療で沖縄本島に来ないといけ

ないという、そういう経済的負担を軽減させるということで、今、企画部でやっている、鉄道運賃に換算したら幾らになるのかということでの割引を、今、国へ要望しておりますが、福祉保健部においてはそれにプラスして、また残り2分の1を負担してくれと。そういうことが離島でひとしく治療を受けられるところに一步近づくのではないかとということで、今、要望しているところで、今回の新規陳情のところには、そこら辺のところを少し記述しております。

○奥平一夫委員 新規陳情では確かに違っていますよね。それでしたら、その方針を削除して書きかえるということはできませんか。

○平順寧医務課長 次回、少し検討させていただきたいと思います。

○奥平一夫委員 今やらないと、今質疑しているわけですから。はい、やりますとか、どう変えますとかちゃんと言ってもらわないと。こんな状態では、これでは宮古地域の皆さん、八重山地域の皆さんは、みんな怒っています。こんなばかな答弁はないと。

○平順寧医務課長 新規陳情と同じように内容を修正したいと思います。

○奥平一夫委員 ありがとうございます。それと、その5番目ですが、相談支援センターの件です。処理方針では相談窓口を設置する、あるいは院内患者サロンの設置について医療機関に呼びかけていくという、非常に消極的な方針になっているのです。実はこれはこの陳情者の方とこの前お会いして、いろいろとお話を伺ってきました。きちんと文書に落として、これはぜひ福祉保健部長の前で読み上げてくれと。それぞれの項目についての反論が載っているのですが、きょうはその支援センターの分だけでもせめて少し読ませてください。

島では十分な情報が得られません。専門書のそろった大きな本屋がなく、図書館にも医学書がそろっているわけでもありませんので情報がとても少なく、情報入手の仕方もわからない。高齢化しているので、お年寄りがたくさんいるので、なかなかインターネットにもアクセスできないと、情報相談支援センターがないため福祉の十分な情報が得られないなどの現実があるからです。私たちのイメージする支援センターは、病院のそば、あるいは中にあり、住民が気軽に入れる位置にあります。そしてだれでも自由に入って医学書が調べられる図書館を備え、支援相談員が配備され、調べられない人には手助けしてくれたり、アドバイスがもらえたりできる、必要に応じて医師のアドバイスももらえ

る。インターネットが使えないお年寄りにも正しい情報が手に入るように支援できる。心の不安定な人には看護師などによる相談から心理療法士、精神傷痕などによるカウンセリングにすぐつなげられる。患者会などのピアサポートなどが受けられる。経済問題のある人とはメディカルソーシャルワーカーが相談に乗ってあげ、支援に結びつけ、安心して望む医療が受けられるように、安心して生活をさせていただきたいという、こういうことなのです。

皆さんが先ほど方針を述べましたように、相談窓口を設置する、サロンを設置するということなのですが、今、その患者会の文書を読み上げたのですが、これはそういう機能を有しているのでしょうか。

○平順寧医務課長 支援病院ということで、離島であれば宮古病院、八重山病院、それが北部地域であれば北部地区医師会病院という形で、今、毎年500万円の補助金を流しながら、相談支援センターを設置していただきたいという形で、その500万円の中で、いろいろな必要なものをぜひ検討していただきたいということでやっているところではございます。実際、相談というのは多種多様な相談で、地域連携室の中で、がんの患者に対しての相談という形で今、人数的には、昨年度は人数が少なかったのですが、まずは医療相談という形で始まっているという状況でございます。

○奥平一夫委員 今の県内にはかなりの支援センターがございますよね。そういう意味では、やはり医療の格差をなくすという意味でも、こういう小さな離島においてもそれぞれ支援センターを置いて、患者の皆さんを優しくサポートしていく、そういう体制というのは非常に大事だと私は思っているのです。ですから、がん条例も含めてそうなのですが、いかに経済的な、あるいは交通的な負担がある離島、あるいは僻地の皆さんを、どうサポートしていくかということが、やはり県の福祉医療の根幹にかかわることだと私は思っているのです。ですからそういう意味では、500万円のがん連携—支援センター、それがあるといっても、これが毎年あるわけでも多分ないだろうし、そういうものではなくてやはり継続的にそれが支援できるような、そういう支援センターをぜひ設置していただきたいと。これはもうやはり人も必要ですし、あるいは一例えが人ができなくても、いろいろな患者会の皆さんのサポートをいただいて、そこに少し賃金を足して応援してもらおうとかという方法も、あることはあると思うのですが。いずれにしても、そういうきちんとした継続できるような支援センターを、ぜひ設置していただきたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

○平順寧医務課長 拠点病院である琉球大学医学部附属病院においては、ピアカウンセラーといいますかーが患者の相談に乗っていくという、そういう仕組みをとっていくという形で今進めておりますが、今後、がん対策計画のいろいろな見直しもありますので、そこら辺の意見はいろいろ聞きながら、どういう形でできるのかどうか、十分に検討させていただきたいと思っております。

○奥平一夫委員 がん患者の会の皆さんであったり、あるいはボランティアの皆さんの積極的に応援したいと、そういう意向を示しておりますので、本当にうまく彼らと一緒にそういう課題をクリアできるように、真摯に対応してもらいたい。これはそんなにたくさん財源が必要なわけではないので、この辺をしっかりと対応していただきたいと思うのですが、福祉保健部長いかがでしょうか。

○宮里達也福祉保健部長 今、新しい計画の中で、特に我々が国との調整の中で力を入れている分野の一つが、離島の医療をどう確保するかということ非常に重きをおいて調整しております。その中で、先ほどの運賃の話とか、そういうのも今積極的に話をしております。情報をいかにやりとりするか、あるいはいざとなったときにどうやって患者を適切に運ぶか、その2つでしか。それとももちろん、基本的な医療をある程度確保すると。その3つの視点で今調整をしていて、まさに奥平委員のおっしゃる方向で努力していこうと考えています。

○奥平一夫委員 ぜひ、そういう現場、あるいは患者の皆さんの発信するさまざまな声を真摯に聞いていただいて、それを行政に生かしていくという、そういう仕組みをぜひつくっていただきたいと思っております。

次に、152ページの陳情第73号の3、平成23年度「離島過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情。その中の5項目「国立療養所宮古南静園の将来構想の実現に向けて、在園者及び退園者の意向を尊重し、地域に開放された施設へと転換できるように取り組むこと」。県の方針は当たりさわりのない方針になっているのですが、これはハンセン病問題の解決の促進に関する法律—いわゆるハンセン病問題基本法の中の地方自治体の責務というのがありますが、それは御存じだと思っておりますが、読み上げてもらえますか。

○上里林薬務疾病対策課長 済みません、手元にありません。

○奥平一夫委員 実はこのハンセン病問題基本法の中の第12条には、「国は、

入所者の生活環境が地域社会から孤立することのないようにする等入所者の良好な生活環境の確保を図るため、国立ハンセン病療養所の土地、建物、設備等を地方公共団体又は地域住民等の利用に供する等必要な措置を講ずることができる」。その第3条の1項の解説があるのですが、「入所者の最後の1人まで安心して豊かな生活を営むことができる療養所であるためには、地域社会との関係が極めて重要であり、療養所の将来構想を考えるにあたって、その観点が欠かせません」。その2項目に、「地方公共団体は、前項の国の施策に協力するよう努めるものとする」と述べております。ですから、積極的にそういう支援をしていくということなのですが、ただ、国が今、財務省の抵抗に遭ってなかなか財源が出てこないという非常に苦しいところもあります。

実はきのう、このハンセン病療養所の全国所在市町村連絡協議会総会が宮古島市でありまして、療養体制の充実をとというようなことで、各所在する市町村長が参加をして、それには国会議員も参加をしているのです。その中でこういう地元の下地敏彦宮古島市長は、「入所者が少なくなり、高齢化も進み、残された時間は多くない。どうすれば入所者のための施策ができるか話し合いたい」と。非常に平均年齢もう80歳、81歳、本当にわずかな時間しか残されていないという、物すごく緊急を要することだと私は思うのです。ところが、なかなか自治体—いわゆる県も含めて国もなかなか動いてくれない、市もなかなか動けない状態にあるわけです。その中で本当にこの将来構想を実現するための、つまり、本当にわずかな期間の—今度からしばらくの間、どのようにしてこの地域社会と施設を交流させる場にするのかということ、本当に取り組んでいかななくてはならないと思うのです。将来構想を本当にしっかりと実現していくためには、やはりそういう県や市の取り組みというのは非常に大事になってくると思うのです。それで、これまでずっと県の答弁を聞いていても、なかなか国の意向を待っているという状態で、いろいろなことがほとんど前に進んでいないのです。ですから、ことしは本当に本腰を上げて、県が積極的に一むしろ国ではなくて、市と一緒に、名護市と一緒に、さまざまなことを解決していくという、そういう姿勢を示していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○上里林業務疾病対策課長 奥平委員がおっしゃるように、今まで国の指針がまだ定まっていないということで、宮古南静園についても、沖縄愛楽園についても。また国が指針を一私が聞いた話では、愛楽園が策定した指針を国に送っても、内容が具体的ではないというようなことで、今、保留中になっているという話もありまして、国の方向が決まっていないという大きな課題があるとい

うことは認識しております。当然、国の施設ですので、国の建物、施設を使うということについては、当然、園長の指針をもって国が了承して使うということが1つのハードルになっていまして、その部分を私どもは後押ししながら、宮古島市と名護市といろいろな協議をして、一步でも前に、国がその重たい腰を上げるような、何か方策を見出していければと考えております。

○奥平一夫委員 いい答弁だと思います、ありがとうございます。

そこで、その答弁をいただいたので提案をしたい。県が宮古島市や名護市、そして両園と、そして入所者の自治会や退所者の会、そこと協議ができる場を県の主導で設置できませんか。

○上里林薬務疾病対策課長 先ほど奥平委員がおっしゃったように、7月7日に全国の療養所所在地を持っている市町村の首長の方々がいろいろと協議をされていますので、認識が高まっていると考えておりますし、そこら辺で県が何ができるかということも踏まえて、ちゃんとアプローチをして、お互いに協力し合って前に進んでいきたいと考えております。

○奥平一夫委員 今の答弁では一向に前に進んでいませんね。つまり、国が今こういう状態だから、国の意向を見ながら自分たちも動きますではなくて、先ほどもお話ししましたが、県がやれること、市がやれること、そして園がやれること、地域住民がやれること、このことをそれぞれ分けて、何ができるかということをお話し合える場が絶対に必要だと私は思うのです。だからそういう意味では今の答弁ではなくて、やりますという答弁でないと。つまり、先ほど話したように本当に80歳、81歳—もう来年に亡くなる方もいるかもしれないし、あと5年、10年しか—もう厳しいですよ。そういう中で、私はやはりスピードが要求されると思うのです。宮里福祉保健部長、いかがですか。

○宮里達也福祉保健部長 先月でしたか、市民会議があつて、あその場にも私はシンポジストとして参加させていただきました。将来構想の検討の場で、一応、自治会の意向だとかいろいろ聞いてきたのをつくって、とりあえず将来構想を沖縄愛楽園はつくりました。それを参考に宮古南静園もつくったという経緯があります。基本的には、やはり今の現状は奥平委員のおっしゃるように、高齢者の施設になっているわけです。ですから一番、その高齢になったときの介護、あるいは後遺症、そういうことに対処できるようにしていかないといけないということ。そのためにはやはりサービス量の確保が必要なのです。です

から、やはり地域住民の共生の施設に、順次、移行する必要があるとあって、これは園の課題もあるし、地域の課題もありますので、御指摘のことをぜひ。ただ、これは強制はできませんので、そういう提案があったということで、私は責任を持って園に投げかけてみたいと思います。

○奥平一夫委員 いや、これは園に投げかけるというよりも、園もそういう考え方をしているのです。実は宮古南静園の自治会の皆さんからもこの提案を受けて、今、話をしております。ですから、本当にもうできればきょう、福祉保健部長がやりましょうという姿勢を示してくれれば、早目に協議会を設置して、先ほどお話をしたような、それぞれの県や、あるいは市や、あるいは宮古南静園や自治会、あるいは退所者の皆さんに、どういう課題があるのか、やるべきことは何なのかという、いろいろな議論ができると思うのです。いかがですか。

○宮里達也福祉保健部長 私は宮古南静園の宮里さんも、愛楽園の金城さんとも非常に親しい関係ですので、ぜひ協力してやっていこうと思っています。

○奥平一夫委員 どうもありがとうございます。これで本当に半歩でも進んでいると私は思うのです。初めてです、福祉保健部長がこういうお話をされるのは。ですから、歴代部長よりは好きになりました。

もう一つ、愛楽園が4月から4床のベッドが保険診療で入院できるようになりました。実はこれは宮古南静園も非常に希望してしまして、それが実施できないだろうかという要望を持っているのですが、その辺について福祉保健部長はどうですか。

○宮里達也福祉保健部長 これも多少私も絡んだもので、ぜひこれは一步一步そういう形で進めていきたいと。ただ、やはり慎重なところはどこかというところ、私は入所者の意向調査をしたのです。そうしたら、全員が一致して同じ方向ではないのです、地域社会との共生という。やはり3分の1ぐらいは慎重論で、もう、というのがあるものですから、まあ慎重論の内容は紹介しませんが。その辺のところを、お互いに歩み寄りところを歩み寄りながら、ぜひ地域社会の共生で、自然な形で維持・発展していけるような状況をつくり出す手だての一つだと思っています。

○奥平一夫委員 どうもありがとうございます。ぜひ、スピードを上げて取り組んでいただきたいと思います。

今度は、病院事業局長にお話をお伺いしたいと思います。離島の話からしたいと思います。陳情第73号の3、県立宮古病院の医療体制の整備について。これについては本会議でも聞いたのですが、現在、宮古病院の医療体制—脳神経外科医、それから眼科医、それから小児科医及び精神科医、これは定数のうち何名の医師が現在配置をされているのでしょうか。

○前田光幸県立病院課長 宮古病院においては、小児科医の定数2に対して4名の配置でございます。済みません、少し訂正いたします。ここで申し上げている定数は正職員の定数でございます。正職員定数2に対して正職員2名、嘱託医師1名、臨時的任用医師1名の計4名を配置しております。脳神経外科医については、定数1に対して1名の職員を配置しております。精神科医については、定数4名に対して3名の正職員を配置しております。眼科医については定数1がございしますが、現在は琉球大学附属病院からの週1回の応援をもって対応しているというところでございます。

○奥平一夫委員 脳神経外科医の定数というのは、2ではなかったですか。いつから定数1になったのですか。

○前田光幸県立病院課長 手元にある資料の範囲では、平成21年度の時点から以降は定数1になっております。

○奥平一夫委員 これは何か理由があるのでしょうか。

○前田光幸県立病院課長 以前、定数2であったということについては、現在、承知しておりません。確認が必要だと考えております。

○奥平一夫委員 では確認してください。私は定数2だと思っていたのです、ずっと。それで1人足りない—ゼロになったときがありますよね。そのときにみんなで大騒ぎをして、ようやく病院事業局が一所懸命努力をして1人確保したのですが、定数のうちの1人と私は聞いていますから、これは多分、定数は2だったと思うのです、違いますか。では後で教えてください。

それで、例えば定数4のうちの3名とか、あるいは定数1のうちの0名とかという、眼科医とか、あるいは精神科医。特に先日、安谷屋宮古病院長と話をさせてもらったときに、精神科医がいなくなるので心配しているという切実な話を聞いたものですから、非常に心配もしているのです。ですからそういう意

味で、ぜひ皆さんの確保のための努力を促したいと思うのですが、今、どういうぐあいになっているのでしょうか。眼科医も含めて聞かせていただけますか。

○伊江朝次病院事業局長 眼科医については、従来、琉球大学附属病院から派遣していただいたという状況があるのですが、何しろ琉球大学附属病院も人手がないという状況で、宮古病院の眼科医が配置されていないということがありました。全国にいろいろと声をかけてやっている状況で、まだ断定はできないのですが、何とか配置できそうな状況が生まれてきました。ですから、できれば今年度中に、ことしじゅうにという感じで動いています。

○奥平一夫委員 ぜひ頑張ってくださいと思うのですが、例えば眼科医は沖縄本島の県立病院の医師に来てもらって診察をするということなのですが、これはここで受診をする一せひとも県立病院ではないとまずいという患者がいらっしゃると思うのです、だって民間の眼科医も幾つか宮古島にありますから。患者にとって、これはどういう支障がありますか。つまり、そこに受診をしている患者に、何か支障があるのですか。

○伊江朝次病院事業局長 私が八重山病院でやってた限りにおいては、例えばNICUの未熟児の問題です、未熟児網膜症の問題、これが病院の中で一番大きなものでしょう。それから、時には外傷とかあって緊急でやらなければならないという状況がございます。ですからそういうときには民間で開業している方と連携して一外傷治療ができればの話ですが、それで何とかなるという状況もございましたが、場合によっては沖縄本島に緊急で搬送という形がまれにありました。ですから、一番はやはり病院の機能としては、産婦人科でいわゆる新生児を預かっている状況から、未熟児の網膜症の問題でしょうと思います。

○奥平一夫委員 ではもう一つ聞かせてください。その陳情第73号の3の9項目、県立八重山病院の改築及び建設に係る件についてお伺いしたいと思います。県立病院の建てかえ時期というのは、大体、築何年ごろから建てかえのめどというのは立つのですか。何年ぐらいですか、30年、40年。

○伊江朝次病院事業局長 これといった決まりというのではないのです。ですから、あれだけの建築ですから、大体40年から50年ぐらいはもつだろうと思いますが、沖縄は非常に塩害も激しいところですから、はっきり言って半分ぐらい—20年ぐらいから、そういった意味ではかなり老朽化というか。あるいは、医

療も随分変わっていきますから、いろいろな手狭な状態というのが出てくるのです。そういうことで、やはりそういったいろいろな要素を加味していくと、正直言って遅いぐらいかなという感じはします。

○奥平一夫委員 これは建てかえの耐震度、耐力度テスト、これは大体、今の八重山病院の耐震度、それは今つくりかえるその耐震度になっているのか、お伺いしたいのですが。

○伊江朝次病院事業局長 八重山病院の耐震度については、昨年度に調査をして、東側の半分、これがいわゆる耐震の新基準以前の建物です。宮古病院もそうですが。そういうことで、まずその耐震基準に合っていないということで、西側の半分は一応問題ないということで、東側だけを耐震補強工事したという状況でございます。

○奥平一夫委員 これは半分は耐震強化をされていて、半分はまだ厳しいと。

○伊江朝次病院事業局長 いえ、ですから東側はいわゆる耐震基準に合っていないということで、これは耐震補強工事をやったと。ところが西側は新しい耐震基準一昭和56年ですか、それ以降の建物なのです。

○奥平一夫委員 それでしたら建てかえの理由にならないですね。どうですか。

○伊江朝次病院事業局長 耐震の補強工事というのは、臨時交付金で経済対策の補助金が出たから急遽やったという状況があるのです。そういう意味では、建てかえする必要はないのではないかとおっしゃいますが、やはり病院の状況を見たら、宮古病院に次いでぜひこれは考えていかなければいけない問題だと思っております。

○奥平一夫委員 私も当然だと思います。宮古病院の次は八重山病院。それで皆さんにお聞きしたいのです。これはたびたび出すのですが、福祉保健部長のところから出ている病院事業損益勘定収支推計、試算したのがありますね。これは平成31年度まで推計をされているのです。この中身は、実は前の委員会で質疑をしたときに、宮古病院の建設も織り込まれた試算となっています。八重山病院の建設は織り込まれていませんか。それは中に入っていないませんか。

○平順寧医務課長 その中には、宮古病院のものは織り込んでおりますが、八重山病院のものは入っておりません。

○奥平一夫委員 ということは、平成31年度までは八重山病院の再建計画は、ないと考えていいのですか。

○平順寧医務課長 その試算をした段階では、まだ八重山病院の建築が明確になっていないということで、入れていないというだけの話です。

○奥平一夫委員 今の答弁からすると、八重山病院の建設はもう明確になったと考えていいですか、そうですね今の答弁は。まさにそのとおりだと思いますが。

○平順寧医務課長 再度、御説明しますが、その試算をした段階で、宮古病院については明確な試算があったということです。八重山病院については明確になっていないということですので、入れていないということでございます。八重山病院をどうするかについては、病院事業局で判断をしていただかないとわからないということだと思っております。

○奥平一夫委員 では病院事業局長、どうですか。やりますという一それはちゃんと明確に示さないと、なかなかできませんよ。

○伊江朝次病院事業局長 現在のところは、時期、それから規模においても、まだ具体的に検討していない状況でございますので、できるだけ早くやりたいと思っております。

○奥平一夫委員 では最後に、実はきのうの教育委員会の質疑の中で、これは西銘委員の質疑の中ですが、学校施設の耐震化の問題で、文部科学省から早目につくりなさいという通達が来ているのです。そういう意味で、私は県立病院にもそれは来ていると思うのですが、来ていないのですか。そんなことはないでしょう。公共施設は全部来ていると思っておりますが。

○伊江朝次病院事業局長 今のところは、まだその確認はとれておりません。

○奥平一夫委員 これだけの大震災があった後だけに、やはり子供を預かる文

部科学省や、あるいは患者や地域のみなさんを守るための病院施設が、早急に対応していかななくてはならないと私は思っているのです。これはやはりスピードを上げてつくりかえていくということをしていかないと大変なことになります。決意を少し聞かせてください。

○伊江朝次病院事業局長 奥平委員のおっしゃるとおり、やはり弱者を預かる施設ですので、その辺のところは、ぜひ早急に考えていきたいと思っております。

○奥平一夫委員 宮里福祉保健部長も、これはさまざまな福祉保健部の施策の中で、かなり高い優先順位にならざるを得ないと思っております。そういう意味では、福祉保健部長がゴーを出さないと、病院事業局長もなかなか言いにくそうですから、お願いいたします。

○宮里達也福祉保健部長 奥平委員の御指摘は、もうごもっともだと思います。ただ、これはいろいろな計画の中で進められていくものですから、皆さんの要望とか盛り上がりとか、そういうのもいろいろと影響してくるかもしれません。そういう中で、とりあえずは耐震補強はしています。とりあえず安全は確保したところですが、いろいろな状況があるようですので、一緒になってやっつけようと思います。

○奥平一夫委員 最後に提案して終わります。皆様方の試算を見ていますと、償還計画をずっと今見ているのです。これは平成25年から大体15億円の返済になってきているのです。これは企業償還金とか、あるいは長期借入金の償還が始まります。ところが、それが大体30年、30年には一今15億円ぐらい、あるいは18億円、そういう償還をしていくのですが、平成30年には、実は償還金が10億円ぐらいにしかならないです。そうすると宮古病院の償還金の一多分、長期借り入れの償還金が大体4億円、5億円ですよね。そうすると、宮古病院のこの償還の計画の時期を見たら、これは恐らく、少なくとも平成30年にはもう償還をやっても大丈夫な時期になっているのです、これを見るとね。そうすると大体、平成28年から平成29年ぐらいに着工できるという、そういう提案です。それを見ながら耐震化の問題も含めて、八重山地域住民の要望も踏まえて、できるだけ前倒しで、ぜひ新しい八重山病院をつくってください。以上です。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 請願第1号、養護老人ホームの運営に関する請願ですが、一般質問でも取り上げさせてもらいましたが、幾つか数字が出てきた一皆さん方が調査をした中の数字、あれは暫定的な数字だったのかな、そういったものが出てきたのですが、その後、何か変化はありますか。

○稲嶺ミュキ高齢者福祉介護課長 一般質問時にお示しした数字は概要版ということで、数字の報告があったものを拾い上げた部分で報告させていただきました。それで、調査項目はまだありますのでその分のまとめと、あと市町村にその数字の確認とか、内容のヒアリング等もまだありますので、今、その部分で取りまとめを行っているところでございます。

○翁長政俊委員 その報告書はいつごろ出ますか。

○稲嶺ミュキ高齢者福祉介護課長 今月末に説明できるようにということで、今急いで取りまとめております。

○翁長政俊委員 それとこの調査について、私は皆さんは初めてやったのではないかと思って、初めての調査ということで指摘したのですが、実際、初めての調査だったのですか。

○稲嶺ミュキ高齢者福祉介護課長 今回の調査と全く同じものではございませんが、平成19年度に入所判定委員会等の設置規定の有無とか、入所判定回数とか、予算の有無の状況について調査したことがあります。

○翁長政俊委員 措置費が一般財源になったのが2005年だったかな、2006年だったのかな、どうでしたか。

○稲嶺ミュキ高齢者福祉介護課長 平成17年ですから、2005年かと。

○翁長政俊委員 2005年に一般財源化されて、ある意味では一般財源化されたことによって措置控えが起きてきて、さらには今県内で持っている措置数の、いわゆる定員割れが起きています。これを考えたときに、皆さん方はこういう警鐘が出ている段階で、随時そういった調査は入れるべきだろうと私は思って

いるのです。なぜ今回、皆さん方がこの調査に着手したかという、これは正直なところ、私から見ると、この報道機関の記者が自分で調査をしたのです、聞いたら。実に簡単に一まあ、簡単という言い方はおかしいが、要するに記者だけで調査票をつくってやってみたら、あの数字が出てきて新聞に載ったわけです。その後、当局はそれを見た中で調査に入っているわけです。こういうペーパーでできる調査等の問題については、もっとシビアに皆さん方が当事者意識みたいなものを持ってやれば、簡単にできる話だろうと私は思っているのです。私は記者とも話をさせてもらいましたが、いや、私1人でこのアンケート用紙をつくって各市町村に送って、フィードバックしてもらったらこういう形になりましたと。皆さん方がやっているのが、より詳細なものをやっているのかもしれませんが、ただ、いずれにしろ報道機関の一記者が、ここの傍聴席に座っていて、この請願が出た段階からずっとこれを追っかけながらやっている調査が、ああいう形で出てきて当局が動くということ自体に、私はとても、ある意味では問題意識を持っているわけです。その部分はどのようなのですか。

○宮里達也福祉保健部長 御指摘のところは十分反省すべき点もあるかと思っておりますので、また反省して、今後取り組んでいこうと思っております。

○翁長政俊委員 それはそれでお願いします。それと問題なのは、一般財源化された後に、この市町村の状況を見てみると、措置が全くないところもありますし、入所判定会議もやっていないところもありますし、そういう実態が現実的に市町村で行われているということに関して、福祉保健部長はどのように認識されていますか。この状況を放置していいという認識ですか。

○宮里達也福祉保健部長 養護老人ホームは老人福祉法で規定された処遇をする場所ですので、そういう処遇が必要な老人が地域におられる可能性は、我々の調査からもある程度見えるところがありますので、やはり改善すべきところはあると考えますので、また市町村等に呼びかけて改善の方向で検討していこうと思っております。

○翁長政俊委員 ところで、一般財源の内容の問題ですが、これも質問させてもらったのですが、これは措置されたら一般財源の中に、いわゆる措置費算定がされて地方交付税として入ってくるという認識を示されておりますが、では措置をしていない市町村においては、全くこの一般財源の中にこの養護老人ホームの基礎算定分は入っていないのですか。そういう認識でいいのですか。

○**稲嶺ミユキ高齢者福祉介護課長** 措置された数字をもとに報告することになっておりますので、その報告をもとに地方交付税の算定分が来るということになります。ですから、まだ措置していない状況では、その分は当然入ってきておりません。

○**翁長政俊委員** 私はこれは県の財政当局、那覇市にも伺ってみたのです。そうしたら、措置の数によって算定されて入っている部分と、基礎的に各市町村の一般財源の中に、この措置分という形での基礎—ベース分がみんな振り分けられていると認識しているのです。県はなぜこういう認識を持っていないのですか。そこは私は議論をする必要があるだろうと思っているが、私が調査した段階では、基礎分が一財源の顔は見えないが、その中に算定として入っているという認識を持っているのです。

○**垣花芳枝福祉企画統括監** 地方交付税につきましては、普通交付税については基準財政需要額というものの中にいろいろな項目がございまして、それぞれの項目の中で基礎的な数値を示して、算入数値を入れていくということが基礎的なものでございます。ですからこの養護老人ホームにつきましても、4月1日というのはこの基礎的なものが入ってくる、いろいろな項目が入りましてやっている。ただ、翁長委員が御指摘の全国のベースの中で標準的なものが、この運営費として入ってくるということについては、そういう表示を私どもは確認しておりませんので、少し確認をさせていただきたいと思いますが、4月1日時点の数値と、それと年度途中での変更するという、これは特別交付税という形で補てんがございまして、その辺のところ年度途中の変更は対応していくということが地方交付税制度でございまして。

○**翁長政俊委員** 普通交付税ということになると顔が見えないですから、縛りもないですし何に使ってもいいということになるわけです。ただ、私が県の財政当局と那覇市の財政関係、向こうは現実に措置をしているのですから聞いてみたのです。そうしたら、基本的に私が言った考え方のほうが正しいかもしれませんという認識でした。ただ、実際これがどれだけどういう形でやってきているかわからないが、現実問題としてこういう認識に立つほうが、もしかしたらいいかもしれないという認識だったのです。だからこれは向こうもきちんとした調査のもとでしゃべっているわけではないですから、ここもつかむ必要があると私は思っています。ただ、なぜこれを言うかということ、市町村によって

入所判定会議もやらない、措置も全くやらないということになると、こういう基礎的なものの中に入っているということになれば、これは法律で決められた措置の判定会議を持つという設置義務がありますよね。そうですか。

○稲嶺ミユキ高齢者福祉介護課長 法律ではなくて、厚生労働省の通知で設置するよというようになっていきます。

○翁長政俊委員 今、説明があるように、厚生労働省の通達でやりなさいとなっているということになると、判定会議も開かない、措置もやらない、これは当然、相談者があればやるという規定にはいるでしょうが、意識的にこれをやっていないということになると、私はこれは法的に問題があるだろうと思っているのです。ですから、こういったバックボーンをもとにして地方自治体の皆さん方に、いわゆる県から指導という形のものをもっと強い形でやっていかないことには、向こう側の対応だけに任せてしまうと、下手をすると、一般財源化されているのだから何に使ってもいいだろうということで、結局は顔の見えない財源については何にでも使えるという認識に立っているわけです。ですから、こういう相談者がいない、措置する人がいないという形で、判定会議さえ開かれないという結果に今なってしまうわけです。また、きちんとこれをやっている市町村もあるわけです。だからその部分は、もう少し丁寧に調査をして、きちんとやればこういう裏づけをもとに強い指導ができるのではないかという見方を私はしているわけです。それは少し研究してみる価値があるだろうと思っているのですが、どうでしょうか。

○稲嶺ミユキ高齢者福祉介護課長 翁長委員のおっしゃる部分で、確かに予算の問題も市町村にとっては、その要因になっているということも考えられます。

済みません、そのほかに老人ホームへの入所措置の流れといたしまして、相談があって、それが養護老人ホームの入所条件に該当するかということでの市町村の調査というものがございます。それから、その市町村がいろいろな、例えば他の施策につなぐほうがこの相談者にはベターではないかとか、あるいは本人は地域で一在宅で暮らしたいが身内の方々に相談に来たとかいう場合、ほかの地域で暮らせるような施策への、いろいろな総合的な判断を市町村は、まずその方にとって一養護老人ホームへもちろん申し込みがあったとしても、最適なサービスは何がよいかという部分を市町村としては考えることが、また行政の責任でもあります。その辺の総合判断をいたしまして、入所判定委員会にかける、かけないという手順になっているわけです。ですからいろいろな要因

を今、調査を行っていますので、その辺も含めて、ほかにもいろいろ原因があるのではないかということで、県も今回少し深掘りしようと思って進めております。その結果を踏まえて市町村にも県から、先ほどの予算の関連も説明すべきところはまた周知徹底していかなければならないと考えておりますので、総合的な結果や状況を踏まえて、今後、県は対応していきたいと考えております。

○**翁長政俊委員** 確かに、相談者によって措置する施設というのは、それぞれ置かれている環境によって変わると思います。ただ、そういうものが新聞で報道されているように、まさしく本来であれば措置すべきこの方も、いわゆる生活保護に回したほうがいいということで、市町村の財政が痛まないような形で、国から予算がくるのであれば、そこに回したほうがいいという、いわゆる市町村側のこんな厳しい財源の中で、そういう対応がなされているという報道等も、私はこれはやぶさかではない話だろうと思うのです。そういう実態もあるだろうと。そういうことになると、やはりきちんと深掘りした調査というのは必要でしょう。ただ、現実問題として定員割れが起きて、この入所判定会議も行われていないというような市町村があること自体は、これは何としても行政の力で改革をしていかないといけないテーマだと思います。ここを放置しておいて、よりベストな措置施設があるからそこに回しましたとか、ほかの制度があるからほかの制度を活用していますという話ではないだろうと思うのです。きちんと老人福祉法という法律の中で認められた施設、さらにはやらなければいけない行政事務があるのであれば、ここは明確に皆さん方がきちんと把握して、そういう対応をすべきだろうと思っております。今、稲嶺高齢者福祉介護課長が言っていることもうなずける話ですから、そこはそこで総合的に判断をして、よりいい形でこの制度が活用されるように努力をされてください。

○**赤嶺昇委員長** ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○**仲村未央委員** 159ページの対馬丸記念館の件でお尋ねします。処理方針を見ていますと、陳情者からの、財団法人からの過去のいろいろな意向とか、また議会の決議を受けての対応ということが書かれていますが、その受け身的な—そういうことがあったからということだけではなくて、県として基本的にこれは—いろいろと沖縄県平和祈念資料館もありますし、ほかにひめゆり平和祈念資料館とか民間がやっているものもありますが、基本的な慰謝事業とか、遺族会とのかかわり方とか、そういった基本的な方針というのはどのようになっ

ていますか。そもそも、つまりこれは過去にこういう要請があったからとか、県議会がこうしたからというのはわかるのですが、県として遺族とか慰謝事業に向き合う姿勢、あるいは沖縄戦とのかかわりの中での大方針ですね—基本的にどうあるべきだという前提について触れていないので、その基本的な考え方をまずお聞かせいただけますか。

○垣花芳枝福祉企画統括監 非常に難しい問題だと思っておりますが、ただ、戦争に関する責任—いわゆる戦後処理も含めて、これについては基本的にすべて国の責任で行うべきことだと思っております。ただ、現在、県がやっている沖縄戦に関しての、後につなぐとかという、それから慰霊という意味では何をしているかということになりますが、継承していくという意味では現在、平和祈念資料館を拠点にして、沖縄戦、そのみにとどまらず平和ということについての継承を行っていくという活動を展開しています。それ以外にも、もろもろの各団体—対馬丸記念館もそうですが、いろいろな団体で—各団体がそれぞれの思いで建物を建立したり、活動を展開したり、平和の継承活動を行ったりとかということはやっております。その件については、例えば県としては後援団体になりますとか、いろいろな協力をするという形でかかわらせていただいていると。それから戦没者の追悼という意味では、全戦没者の追悼式を県で—これは県と県議会で開催して開催するということで、全県的に展開をしております。それと御案内のとおり、それ以外にもそれぞれの同窓会ですとか、地域、市町村それぞれにおいて、みずからのかかわりにおいて追悼式を行うということで、全県的に展開がされていると。これが今の実態と思います。

○仲村未央委員 今の事業は各ばらばらで、いろいろな所管にまたがっていると思います。きのうはちょうど教育委員会のところでは文化財の、教育委員会は結構明解に沖縄戦の実相を語り伝える戦争遺跡を適切に保護し、後世に継承していくことは重要なことであり、文化財に指定することはそのためにも有効な手段ということで、これは文化財とのかかわりの中で沖縄戦の伝える遺跡は守っていくというのは明解だったわけです。今、各所にまたがって、しかも県の平和祈念資料館があり、あるいはひめゆり平和祈念資料館とか、この対馬丸記念館とか、いろいろな団体が持っているその資料館についても、やはり行って県がどういうスタンスで、こういったことにかかわるかという方針に基づいて、この問題は整理されていくと考えるのです。そういう視点からですが、この対馬丸記念館の今の現状、ここは主に管理・運営費の補助を出してくださいという陳情になっているのですが、現状の課題というのは、この経営的なこと

以外に何か今、福祉保健部長も先ほど関係者もよく知っていらっしゃるということですが、ごらんになっていかがですか。実際、私は相当今の対馬丸記念館の様子を見て、幾つか気づくところはあるのですが、どんな課題があると感じていらっしゃいますか。

○宮里達也福祉保健部長 私もそこを尋ねていったのですが、先ほどどなたかが話したのですが、いろいろな幼い子供の写真があったりとか、あるいは対馬丸そのものの写真があったりして。例えば僕らの世代までは、共感的に見えるところがあると思うのですが、それをどう引き継いでいくかというのはやはり大きな課題があって、多分、今の会長は生き残りですので一当時4歳か5歳ぐらいで生き残りだったと思うし、元副会長はランドセルが展示されているのですが、その御兄弟のもので、そのように強い思いがあってああいう運動を今なさっているのです、それを若い世代にどう引き継ぐかということは、非常に重い課題があるのだろうという気はしました。

○仲村未央委員 戦後66年たつ中で、生存者が数限られた方々になってきていると。しかもこの対馬丸の場合だと本当に学童期—もっと幼いころに命を落としているので。遺族という人たちもその御兄弟であったり、親であったりということであって、もっと高齢な方が関係者であるという意味では、ほかの遺族—子供たちが継いでいるということにならないというところもあって、非常に継承に課題があると感じるのです。それから資料の圧倒的な少なさ、これは本当にほかの資料館を見ても、限られた資料を一生懸命展示をしているのですが、やはり整理が追いついていないし証言も少ないと見えたのです。そういう意味で、ではこれはだれがどのように整理をしているかということ、学芸員も置いていないのです、あの資料館は。それを置く予算もないのです。今、国の慰謝事業は年間1100万円ですか、入っているのですが、これは何に使われていますか。

○大村敏久福祉・援護課長 事業は内閣府と厚生労働省から受けております。内閣府が語り部特別展事業というのを行っていますが、これに600万円余り。厚生労働省は遺族等の相談事業ということで、500万円程度の事業を毎年行っております。

○仲村未央委員 この慰謝事業ですが、先ほど言うような資料の少なさとか、継承で生存者が本当に残り少なくなっている現状とかを踏まえて、この慰謝事業そのものの使い方も、もっと見直しの余地が大いにあると私は思うのです。

今、内閣府と厚生労働省がやっている中身です。この辺はこれまで協議の対象になってきたのか、県としてどういう認識でこの慰謝事業を見てきているのか。

○大村敏久福祉・援護課長 慰謝事業は継続的に側面から経営を支援するという形で継続的にやっていますが、御質問の資料の収集については財団法人・会館設立当初に一平成14年度から平成16年度に集中的に1億円ぐらいかけて3年間でやっているのです。それだけやっても資料が集まらないという実態があって、結局、物も全部海に沈んでいるわけですが、なかなか集まらないという実態があるということで、その後の事業が継続されていないと理解しております。

○仲村未央委員 ひめゆり平和祈念資料館は比較がしやすいので、どのように資料をやっているかということ、毎年慰霊祭に行ったら、毎年必ず修学旅行生がどれぐらい来た、あるいは県内からの平和学習がどれぐらいあった、海外からの来館者がどれぐらいあった、その感想がいかであったというのを、毎年きれいに本にして、資料としてストックがあるのです。これはやはり向こうにいる資料の、そういったプロの学芸員がちゃんと常駐して、風化をさせないという日々の中で非常にきれいに整理ができるわけです。向こうは修学旅行のメッカになっているので、入館料も非常に潤沢にあって、そういう活動がしやすいというのはあるのですが、やはりこういった脆弱なところというのは、今一番の課題は対馬丸の皆さんが言うように、学芸員を置きたいということも具体的にあるわけです。そういった中で慰謝事業がそこに回せない、これを管理・運営費の中に入れ込もうとしても管理・運営費が足りないといった現状があるということであれば、やはり先ほどの風化をさせないという課題の中から、こういった側面的な支援、そして経済的な支援というのは県としてとらえていかないといけないと思うのですが、いかがでしょうか。

○大村敏久福祉・援護課長 先ほど、国が2つの事業を継続的にやっている話をしましたが、今提案の形での事業に振り向ける形の相談ができないかということも含めて、国と調整していければと考えております。

○仲村未央委員 ぜひそういう形での、いろいろな事業の内容や、その継承の課題をどうクリアするかというところが、私は皆さんがかかわる余地が大いにある、そして県として本当にその慰謝事業や遺族の皆さんやいろいろな資料館に、一貫性を持って向き合う視点というのは、ただ県議会がこうしたからとか、向こうがこういう要求を過去にしたからということに、それが大前提になって

とどまってはいけないと思うのです。やはりそれは日々見直す中で、どういうことが今必要で求められているかという視点の中で、必要であればこういったいろいろな経過に、やはりそこを大前提にしないで見直しをかけていく。これは私たち県議会としても対応を迫られていますので、今回、陳情に対して。非常にこれは過去のものに必ずしもとどまっている今の状況ではないということを感じていますので、ぜひこれは皆さんからも、国等も含めて、事業の見直しも含めて検討をお願いしたいと思いますが、福祉保健部長いかがですか。

○宮里達也福祉保健部長 余り飲み込めないところも正直なところあるのですが、去年までの課長からも今助言をいただいたし、仲村委員のおっしゃるような課題があって、今、そういうことも調整していかなければいけないということですので、ぜひやっていきたいと思えます。

○仲村未央委員 ぜひよろしくをお願いします。

次に行きます。157ページの新規陳情第92号、DNAの検査によって戦没者遺骨の身元が判明できるという希望が出てきたわけですが、この中で皆さんの処理方針にもありますように、これは基本的に御遺族の方々が名乗り出て、私の身内、親、あるいは親戚がここできっと亡くなったはずだという、沖縄の地で埋もれているはずだという、そういった自分の表明。そしてDNAの抛出がなければ、これは判定できないわけですね。それが非常に大事なところで、ただ遺骨が見つかったからというだけでは、これは進まないわけです。それで、ぜひ県としては、この御遺族が恐らく沖縄で失われたであろうという、県民は恐らく身内を失った方が圧倒的に多いですから、やはり県としてこのDNA鑑定がうまくいくという中で、やはり呼びかけて、自分の身内が亡くなっていると思う方は名乗り出てくださいということもあわせてしないと、これはただDNA鑑定だけでは意味がないと思うのです。この3つの条件をクリアすべく、県としてどのように県民や、あるいは兵隊として沖縄の地に送られてきた日本全国の方々に対しても、そういった働きかけをやっていくということは必要だと思いますが、いかがですか。

○大村敏久福祉・援護課長 まず、国が示している先ほどの条件について、去年5月27日に県内の市町村の担当者会議を開いて、こういう場合にはDNA鑑定しますとか、市町村にそういうお話があった場合には国に情報をということ周知を図っております。そしてもう一つは、県は遺骨収集事業を国から委託を受けているのですが、今年度から遺骨収集に関する情報体制の整備というこ

とで補助事業をふやしてもらいました。これをもとに、沖縄県平和記念財団に戦没者の遺骨情報の収集センターというものを、去る7月から本格的に稼働しているのですが、そこにある程度市町村、あるいはボランティア団体等から遺骨収集に関する情報が届いて、そして国と連携して、できるだけ情報がまず国に行くようにということを考えております。県内についてはやはり市町村を通して、国に行きますと国が一厚生労働省がホームページで、どういうところでどういう遺骨が見つかったと流すようです。それで実際、現在、厚生労働省で70件程度、そういうDNA鑑定を依頼しているものもあるようですので、そこにどんどん情報が行くように工夫していければと思っております。

○仲村未央委員 だから、それが、まだそういったことがわからなくて。一般の人たちは、亡くなったはずですが、もうわからないだろうということであきらめてしまうわけです。だからDNA鑑定の前提に、身元が判明しなくても、その御遺族が自分で主体的に名乗りを上げて、探してくださいという希望を出さないと、これはそこにつながらないわけですから。その呼びかけをもっとわかりやすく周知をしていくということが必要だと思うのです。これについてはぜひ検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○宮里達也福祉保健部長 恐らく、まだ私も新聞情報の範囲での見解ですが、基本的に国は両方があったときに調べますというのが、これまでの見解だったと理解します。今回の報道によれば、DNA情報が得られそうだったら調べますと、調べてこれは保存しますということだと理解しています。もしそういうことであれば、もしそういうDNA情報が調べられましたら、何件調べられていますというライブラリーといいますか、資料が保存されれば、「私の身内は、あの辺で亡くなったと言われているのですが、自分と関係ないかしら。」と、そのようなこととのマッチングが可能になりますというのが、今回の改善点と理解しますので、仲村委員が御指摘のようなことは、ぜひ啓発していこうと思っております。

○仲村未央委員 ぜひ広報とかインターネットとか目に触れる、県民が直接知り得る環境の中で、ぜひそれを周知して、ああ、可能性があるかもしれないということを、気づくようなやり方をやっていただきたいと思います。

次に155ページの、これも新規陳情第87号なのですが、子供支援を中心にした沖縄振興計画の策定ということになっているのです。ここで、この「セーフティネットの充実に向けた支援策を盛り込んでいきたい」とありますが、も

もう少し具体的に、どういうイメージで、この処理方針になっているのか。支援策とは何ですか。

○大城馨青少年・児童家庭課副参事 沖縄21世紀ビジョンの基本計画の中で、子育てセーフティネットの充実ということで、1点目に母子保健の充実、それから2点目に地域における子育て支援、3点目に仕事と生活の調和を図る取り組み、4点目にひとり親家庭への支援、5点目に子供、若者の育成支援、それから6点目に要保護児童等への支援等を推進するということになっております。例としまして、例えば地域における子育て支援については、待機児童の解消に向けて保育所の整備を推進していくとか。それからひとり親家庭の支援については、在宅就業支援の事業を展開する、それから資格取得や技能取得の事業を展開する。それから要保護児童等への支援については、児童虐待への未然防止などの事業を展開していくということであっています。

○仲村未央委員 結構、多岐にわたっているようなのですが、その中での待機児童対策のところ、基金の活用も含めて、今、待機児童解消を一生懸命やっているわけですが。先ほど、基金の活用の説明がありましたが、施設改修費を700万円から3000万円に格上げしました。あれを格上げする前と後の認可外保育所の認可化の数、これを説明いただけますか。

○大城馨青少年・児童家庭課副参事 700万円の補助金額のときは1カ所の整備でしたが、それを3000万円に引き上げてまして10カ所の施設整備を行っております。

○仲村未央委員 それで今年度も、先ほどの説明どおりいこうというつもりですが、3000万円になってから非常に市町村の期待も大きくて、手も挙げやすくなったということがあるのです。それで、これは時限基金で平成23年度までと。今後、この基金はどうなっていくのか、皆さん、これの延長の要望を出していると思うのですが、その辺の見通しはいかがですか。基金の継続について。

○垣花芳枝福祉企画統括監 新たな沖縄振興の制度要望の中で、やはり10年間で今の待機児童の問題に見通しをつけていきたいという観点から、そこに要望を今出しております。その形が基金の形になるのか、それとももう少し施設整備だけではなくて、今の認可外保育所を認可化するに当たっての支援も、施策も含めて、総合的に何かできないかということで、現在、調整を進めていると

ころでございます。

○仲村未央委員 基金になるかどうかというのは、確かに見通しが10年というくくりの中で、できるかどうかというのがあるかもしれませんが、基本的にはこのシステムは認可化に非常に有効だということで、この辺は恐らく内閣府も含めて確認があるだろうと私も感触は感じているのです。

済みません、最後にしますが、今この陳情の中の6点目の「学童保育の公設化」、これはわかるのですが、5歳児も一体となった学童保育というのは、今、沖縄県の場合は幼稚園との関係でイレギュラーに沖縄特例でやっているところがありますよね。それでこの午後の保育については、むしろ今の幼稚園の中で、午後も一貫していただけるようなシステムをむしろ沖縄型として。今の幼稚園の午後をきちんと、学童ではなくて、保育として一体としてやっていくということのほうが、今回求められているのかなという感じがしますが、この皆さんの陳情処理方針はそこをどうとらえているのかわからないのです。このまま5歳児の午後に学童保育で特例で続けていきたいのか、それとも午後はきちんと、ちゃんと、保育というシステムも含めて、幼稚園と午後の保育ということで一体的に整備しようとしているのか、その方針はいかがですか。

○宮里達也福祉保健部長 まさにこれは私もこのポストについて初めて勉強してわかったのですが、この部分は仲村委員が御指摘のように、全国の標準とは全く違う沖縄の現状があるようです。その現状をどう評価して、どうしたら子供の幼児教育、あるいは保育の環境が向上するかという課題は、やはり沖縄がある程度、沖縄はこうしたいのだという意志を示す必要があるのだと思います。ただ、御存じのように、これは福祉保健部だけの問題だけではなくて、教育庁の部分もありますので、今いろいろと検討しているのです。ぜひ、委員の皆様方からも、どうあったほうが良いという提案を、ぜひ我々に御指導いただければと思います。

○仲村未央委員 この件は、むしろ私たち県議会のほうから、特にこの文教厚生委員会の中からも強く要望しているのです。何度か教育委員会と皆さんの保育の担当も含めて、この午後のあり方について一体的に一子供たちがどこかにあっちこっちへ行ったり、バスに乗って行ったりとか、こういうことがないようにしてくださいと。これをちゃんと沖縄型として作り上げていくことが、非常に待機児童の解消にも有効ですということも、何度も提言しているのです。それで一緒にテーブルに着いてくださいと、福祉保健部と教育委員会と。だか

ら、むしろ答えを聞きたいぐらいなのです。今、提案してくださいではないの、もう何年間もこの話をやっているのです。

○宮里達也福祉保健部長 まさに御指摘のとおりで、私もそういう思いがあって教育庁とも話しましたが、どうも教育庁の認識と我々の認識がまだ一致していないところがあるのも事実なのです。ですから、その辺を詰めようという努力をしています。そういう状況です。

○仲村未央委員 福祉保健部長、教育委員会も同じことを言っているのです。つまり、5歳児の午後も含めて終日で見えていくシステムを、今回、彼らは提案しているという一前提はつくっているのです。だから私は、何も今かみ合っていないところはないと思っているのです。

○垣花芳枝福祉企画統括監 おっしゃっているとおりで、制度要望として、その預かり保育の拡張ということで、公的施設を使っていこうということについては共通の認識として今、国との調整も進めています。何から先に現実的に対応するほうがいいのかという意味で、今年度の4月早々から協議の場を設けまして、その意見交換を行っているところです。その協議の場のあり方については、どこの範囲まで入れるかということも含めて、現在は教育委員会、私学を扱っている総務私学課、我々ということで、3者でこの辺については協議を進めていると。ただ、もう一つは内部の機関だけではなくて、やはり保育を受ける側と、それから提供する側の御意見も伺う必要があるということで、その辺の、協議会になるのか、どういう会議になるかは別にして、その設置も検討しているという状況でございます。

○仲村未央委員 今回、私たちも決議を上げよう、意見書を上げようということで、今まさに準備中なのです、きょうこれから調整に入る予定なのですがね。そこでやはり午後の幼稚園のあり方も含めて、沖縄型の幼稚園の制度の存続も含めて、あるいはさらに拡充を含めて、今の一体的な午後の幼稚園のあり方、これをぜひ意見として出していきたいということがありますので、どうか県議会の側も強力にこれは支援をするつもりですので、いろいろなところとの調整を頑張っていただきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 136ページ、陳情第35号についてであります。きょうその保育関係の団体を参考人招致して、いろいろな御意見を伺う機会がありました。その中でこの陳情書にある待機児童の解消、これはもう本県の大きな従来からの課題であります。この保育園に希望して入れない待機児童の数は、今現在のところは何名ぐらいなのですか。

○大城馨青少年・児童家庭課副参事 これは去年の数字になりますが、1680名になります。

○仲田弘毅委員 この新しい制度の導入について、今、国は新しい制度をつくるに当たっていろいろな審議、あるいは論議をやっている中で、今、東北地方の大震災でもってその審議がストップしているということなのですが、今、県では国の動向を見ているということですが、その審議は行っているのですか。

○大城馨青少年・児童家庭課副参事 今、国では審議を再開しております。

○仲田弘毅委員 県ではどうですか。沖縄県では、そういったものについての論議はなされておりますか。

○大城馨青少年・児童家庭課副参事 先ほどの新たな沖縄振興計画の絡みと一緒にして、幼稚園と保育園のあり方について、国の幼保一体化の話もありまして、教育庁と意見交換をしております。

○仲田弘毅委員 国で審議が再開されたということですが、その審議の中で懇話会みたいなものもありますか。

○大城馨青少年・児童家庭課副参事 国では現在、ワーキングチームとしまして、基本制度のワーキングチーム、それから幼保一体化のワーキングチーム、それから子供指針—これは仮称ではありますが、指針についてのワーキングチーム、この3つをつくっておきまして、それからこれらをまとめて関係者の会議をつくるということにしております。その上に厚生労働省、それから文部科学省等の各大臣でつくる会議がありまして、その中で法案をつくっていくということになっているようです。

○仲田弘毅委員 その関係者からの御意見は、その審議をするメンバーの中にほとんど企業人が多くて、保育所関係の方とか、あるいは学校関係の学識経験者、これが1人か2人しか入っていない。ですから、そういった面で現場の意見を最大限に反映するには、やはり現場の代表も入れるべきではないかという御意見もあったのですが、ぜひ沖縄県内で福祉保健部を中心とした懇話会を持つ場合は、やはり保育所代表の方もぜひ入れていただきたい。それから説明の中で公的責任という、つまり新しい制度に移行したときの心配材料の中に、公的責任というもののの中に1から5まであるというお話でした。その中で今、県がしっかりと掌握して一掌握というよりは監視体制の中に入っているものの中に定期的監査と、それから公的補助。この5つの中でこの2つがないと、行政機関としての監視体制が大変薄れてくるのではないかと思うのですが、そういった心配はありませんか。

○大城馨青少年・児童家庭課副参事 今、国で検討されている内容の中で、この指導監督の主体については、こども園—いわゆるこのシステムの中で中心になっていく施設ですが、このこども園については、都道府県の指導監督とするというのが、今の案になっております。

○仲田弘毅委員 先ほど仲村委員からも質問がありましたが、この市町村行政の力によって、この園のあり方そのものが随分左右されてくるのではないかと思うわけです。これに皆さん保育所関係いろいろな話し合い、陳情を受けた方々は肌身に感じて気づいていると思うのですが、そういったことも含めて沖縄県の今現在の待機児童の解消は認可外保育所の認可化と。今、既存の認可保育園を強化してやっていく方法を、ぜひ県の福祉保健部を中心として頑張りたいと。特に待機児童の解消に関しては、そのように思います。

次は、157ページの陳情第92号であります。けさの新聞で報道されていますように、遺骨のDNA鑑定ができたという話ですが、これは今現在、沖縄県でこの発掘された遺骨というのは、トータルで幾らぐらいになるのですか。概数でいいです。

○大村敏久福祉・援護課長 平成22年度末—ことしの3月末で、18万4411柱となっております。

○仲田弘毅委員 これはすごいですね。24万1132の御柱が、今、平和の礎に刻銘されているわけですが、そのうちで18万柱がもう遺骨で上がってきたと。そ

の中で身元がわかった、確認された方々というのもわかりますか。

○大村敏久福祉・援護課長 18万柱のうち幾らかというのは今は把握していませんが、このDNA鑑定をもとにわかったのが最近1件あるというのがあります。

○仲田弘毅委員 この最近1体だけわかったというのは千葉県の方ですね。7遺体の中からこの方がわかった、しかもこの方のDNA判定で一番決め手となったのは、歯から決め手が出たということなのです。きょうの朝刊を読みますと、指先の骨もDNAの一番大きな確定をするものという話です。これは実は私のおじ貴が一親父の兄貴になりますが、66年前の去る大戦で、南洋群島—ガダルカナル、テナアン、ポナペ島で戦死しているのですが、残念ながらどこの島でどのようにして亡くなったという経緯が全然わからないものですから、今現在お墓に入っているものは、骨壺の中にその海—多分、そこにいただろうということで、その石を入れて今お墓に奉っています。ですからそういった意味合いからいうと、この遺族の方々に御遺体、御遺骨を返していくというのは、これはやはり本県における戦後処理—これは不発弾処理も大変なことではあるのですが、それと同様にこの遺骨もぜひ遺族の方々にしっかりと返していただきたいと思えます。

最後に対馬丸についてであります。陳情第95号です。これはたくさんの委員からいろいろな御意見が出ましたが、対馬丸の件は上原委員も一般質問の中で、ちゃんと答弁もいただきました。経緯はどうであってもやはり沖縄県議会が今後対応すべきことというのは、しっかりお互いがみんなで審議をして対応していかなければならないと考えております。福祉保健部長、この附帯決議ですね、これは平成13年2月議会の附帯決議が大きな足かせになっていると思うのです。この附帯決議、読み上げていただけますか。

○宮里達也福祉保健部長 二度、附帯決議があるのですが、平成13年と平成14年ですが内容はほとんど同じです。事業の実施主体となる財団法人を設立すること、これが1つ目です。それから記念館建設用地を確保すること、これが2つ目。3番目として、管理・運営費など健全な収支計画が確立されること、4番目が同記念館の管理運営に当たっては設立された財団法人の責任において対処し、県からの財政的支援は行わないという4つの附帯決議で、国からの予算が県の予算になったという経緯のようです。

○仲田弘毅委員 今現在、沖縄県からは対馬丸記念館に対して補助、助成は出ておりますか。

○宮里達也福祉保健部長 直接的な予算措置はやっておりません。先ほどから申したように、いろいろなバックアップだとか、あるいは国への予算要求の支援だとか、そういうことで側面援助をしているというのが現実です。

○仲田弘毅委員 この附帯決議の中の1番目の、事業実施主体が法人化されなければできませんという項目があるのですが、その法人は、今、県は法人化されていると考えておりますか。

○大村敏久福祉・援護課長 先ほどの附帯決議は平成13年度で、まだ法人化されていないときの附帯決議で、法人化することとなっております。その後一半年後ぐらいですか、法人化をしまして、今の財団法人対馬丸記念会となっているということです。

○仲田弘毅委員 次は4番目なのですが、4番目のこの附帯決議の中に、財団法人の責任の名において管理・運営はしっかりやりますと。そして、県からの財政的支援は要りませんということを、しっかりとうたっているわけですね。だがしかし、あの当時つまり平成13年度の当時と、今現在と本当に状況が一緒であるかということ考えた場合、少し意味合いが違うと思うのですが、福祉保健部長はどう考えますか。

○宮里達也福祉保健部長 基本的には変わっていないのではないかと思います。これは記念館をつくる前提として、そういうことができることを前提としてつくってくださいというような、そしてまたそれをやりますという当時の遺族会の会長の約束の文書といいますか、県へのお願い文書が残っていますので。難しいところですが、基本的には変わっていないのではないかと考えます。

○仲田弘毅委員 これは平成13年第2回沖縄県議会2月議会の議事録があるわけですが、ここに私たちの先輩であります平識昌一議員の、附帯決議について意見を申し上げるということで、こういう文面があります。これは長いのでそこから抜粋をして、「高齢化された遺族会の実情を考えますと、会館を建設させ、維持・管理に財政負担を強いるよりも、建設費をそっくり基金として創設し、その果実をもって未来永劫に平和の祈願と戦没者の供養を毎年盛大に

行うように配慮するのが良心的な慰謝事業になると考えております」と。ここでは、「もし仮に会館建設後、管理・運営に行き詰まり、閉館ないし目的を逸失となった場合に、国の会計検査院の指摘が予想されます」と。全く今、そういう時期が、あの当時から予想されたとおり、あのときよりも今のほうがもっと早く来るのではないかという、大変危惧される状況なのです。ですからぜひ、きょういろいろな意見が出ましたが、県もしっかりとそういったところの意見も加味して、できる範囲で善処ができればと思います。

病院事業局—伊江病院事業局長に質問ができなくて、大変申しわけありません。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 では福祉保健部から、気になっていることが幾つかあります。まず158ページの陳情第94号は、歯の条例制定の要請ではありますが、先の県議会での質問、その内容も少し入れて聞きたいと思うのですが。今この条例制定については、どれぐらいの進捗というか、お話し合いというか、内部ではどれぐらいの議論になっているのでしょうか。

○国吉秀樹健康増進課長 まず他県の制定状況についてでございますが、現在一平成23年3月現在で19道県でございます。新潟県が最初でございます。現在までこのうちのすべてが議員提案による制定となっております。また、兵庫県は健康づくり推進条例というものを制定いたしまして、歯科に特化せずほかの分野—たばこ、休養などについての取り扱いを網羅した内容として、執行部提案で条例制定をしているということもございます。沖縄県については、今これらが制定されました都道府県に対しまして、今、意見照会を行っております。これを行ったことによって、どのような効果が得られるのかということについて、今、調査をお願いしているところでございます。

○比嘉京子委員 ということは、今回、陳情がきたので、今、沖縄県は入り口に立っているという理解でよろしいのでしょうか。

○国吉秀樹健康増進課長 そのような調査をしながら研究してまいりたいと、総合的に検討してまいりたいと思っております。

○比嘉京子委員 これまでの沖縄県民の歯の健康状態に対する認識は、どのようなレベルでしょうか。

○国吉秀樹健康増進課長 はっきりとそういった調査があるわけではございませんが、先ほど来沖縄県の3歳児、あるいは12歳児の歯数について全国を下回る結果であるということは常々お知らせをして、関連する団体とも対策を話し合っているところでございます。

○比嘉京子委員 3歳児の罹患率の高さは、これはもう私が記憶する限りでも20年ぐらい前から高いレベル、全国の倍以上ぐらいあったと思うのですが、倍ぐらいはないですか。それぐらい高いレベルできているのですが、全然議論されないし手つかずな感は否めないと思うのです。ただ、今回、これが来たことによって一遅い早いとは別として、来たことによって本気で健康の推進行政の、私はどれを柱にとってもいいと思うのです、持論としては。歯からでもいいし、体重からでもいいし、食の脂肪摂取からでもいいし、どこを切り口にしてもいいから徹底してどこかのラインを追求していく、そこに予算を特化していく、食育にやってもいいのです。だから、余りにも手広くやり過ぎようとしていて、今でも何もできていないというような感を抱いているのですが、いかがですか。

○国吉秀樹健康増進課長 健康おきなわを推進するに当たりまして、いろいろな分野別の検討委員会というのをつくって、これまでに対処してまいりました。その中で、歯科が重点であったときもございませし、たばこが重点であったときもございませ。ただ、比嘉委員が今おっしゃられるように本当にわかりやすい前進と、それが県民にも実感されるような状態というものが必要だと私も考えておりますので。ことしまた統括委員会というものを新しく編成し直しまして、より絞って指標を見ていこうと思っております。

○比嘉京子委員 この議論は何といいますか、私はこの間の県議会における議論が、例えば虫歯を予防するにはどういうことが必要ですかということを、本質的な議論をぜひどこかでやらなければいけないという気はしているのです。このこともいずれ議題にしたいとは思いますが、フッ素についての議論がありましたよね。そこで、本県のフッ素だけをきょうは確認したいと思うのです。フッ素に関して、フッ素洗口ということをして照屋議員との議論の中でされておられましたが、沖縄県のフッ素に対する考え方、これを読んでいると、推進をしておられるわけですよね。国の考え方、それからWHOの考え方、世界的な考

え方というのは、どのように認識しているのですか。

○国吉秀樹健康増進課長 国も健康日本21において、歯の健康ということでフッ素を推奨をしておりますし、WHOも同様に推奨しているということでございます。

○比嘉京子委員 私がお昼時間にネットで見たら、WHOのフッ素の扱いは、1994年に6歳以下の子供へのフッ素洗口は強く禁止するという、新しい見解を出していますとありますが、その認識はおかしいですか。

○国吉秀樹健康増進課長 私も確認しておりませんが、どういった意味で有効ではないと言っているのかわかりませんので、済みませんが確認をさせていただきたいと思っております。

○比嘉京子委員 有効性はあるのです。ですが、それに対する副作用を問題にしているわけです。前から副作用の問題があるわけなのです。ですから、濃度はもちろんありますが、それに対しての危険性ということのを否定できない環境があるということのを踏まえて、ぜひそれについて本県の考え方—推進派になっているのですが、そこら辺についてはもう一度調べていただけますか。

○国吉秀樹健康増進課長 一般質問でも、福祉保健部長からもそういった協議の場をつくって勉強していきたいという答弁がありますが、教育委員会の話がございますので、そういったようなところも話は十分に資料をそろえまして、また勉強、研究をしてまいりたいと思っております。

○比嘉京子委員 本論としては、なぜ虫歯の発生率が高いのかというところで、生活の問題、食の問題、そこに切り口を入れてほしいという要望を持っています。予防のためにそれを塗ることが有効だという考え方よりも、むしろ生活を子供のときからどう見直すかということは、虫歯のみならず習慣病に至ってまで、本質的なところで予防をしていくという議論を、ぜひ展開をお願いしたいと思っております。

○国吉秀樹健康増進課長 食が非常に重要であると、そして小さいころからの食習慣が歯の健康とも関係している、あるいは甘い物をとる習慣、そんなことも当然必要ではありますが、フッ素洗口、あるいはフッ化物の入った歯磨き粉

ということも、これもまた歯科保健にとって本質的なお話でございますので、一緒に進めてまいりたいと思っております。

○比嘉京子委員 では次に、これは両方にまたがることなのですが、私は本会議でも詰め切れなかったところで、152ページの新規陳情第73号の3です。離島・過疎地域の医療についてのところで看護師の確保—これはもう病院の陳情は全部看護師、医師の確保になっているのですが、ここで言う、2の処理概要のところから引っ張りたいのですが、皆さんの需給バランスを見ていると—看護師の需給バランスです、せんだって皆さんが出して、また私が答弁でいただいた需給バランスでは、平成22年で694名不足で、充足率が96%という認識があるのです。その認識についてなのですが、これには宮古病院、八重山病院の7対1看護もカウントされているのかどうか、まずそれをお聞きしたいです。入っているのかどうか。

○平順寧医務課長 今年度から始まった第7次の看護職員需給見通しの中には、宮古病院と八重山病院の7対1看護は入っておりません。

○比嘉京子委員 私の手元にあるのは第6次なのですが、後で第7次のものをいただきたいと思えます。では、第7次で示している需給見通しでは、宮古病院、八重山病院を入れたら、あとどれだけ必要ですか。

○平順寧医務課長 具体的には、宮古病院、八重山病院の病棟数が幾つあるのかという形で、病院事業局で具体的には試算できるものだろうと思っておりますが、大体ほかの病院との比較でおおよそでやると、両方の病院を足して大体90名ぐらいの看護師の増員が見込まれるのではないかと。具体的には病院事業局で試算できるものだろうと思っております。

○比嘉京子委員 結局、今は第7次でいうと、ここでは平成22年度でこうなるというのがあるのですが、第7次でいうと、あとどれだけ不足なのか。今のを入れると。

○平順寧医務課長 第7次の最終年—今年度が平成23年ですが、平成23年が必要に対する供給不足ですね、これがマイナス513名という形になっております。5カ年間でやる形になりますので、最終の平成27年が198名の供給不足という形になりますので、その間の中に90名が、宮古病院、八重山病院が入りこんで

くるとなると、その分が追加されるのだろうとっております。

○比嘉京子委員 もう一つお聞きしたいのは、その需給バランスの中に保育園の看護師も入っていますか。

○平順寧医務課長 保育所も入れ込んであります。

○比嘉京子委員 これは平成23年度から入っているということですか。入っていて513名ですか。

○平順寧医務課長 入って平成23年度は513名の不足ということになっております。

○比嘉京子委員 保育所は何園入れて、その数字になられたのでしょうか。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、比嘉委員から手持ち資料がないのであれば後で提供するよう依頼があり、平医務課長から提供する旨回答がされた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 では、病院事業局にお聞きします。今のことから、病院事業局の陳情はどことは言えないぐらいみんなに看護師の問題は入り込んでいるわけなのですが、せんだっての一般質問でお聞きしたところ、休床中の中部病院と南部医療センター・こども医療センターを解消するには、52名不足しているのだというお話がありました。中部病院の37名と南部医療センター・こども医療センターの15名ですかーを解消するためには必要であると。今、看護師定数に満たないのは何名いるというのはあるのですか。定数は全部埋まっているのですか、正看護師で埋まっているのかどうかなのです。どうですか。

○前田光幸県立病院課長 看護師については現在、配置定数が1659名に対して、職員は1575名を配置しております。現在、その数字とは別に84名一内訳としましては育児休業者、病気休職者、その他の休職者を入れまして、84名が休職と

いう状態でございます。これに対して、欠員補充として育児休業任期つき職員であったり、育児休業の臨時的任用職員等を76名、それから嘱託員を88名配置する形で補充をしております。

○比嘉京子委員 結局、今、定数は1659名ですが、今、充当しているのが1575名であると。定数も満たされていないという理解でいいですか。

○前田光幸県立病院課長 配置定数に対して現在、正職員で配置できている職員数が1575名、それ以外に正職員で休職中の職員が84名ということでございます。ただいま申し上げました数字は正職員の配置状況ということでございます。

○比嘉京子委員 ということは、常に100名ぐらいも一ある意味で、今の時点が100名ぐらい正職員の席があいているという理解でいいですか。100名以上というか。

○前田光幸県立病院課長 この育児休業者や休職者については、定数という概念とはまた別に、現に県職員としての身分を有しているという意味で、定員という考え方もございます。そういった意味では、実質的な職員として考えますと、その84名については、例えば育児休業が終了次第復職をするという数字としてとらえております。

○比嘉京子委員 こういう事態というのは、毎年というか、ある程度の実績数として継続しているという理解でいいですか。

○前田光幸県立病院課長 おおむね70名から80名ぐらいの実績で推移しているということです。

○比嘉京子委員 そういう方が戻って来られるように、ある意味で定数を担保しながらも嘱託や臨時的任用でそれを埋めていると、埋めて動かしているというか、やっているという実態でいいですか。このことに対して、実績があるわけですから正職員を今、そのときに中間で人を雇用しようとするときに、なかなか来ないのではないか、探せないのではないかというような実態が起こっていると思うのですよね。それは今の70名から80名のうちで、得られない人数というのは何名なのですか。どれぐらいなのですか。

○前田光幸県立病院課長 この84名の、いわゆる欠員でございますね、育児休業者等の欠員については、76名の臨時的任用職員や育児休業任期つき職員を配置しておりますので、そういう意味では8名が補充できていないという状況がございます。

○比嘉京子委員 ある意味で、人は五月雨的に育児休業をとったり病気休職をとったりするわけですから、その都度その都度得られる状況に市場としてはあるのですか。それとも、ある一定期間見つからずに、現場ではかなり過重なことをしていながら何とか後で補充をしていく、どういう状況なのですか。

○前田光幸県立病院課長 これらの欠員の補充に当たっては、いろいろと看護師確保イベント等を通して、臨時的任用職員や嘱託職員として募集をかけながら、その補充に努めておりますが、中には幾らか補充できない期間が個別ケースではあるようですが、ただ、例えば7対1であったり、10対1の看護基準を満たさずに病棟が運営できないという状況ではございません。

○比嘉京子委員 では、こういう途中、途中で人材を得るためには、どういうことを改善したらいいと考えておられますか。

○前田光幸県立病院課長 先ほど申し上げましたように、実際に個別ケースで育児休業者を一定期間補充できない場合もありますが、全体として施設基準を満たしながら患者に7対1であったり、10対1の看護を提供するというところの視点では支障は出ておりません。

○比嘉京子委員 基本的には今、宮古病院、八重山病院には欠員を出さないように送ってくださっているという理解をしているのです。その上で、中部病院や南部医療センター・こども医療センターで病床閉鎖をしていると思うのです。それを全部入れて稼働させようとする、やはり今は売り手市場なので、私としてはやはり定数化をきちんとやることによって、人は正職が隣にあるのに臨時的任用や嘱託でどうですかと言われると、それはだれだって身分の安定性、保障、さまざまな点から、だれだって当たり前のところを選ぶわけなのです。そういうことを考えると、私は今の質疑の中から、ぜひ今、議論中だとおっしゃっていただきましたので、本当の意味で過重労働をどうやって、また夜勤体制をですね、情報によるとICUから引っ張ってきて、月9回以上になることによって、診療報酬にも影響が出るのではないかというような事態も聞こえてく

るのです。そういうことを解消するためには、きょう御一緒だからあえて言うのですが、しっかりと定数化していくということをやらないと、本当に人が抜けることによって病院が崩壊していくということを県立病院であってはいけないと思うのです。そういう意味で、私は最大の特効薬と言えれば変ですが、最善の策はまずは定数化をしていく。そしてきちんと人を確保していく。確保して身分を安定することによって抜ける率をいかに減らすか、こういうことをぜひやっていただきたいと思います。これは要望です。

最後に、先ほど奥平委員から同じ15ページの県立八重山病院の築31年の問題がありました。償還の期間等をいろいろと本人はおっしゃっていましたが、私は30年ごろのあんな遠い話ではないだろうと思っているのですが、病院事業局長はどうですか。

○伊江朝次病院事業局長 私もそうありたいと思っています。そのためにはやはり県立病院事業の経営をしっかりと改善して、新しい病院をつくっても揺るがないような盤石なものにしたいと思っておりますので、ぜひ御協力をお願いします。

○比嘉京子委員 議員みんなでバックアップしますから、よろしくをお願いします。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
佐喜真淳委員。

○佐喜真淳委員 まず100ページ、陳情平成22年第162号、「沖縄県がん対策推進基本条例」の早期制定を求める陳情について。今年度中に制定するという手続というか、取り組みをしていると思いますが、現在の取り組み状況はどうなっているのかをお願いします。

○平順寧医務課長 がん対策推進基本条例の制定につきましては、今年度中に制定する方向で、先月、専門医と、それから患者会の代表者たちとの意見交換を行いまして、今後の進め方とか意見交換を行いました。参加された方々からいろいろな職のところから、いろいろな意見を聞いていただきたいということがありまして、そういう委員会をまず設置しようということになりました。その後、委員会を設置する方向で7月中に一具体的にはもう来週、委員会を開催して進める形ということで、今、動いています。

○佐喜真淳委員 委員会を来週立ち上げるという話でございますから、もう既にメンバーは決まっていると思うし、あと工程表も既に確定しているという理解でよろしいですか。

○平順寧医務課長 最初、4月ごろにつくった工程表では6月から始まってということだったのですが、1カ月おくられているのですが、10月までには素案をつくってパブリックコメントのところに入ってくるような形で進めていきたいと思っております。

○佐喜真淳委員 また9月にこれは確認させていただきますが、若干おくれはあるにしても今年度中に制定すると。一方で患者会、あるいは家族会、その医療機関の方々と調整をしながら、沖縄県に特化された条例になると思うし、そういう条例でなければならないと思いますから、ぜひそのあたりは魂を入れ込むような形でやっていただきたいと思います。がん条例は平医務課長を信じてこれで終わります。

あと、先ほど来いろいろと議論されています136ページ、陳情第35号です。まず福祉保健部長に確認したいのは、今、国が新たな制度を2015年ごろをめどに進めているのですよね。その評価というものを一現時点での骨格というか、今進めている国の骨格の子育て新システム、どうとらえていますか。評価しているのか、していないのか。

○宮里達也福祉保健部長 まだ評価できるほどの具体的な案になっていないのではないかと、私は今感じているのですが、どうでしょうか。

○佐喜真淳委員 だから私は思うのは、この3団体はそういう情報をとって、今のこの新システムに移行した場合に、沖縄の保育事情とかそういうものが少なくとも格差が出てくる、公的責任がなくなってくるという視点で陳情を出されているのです。ですから確認したいのは、行政マンである皆様方がその思いを酌み取って、何が心配で、何が懸念材料としてあって、沖縄型の保育というものをどのように育て上げればいいのか。制度そのものがスタートしてからでは遅いから、工程表の中でどういう形で皆様方が沖縄の思いというものを、政府に訴えていくかということが大切だと思うのです。先ほど福祉保健部長は、沖縄県の意味を示すということで県議会のサポートも欲しいと、県議会は県議会として、仲村委員が言ったように決議はする、それはある意味沖縄型の状況

を、現行の制度でいいから拡充していく、新制度というのは懸念される条項はいっぱいあるので、やはりそういうことを含めて決議するわけなのです。そこを保育の現場である福祉保健部が国の動向を注視するようでは、私はどこかおくれるような気がするのです。だから今現在の評価として工程表も示されております、国の。いくらおくれてはいるにしても粛々と進められているのです。処理方針では、「本県に及ぼす影響について整理し、必要な対応をしてまいりたいと考えております」と。これはどうしても時間との勝負になると思うのです。もう一度、答弁をお願いできますか。

○宮里達也福祉保健部長 佐喜真委員の御指摘のとおりで、先ほども答弁しましたが、子供の視点に立ってどういう保育の状況がいいのかというのは非常に重要な課題です。先ほど、具体的ななという意味で、こういう評価ですというレベルまで達していないのではないかという話をしましたが、県としましては、もしこれを具体化するときには、必ず我々地方公共団体一県と調整してくださいということを申し入れていますので、その中で具体的な調整にはなるのだと思います。

○佐喜真淳委員 ぜひそういう角度でやってください。提案ですが、けさ、陳情者の方々の参考人招致をしました。執行部とのやりとりがあるかという仲村委員からの質疑の中で、そういうやりとりはないと。私が確認したのは、例えば国でもそうなのですが、やはりそういう保育業界の意見が反映されたシステムになっているかといったら、全国ベースで見てもなっていないという判断なのです。ですから、こういうリーフレットみたいな形で九州地区の3団体、後ほど皆さんにお見せしますが、ぜひ現場の声をしっかり前もって聞く姿勢というのも大切だと私は思うのです。そのあたりはどうですか、やるおつもりは、ないですか。

○宮里達也福祉保健部長 保育関係団体とは新システムに関しての特化した話し合いは、もちろん公式にはやられていませんが、日々の中での話し合いはやられている事実はあるのです。ただ、今般の新システムに関しては、やはり協議することも必要だろうと我々も認識してまして、そういう保育のあり方を協議する場をつくる予定になっています。

○佐喜真淳委員 ぜひ皆さんの姿勢というものが、これからの沖縄の保育の現場というものに反映されると思いますから、ぜひ早目に協議の場を設けながら、

早目、早目に手を打っていただきたいということを要望しておきます。

あと、157ページのDNA検査の陳情ですが、けさの新聞で2紙の記事がございます。それを受けて確認したいのは、具志堅さんという方が、直接、厚生労働省に行ってやってきているのですが、この部分は福祉保健部長はどう思いますか。私はこれは県がやるべきだと思っているのですが。ボランティア団体のガマフヤーの代表者である具志堅さんが、直接、厚生労働省へ行って、いわゆるDNA鑑定というのを、沖縄の戦後処理の一つとして、亡くなった方をしっかりと家族のもとへ返すシステムというのかな、それを具志堅さんが行ったと。その記事というのは、多分2月ごろにも出ているのです。ですからその間、まあ今までは身元確認は厳しい状況だったのですが、DNA鑑定というものが確立されてできるようになったと。それを受けて、やはり迅速に県がその状況を厚生労働省に確認しながら、沖縄の戦後はそれなしには処理できないと、終わらないということからすると、もっと積極的な行動をしてもよかったですのではないかと思うから、この記事を見てどう思いますかと確認しているのです。これは別に悪い意味ではなくて、もっと頑張ってもらいたいという意味で、エールを送る意味で聞いています。

○垣花芳枝福祉企画統括監 この件につきましては、ガマフヤーの具志堅さんは非常に思いの深い方で、ライフワーク的に10数年にわたって非常に活動してこられている方です。そういう意味では、みずからの力で動かしていきたいという思いも非常に強い方でございます。私どもとしましては、そういうボランティアの皆さんが一生懸命やっているということも踏まえまして、今年の5月ごろから今の遺骨収集のあり方、先ほどの手掘りの話もありましたがそれも含めて、DNA鑑定をどう迅速化するかということも含めて、実は数回と申しますか、断続的に国との意見交換は進めてまいりました。具志堅さんがそういう申し入れを行っていること、国と協議していることにつきましても、国からは情報的にはいただいております。その辺のところは、やはり意向を酌んでいくという方向での取り組みは可能かということについては、県としても意見を申し入れてきたところですので。やはりこの遺骨収集とか戦後処理については、今の沖縄のいろいろなところで活動なさっている方たちの一ボランティアでやっておられる方たちの思いをいかに結集していくかということは大事なことで、県としては思っております。そういう意味では平成23年度に、先ほど福祉・援護課長からもありましたが、情報に関する一元化と申しますか、情報の収集体制、それから発信体制を強化していくということになっていきますので、そういうところでしっかりと受けとめた形で、一緒に進めていきたいと思っている

ところでは。

○佐喜真淳委員 ぜひ、そういう方向で頑張っていたきたいし、先ほど18万余の遺骨が収集されているという話ですが、そこまで全体的にカバーするのは大変厳しいと思いますが、ただ、1つでも多くの身元を判明できるように、県が主導をとりながら、情報をしっかりと開示できるようにしていただきたいと要望しておきます。

最後に160ページの対馬丸記念館の陳情ですが、いろいろと議論を聞いたときに、その会館の財団法人の方々というのは、県の融資は必要ないということでスタートしたという背景を踏まえて、約10年近く運営をしてきたと思います。ただ、今回、このような形で県に要請する背景というのは、どういう背景があるのですか、わかる範囲でよろしいですから。過去とこれからの違いは、何か要因があるのですか。

○大村敏久福祉・援護課長 県としては、当該財団法人と連携しながら国との事業に向けての話し合いも毎年やっている状況にありまして、そういう意味からも、また先ほども説明しましたが、経営状況も急に悪くなっているという状況にもないものですから、急でびっくりしているというか、唐突感があると感じているところです。今後も財団法人と連携をして、きちんと財団法人の運営がうまくいくように努力していきたいと考えております。

○佐喜真淳委員 約10年近くは独自の経営形態でやってきたのですが、ことしになってこういう陳情を出すということは、何か社会的背景というものがあるだろうということで。多分、国が公益法人の制度を大改革しますよね、その背景があって、多分こういうことも含めて県に対しての援助というか、支援を要請したような気がするのですが。これは公益法人の移行というのは、どのようになっているのかわかりますか。

○大村敏久福祉・援護課長 公益法人について新しい制度に移行するというのが、平成20年12月から平成25年11月の5年間にやることになっております。それで要請書の中には、そういう趣旨のことが書かれておりましたので、移行を担当している部局に確認しましたところ、当該財団法人の財務状況から移行ができない状況にはないという確認ができました。その所管課は福祉・援護課になりますので、その移行に向けても当該財団法人と協力しながら、新しい財団法人への移行に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○佐喜真淳委員 陳情の中身にはいろいろと書いてあるのですが、公益法人の移行の問題は、執行部としてはさほど今のところは問題ないと。そこは財政的にも、例えば移行に当たっては何ら支障がないという一まあ平成25年の11月ですか、今現在からすると、その公益法人の移行そのものが当該財団法人の財政状況とか、移行に当たってのハードルというのは、そんなに高くないということと理解してよろしいですか。

○大村敏久福祉・援護課長 そのとおりであります。

○佐喜真淳委員 いずれにしても、いろいろとこの対馬丸記念館の財団法人としっかり連携をとりながら、どういう対応が県としてできるかというの、しっかりと判断をしていただきながら、とりあえず段階的のかもしれないし、財政的な問題、あるいは存続に向けて、どういう角度から県の援助ができるかも含めて、少し皆さんの中でしっかりと議論をしていただきながら、陳情者の方々と情報交換をやっていただきますよう要望して終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、福祉保健部及び病院事業局関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び請願等の採決の順序及び方法について協議)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず初めに、乙第6号議案沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見・討論等なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第6号議案沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○赤嶺昇委員長 挙手多数であります。

よって、乙第6号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第7号議案沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見・討論等なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第7号議案沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○赤嶺昇委員長 挙手多数であります。

よって、乙第7号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第10号議案交通事故に関する和解等についてを採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第10号議案は可決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議願います。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、平成23年第3回定例会において採択した陳情第10号「国立沖縄青少年の家」存続に関する陳情は、意見書を提出してもらいたいという要望の陳情でありますので、議員提出議案として、意見書を提出するかどうかについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、国立沖縄青少年の家の存続に関する意見書を議員提出議案と

して提出するかどうか及び文案、提案方法について協議した結果、議員提出議案として意見書を案のとおり提出することで意見の一致を見た。）

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

議員提出議案としての国立沖縄青少年の家存続に関する意見書の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、先ほど採択した陳情平成22年第62号保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情、陳情第35号子供の健やかな成長と保育制度を守ることに係る陳情及び第45号「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革に反対する意見書の提出を求める陳情は、意見書を提出してもらいたいという要望の陳情でありますので、議員提出議案として、意見書を提出するかどうかについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

（休憩中に、保育制度改革に関する意見書を議員提出議案として提出するかどうか及び文案、提案方法について協議した結果、議員提出議案として意見書を案のとおり提出することで意見の一致を見た。）

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

議員提出議案としての保育制度改革に関する意見書の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、平成23年第3回定例会において採択した陳情第34号新沖縄振興計画での「幼稚園教育の制度改善」に関する陳情は、意見書を提出してもらいたいという要望の陳情でありますので、議員提出議案として、意見書を提出するかど

うかについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、幼稚園教育の制度改善に関する意見書を議員提出議案として提出するかどうか及び文案、提案方法について協議した結果、議員提出議案として意見書を案のとおり提出することで意見の一致を見た。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

議員提出議案としての幼稚園教育の制度改善に関する意見書の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願1件、陳情132件と、お手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情等の処理はすべて終了いたします。

した。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 赤 嶺 昇